

# 令和元年度 自己点検・評価報告書

令和2年10月

滋賀短期大学

## 目次

自己点検・評価報告書 .....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	1
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	11
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>	<b>15</b>
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	15
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	23
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>	<b>27</b>
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	27
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	47
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....</b>	<b>66</b>
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	66
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	80
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	84
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	86
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....</b>	<b>94</b>
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	94
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	96
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	99

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学園は、大正 7 年に中野富美が創設した松村裁縫速進教授所に始まり、実業学校を開設して女性の自立のための職業教育に寄与してきた。戦後は新制高校である滋賀女子高等学校として発展してきた後、昭和 45 年には滋賀女子短期大学を開設し、地域の女子高等教育の推進に努めてきた。昭和 55 年には同附属幼稚園を置き、平成 20 年からは、学園の改革に伴って男女共学の滋賀短期大学となり、附属高等学校、附属幼稚園を擁している。

本学は、開学当初は服飾学科 50 人、幼児教育学科 50 人の 2 学科からなり、1 学年の入学定員は 100 人であったが、のちに時代の要請に応じて入学定員を増やし、また秘書科を開設した。現在は服飾学科を改称した生活学科 80 人、保育を加えた幼児教育保育学科 150 人及び秘書科を改称したビジネスコミュニケーション学科 100 人の 3 学科を擁し、1 学年の入学定員が 330 人の短期大学である。各学科では建学の精神を基に、時代と社会の要請に応えられるコースの設置や教育内容の改革に取り組んでいる。

学園と短期大学の沿革は、次のとおりである。

大正 7 年	4 月	中野富美「松村裁縫速進教授所」を大津市に開設
大正 8 年	4 月	「大津裁縫速進教授所」と改称
昭和 3 年	4 月	「大津裁縫女学校」を開設 中野富美 校長に就任
昭和 4 年	4 月	同校 滋賀県から滋賀県実業補習学校女子教員の養成を委託される
昭和 6 年	4 月	実業学校令に基づく学校に昇格、「大津高等裁縫女学校」と改称
昭和 19 年	1 月	財団法人純美禮学園設立認可 中野富美 理事長に就任
昭和 19 年	4 月	「大津高等裁縫女学校」を「滋賀高等女子実業学校」と改称
昭和 23 年	4 月	学制改革に伴い、新制高等学校に組織変更し、「大津家庭高等学校」と改称
昭和 26 年	3 月	私立学校法の施行に伴い、財団法人純美禮学園を学校法人純美禮学園と組織変更認可
昭和 26 年	4 月	中野富美 理事長に就任
昭和 36 年	4 月	「大津家庭高等学校」を「滋賀女子高等学校」と改称
昭和 41 年	3 月	松村信蔵理事 理事長に就任
昭和 45 年	4 月	「滋賀女子短期大学」を開学、服飾学科入学定員 50 人、幼児教育学科入学定員 50 人 服飾学科に中学校教諭二級普通免許状（家庭）及び幼児教育学科に幼稚園教諭二級普通免許状授与の課程認定を受ける
昭和 45 年	4 月	松原武夫 初代学長に就任
昭和 45 年	12 月	幼児教育学科に保母養成校の指定を受ける
昭和 51 年	4 月	原山淑夫理事 理事長に就任 服飾学科入学定員 80 人(30 人増)、幼児教育学科入学定員 120 人(70 人増)
昭和 55 年	4 月	「滋賀女子短期大学附属幼稚園」を開園
昭和 56 年	8 月	中野幹夫理事 理事長に就任
昭和 59 年	4 月	川崎 源 学長に就任
昭和 62 年	4 月	秘書科を開設、秘書科入学定員 100 人
昭和 62 年	10 月	滋賀女子短期大学公開講座を開設（以後、毎年開催）
昭和 63 年	11 月	純美禮学園創立 70 周年記念式典を挙げる
平成 2 年	11 月	滋賀女子短期大学創立 20 周年記念式典を挙げる
平成 3 年	4 月	服飾学科を生活学科に改称、秘書科入学定員 150 人（期間付臨時定員 50 人増）
平成 4 年	4 月	岡野久二 学長に就任
平成 12 年	4 月	秘書科をビジネスコミュニケーション学科に名称変更 榎 和子 学長に就任

平成 14	年	4 月	乳幼児総合研究所を開設
平成 15	年	4 月	幼児教育学科を幼児教育保育学科に名称変更、幼児教育保育学科入学定員 150 人（30 人増）、ビジネスコミュニケーション学科入学定員 120 人（期間付臨時定員を 50 人から 20 人に変更） 入試広報センター及び学生支援センターを設置
平成 16	年	4 月	松村文夫理事 理事長に就任
平成 17	年	4 月	ビジネスコミュニケーション学科入学定員 100 人（期間付臨時定員期間満了により 20 人減） 生活学科に製菓衛生師養成校の指定を受ける（入学定員 40 人）
平成 18	年	4 月	幼児教育保育学科入学定員 170 人（20 人増） 板倉安正 学長に就任
平成 20	年	4 月	男女共学化に伴い、「滋賀短期大学」に改称、「滋賀女子高等学校」は「滋賀短期大学附属高等学校」に改称し、「滋賀短期大学附属幼稚園」を併せ持つ短期大学となる
平成 20	年	5 月	純美禮学園創立 90 周年記念式典を挙行 高等教育開発センターを設置
平成 21	年	3 月	(財)短期大学基準協会における第三者評価にて「適格」と認定される
平成 22	年	1 月	生活学科に栄養士養成施設の指定を受ける（入学定員 30 人） 生活学科に栄養教諭二種免許状の課程認定を受ける
平成 23	年	10 月	ビジネスコミュニケーション学科に日本医師会認定医療秘書養成校の認定を受ける
平成 23	年	11 月	東北文教大学短期大学部と相互評価を実施
平成 24	年	4 月	佐藤尚武 学長に就任
平成 24	年	12 月	地域連携研究センターを設置
平成 25	年	5 月	地域連携研究センターを地域連携教育研究センターに名称変更 地域連携年報創刊号を刊行
平成 26	年	2 月	子育て支援教育プレイルームを開設
平成 26	年	3 月	キャンパス内全面禁煙化
平成 28	年	3 月	(財)短期大学基準協会における第三者評価にて「適格」と認定される
平成 28	年	4 月	食健康コース入学定員 35 人（5 人増）、製菓マイスターコース入学定員 35 人（5 人減）
平成 30	年	4 月	秋山元秀 学長に就任 食健康コース入学定員 45 人（10 人増）
平成 30	年	5 月	純美禮学園創立 100 周年記念式典挙行
平成 31	年	4 月	幼児教育学科入学定員 150 人（20 人減）、製菓マイスターコースを製菓・製パンコースに名称変更

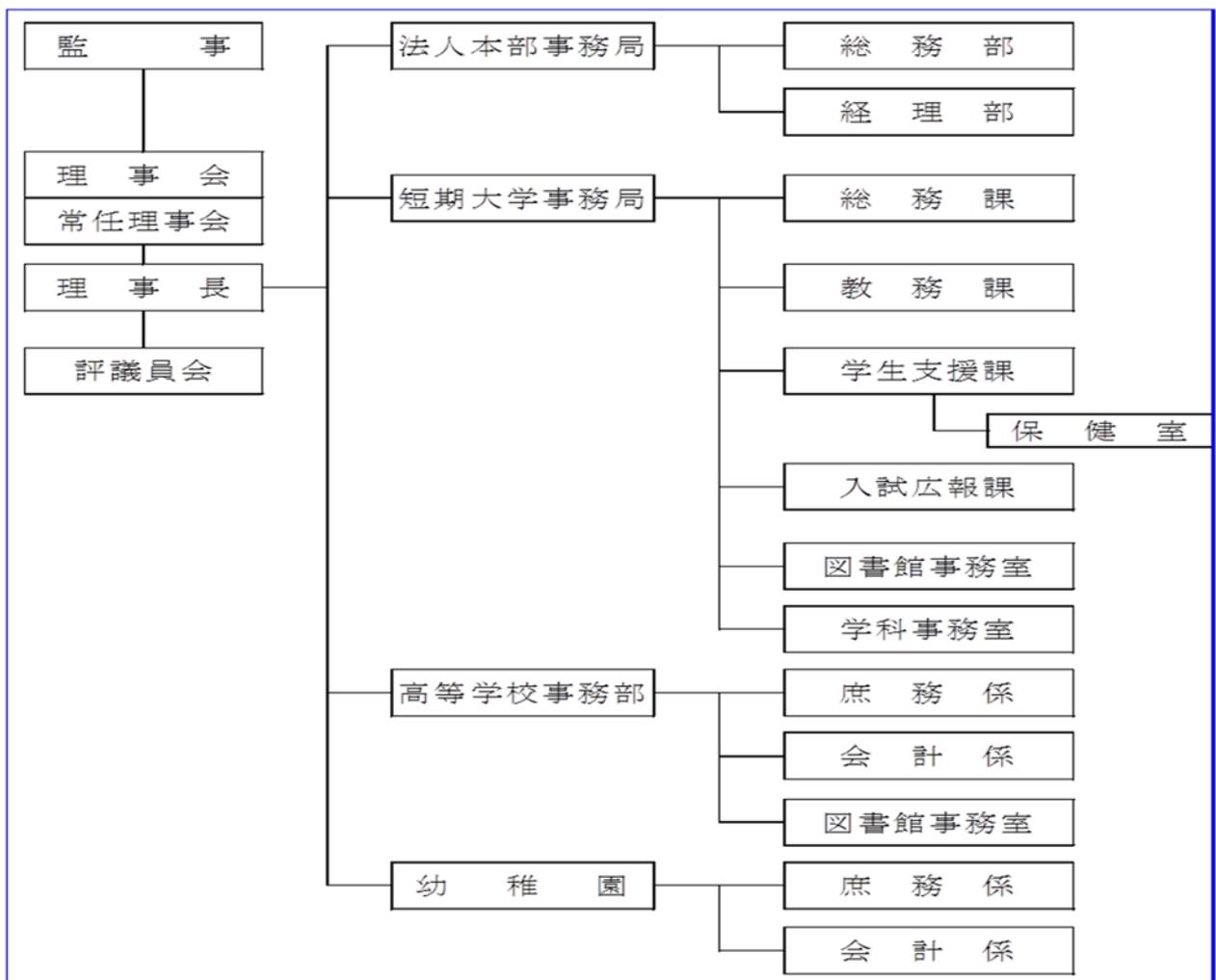
(2) 学校法人の概要

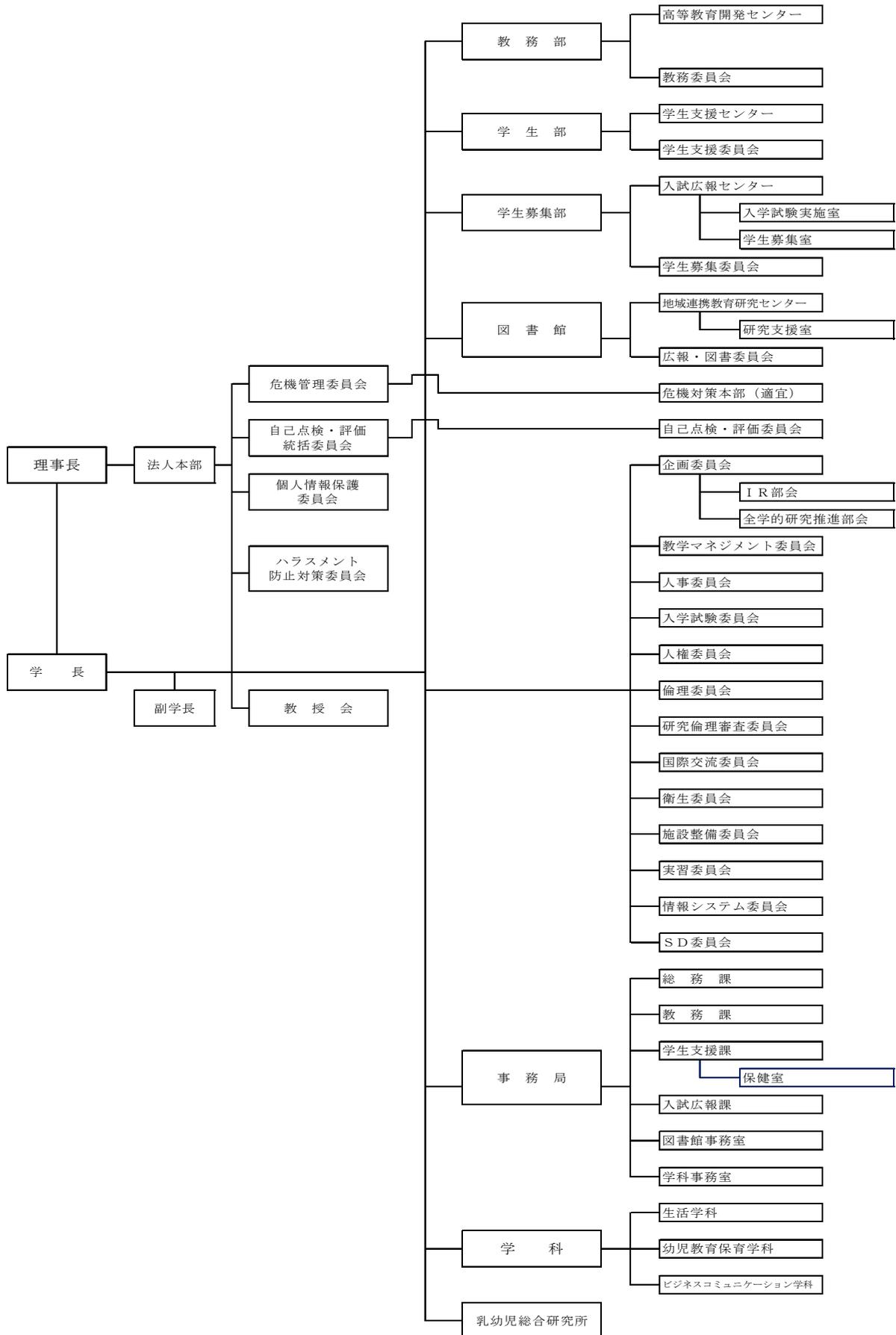
- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元年5月1日現在

教育機関	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
滋賀短期大学	大津市竜が丘 24 番 4 号	330 人	680 人	549 人
附属高等学校	大津市朝日が丘一丁目 18 番 1 号	280 人	840 人	700 人
附属幼稚園	大津市竜が丘 24 番 3 号	3 歳児 50 人 4 歳児 60 人 5 歳児 60 人	170 人	139 人

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和元年5月1日現在





(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は、滋賀県の南西部に位置する大津市に立地する。平成 31 年 4 月 1 日現在の滋賀県の推計人口は、1,411,498 人<sup>\*1</sup>であり、この 1 年間で 1,484 人の増加がみられた。県庁所在地である大津市の人口は 341,192 人<sup>\*1</sup>であり、この 1 年間で 648 人の増加がみられた。大津市を含め、滋賀県南部は全国的動向からみて人口動態は安定しており、若年人口も大幅な減少はみられない。

学生の入学動向では、滋賀県出身者の比率は 80%前後で安定して推移しており、次いで京都府出身者が多い状況である。今後の滋賀県内の 18 歳人口数の推移については、向こう 6 年間は 14,000 人台をほぼ維持することが予想されており、全国的にみて落ち込みは少ない状況にある。

<sup>\*1</sup>平成 31 年 4 月 1 日現在の滋賀県が公表している数値

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/zinkou/maitsuki/304619.html>)

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（過去 5 年間）

地域	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
大津市	83	24%	70	24%	76	24%	82	28%	67	25%
湖南地区	63	18%	57	19%	58	18%	41	14%	41	15%
甲賀地区	34	10%	26	9%	36	11%	32	11%	29	11%
湖東地区	67	19%	58	20%	56	17%	57	19%	46	17%
湖北地区	29	8%	31	11%	35	11%	26	9%	20	8%
湖西地区	6	2%	2	1%	5	2%	5	2%	3	1%
京都府	36	10%	26	9%	36	11%	23	8%	21	8%
大阪府	3	1%	3	1%	3	1%	0	0%	4	2%
福井県	11	3%	8	3%	6	2%	11	4%	6	2%
三重県	4	1%	2	1%	1	0%	1	0%	1	0%
その他	12	3%	10	3%	9	3%	15	5%	28	11%
計	348	100%	293	100%	321	100%	293	100%	266	100%

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

## ■ 地域社会のニーズ・地域社会の産業の状況

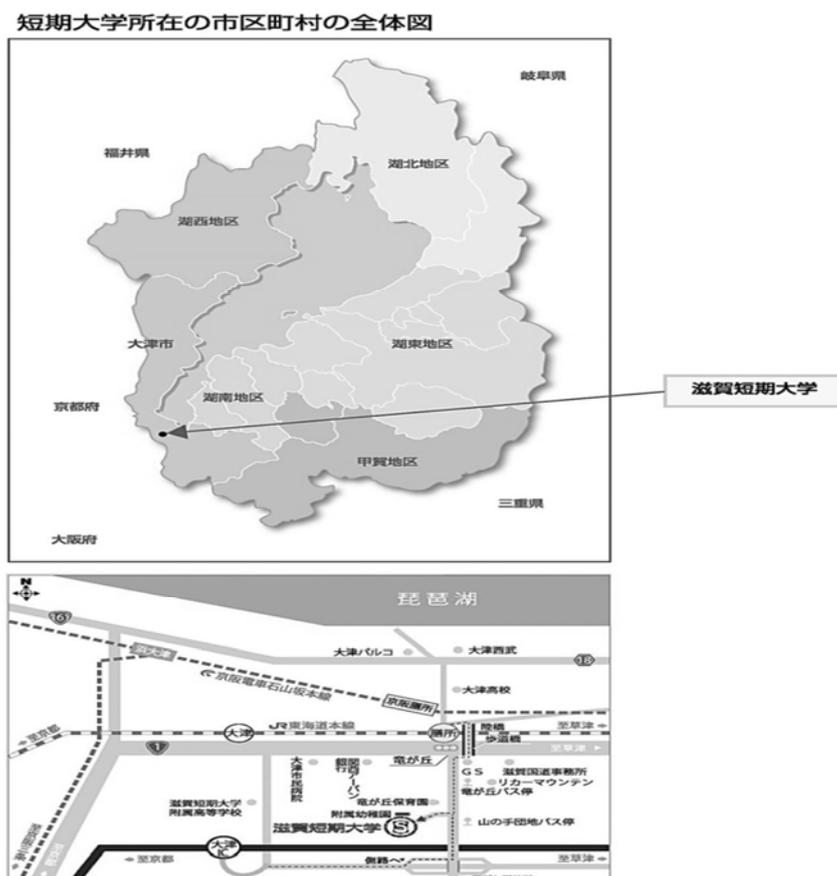
地域社会の産業の状況及び地域社会のニーズとしては、滋賀県は近畿地方と中部―北陸地方を結ぶ幹線交通路が通り、流通の拠点であることが大きな特色である。そのため、内陸工業が発達し、また国内最大の湖である琵琶湖を中心として水資源が豊富であるなど、地理的条件に恵まれている。特に、大手企業の工場が立地しており、第2次産業（製造業）の比率が高いことが特徴である。

本学が立地する大津市は県内産業経済の中心地として、電気機器や繊維関連の製造産業をはじめ、多くの企業や事業所・研究所がある。また、観光や物流等のサービス産業や福祉関連事業も盛んである。平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、大津市においても、乳幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「大津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「保育の量」を確保するための施設整備、「保育の質」を確保するための研修事業などの各種施策を展開し、子育て支援の充実を図っている。

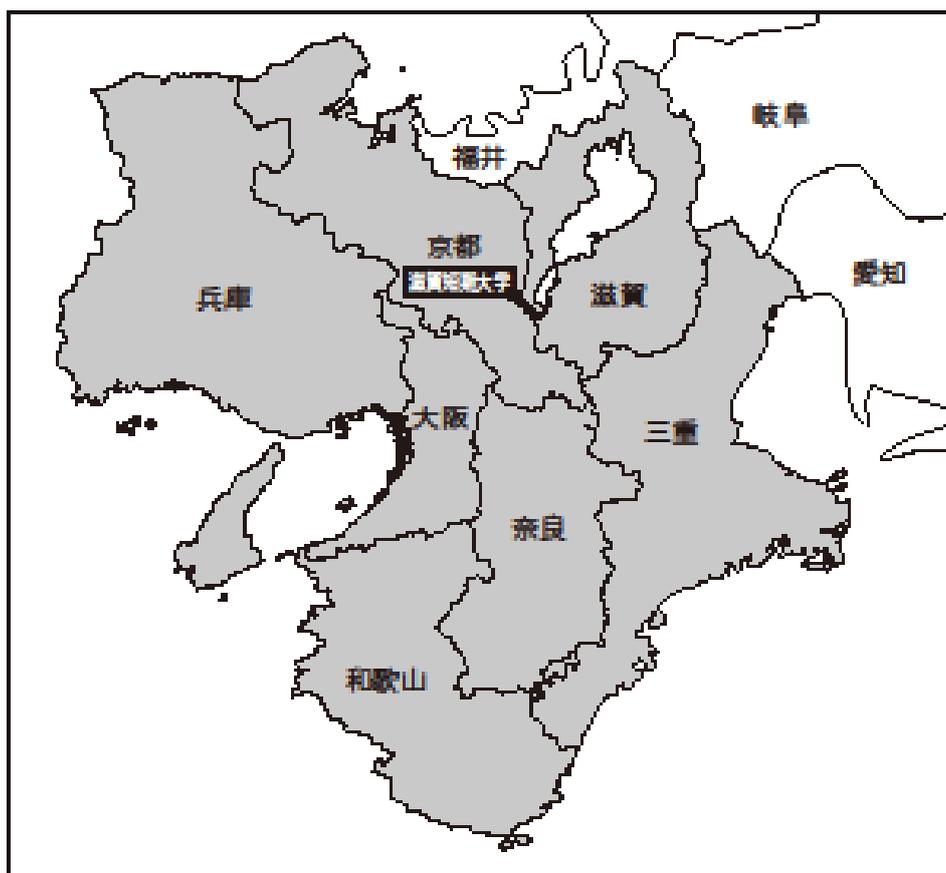
このような滋賀県の人口動態や産業状況を背景に、本学ではここ数年来、就職内定率は99%台を維持している。今後も地域社会のニーズを的確に把握し、教育研究における地域との連携を深めながら、地域に根ざした短期大学づくりに取り組んでいく。

## ■ 短期大学所在地の全体図

### 短期大学所在の市区町村の全体図と短期大学周辺地図



短期大学周辺の都道府県地図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
卒業要件として教育課程に記載されている科目には、成績評価の基準及び方法を明示することが望まれる。
(b) 対策
シラバスに「成績評価の方法及び基準」を明示する。これは、授業科目の到達目標に対する達成感をどのように測るか、評価基準とする項目について評価する割合を%で明示するものである。「後世に運用できるか」「成績の差について説明可能か」といった点についてしっかり吟味したうえで設定する。
(c) 成果
平成 28 年度シラバスに明記するとともに、学生には教務オリエンテーション時に説明し、新任教員と非常勤講師には教務説明会で説明することにより周知が図られている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
理事会及び評議員会の議決の取り扱いについて、一括委任ではなく、書面により議案に対する賛否を表明する方法で採ることが望ましい。
(b) 対策
理事会及び評議員会の議決については、議案ごとに書面により賛否を表明する方法に改める。
(c) 成果
平成 28 年 12 月から、欠席の場合は、議案ごとに書面により賛否を表明する方法に改め、理事会及び評議員会は同じ方法による対応が図られている。

② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

(a) 改善意見等
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

令和元年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	Student Handbook（学生便覧）、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート（私学版）等
2	卒業認定・学位授与の方針	Student Handbook（学生便覧）、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート（私学版）等
3	教育課程編成・実施の方針	Student Handbook（学生便覧）、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート（私学版）等

4	入学者受入れの方針	Student Handbook (学生便覧)、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート (私学版) 等
5	教育研究上の基本組織に関すること	Student Handbook (学生便覧)、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート (私学版) 等
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ウェブサイト、大学案内、学報、大学ポートレート (私学版) 等
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	ウェブサイト、大学案内、学生募集要項、大学ポートレート (私学版) 等
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	シラバス、Student Handbook (学生便覧)、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート (私学版) 等
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	シラバス、Student Handbook (学生便覧)、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート (私学版) 等
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	Student Handbook (学生便覧)、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート (私学版) 等
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	Student Handbook (学生便覧)、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項、大学ポートレート (私学版) 等
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	Student Handbook (学生便覧)、ウェブサイト、大学案内、大学ポートレート (私学版) 等

ウェブサイト <https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/release-2019/>

日本私立学校振興・共済事業団ウェブサイト「大学ポートレート (私学版)」  
<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000497801000.html>

## ② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	ウェブサイト、学報等

ウェブサイト <https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/release-2019/>

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

## (7) 公的資金の適正管理の状況-(令和元年度)

公的資金については、有効かつ適正に使用されなければならないことを認識し、「学校法人純美禮学園経理規程」、「滋賀短期大学科学研究費補助金事務取扱規程」、「滋賀短期大学個人研究費運用内規」及び「滋賀短期大学旅費支給内規」に基づき、適正に処理されている。文部科学省以外の研究費補助金（これらに類する政府補助金等）の取扱いについても、同様に対応している。学内の責任体制は、最高管理責任者を学長に、統括管理責任者を事務局長に定め、公的研究費の管理・運営に関する通報窓口も設置している。また、関係書類、研究費支払の執行には総務課の複数職員で確認するなど、その管理・運営においては組織的に取り組んでいる。これまで不正行為や取扱いルールに違反する重大な事実が指摘されたことはなく、適正に機能していることが確認できている。

近年、会計検査等による公的資金の管理状況について指摘事項が多くみられる状況を踏まえ、本学においても監査部門だけではなく、資金を受ける研究者に適時ヒアリング等を実施し、適正な補助金の執行に努めている。また、平成 27 年度には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の見直し（平成 26 年 2 月、文部科学大臣決定）に伴い、本学の規程を整備している。平成 28 年 4 月 1 日に現行の「滋賀短期大学科学研究費補助金事務規程」を廃止し、「滋賀短期大学公的研究費取扱規程」を制定するとともに、「滋賀短期大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を制定し、責任体制の明確化、公的研究費の適切な管理・運営体制の整備、点検・調査体制の機能強化、不正防止対策、公的研究費の使用にあたっての確認書等の提出義務等について規定した。

平成 31 年 4 月「学校法人純美禮学園内部監査に関する規定」を制定し、学園の業務の適正化や効率的な運営を図るため内部監査室が設置され、令和元年 11 月に本学は監査受験し、指摘事項等を改善する中で相互研鑽し、不正防止や適正管理に取り組んでいる。

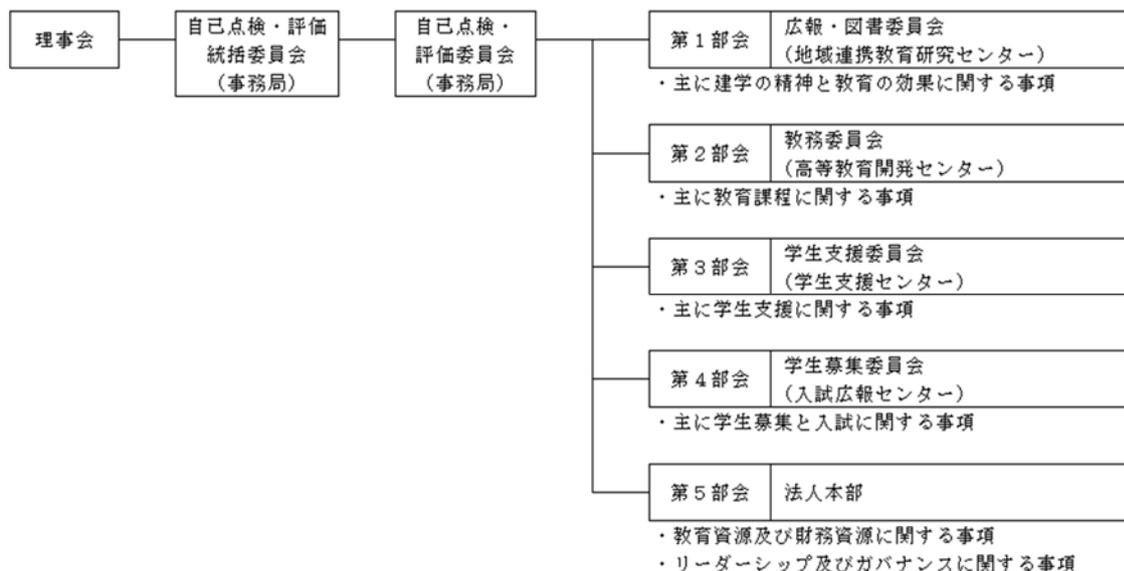
## 2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）  
令和元年度自己点検・評価に関わる委員会及び部会の構成員
  - （令和元年 5 月 1 日現在）
  
- 注) ◎は委員長及び部会長を示す。
  
- 

自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

令和元年度自己点検・評価に関わる委員会及び部会の構成員

	自己点検・評価 統括委員会	自己点検・ 評価委員会	第1部会	第2部会	第3部会	第4部会	第5部会
松村 文夫	◎						
秋山 元秀	○	◎					
小山内幸治	○	○					○
深尾 秀一		○	◎				
中平真由巳	○	○					○
清水まゆみ		○		◎			
原 知子		○			◎		
笹倉千佳弘					○		
石井 明						○	
山岡ひとみ			○				
灰藤友理子				○			
岸田みさき			○				
岡田 香織				○			
豊岡 真莉						○	
服部 聖羅					○		
荻田 純久	○	○					○
北尾 岳夫					○		
柚木たまみ	○	○				○	
前川 頼子					○		
松木 宏史				○			
久米 央也			○				
李 霞					○		
永久 欣也			○				
浜崎 由紀						○	
松井 典子				○			
林 幸範				○			
松村 都子			○				
山中 博史		○				◎	
沖山 圭子	○	○				○	
江見 和明				○			
金澤 雄介				○			
若生真理子					○		
堀池喜八郎			○				
井上 清久	○	○					◎
辰巳 勝則	○	○					○
浅見 義典	○	○					○
吉田 英史		○	○				○
太田美穂子				○			○
中村 治重						○	○
大伴 嘉彦					○		○
担当委員会	—	—	広報・図書	教務	学生支援	学生募集	—
事務局	法人本部	総務課	総務課 図書館	教務課	学生支援課	入試広報課	法人本部 総務課



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成26年度に、各部会を4部会から5部会に改正を行った。第1部会から第4部会は、主要委員会（広報・図書委員会、教務委員会、学生支援委員会、学生募集委員会）に関連づけられた。主要委員会には、全教員と事務局の各課が配置されており、自己点検・評価活動に全教職員が関与できる体制となっている。主要委員会は毎月1回定例会議を開催し、自己点検・評価活動はPDCAサイクルに則って即応的に対応できるようになっている。

なお、自己点検・評価報告書作成にあたっては、各部会が該当領域を担当している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（平成30年度活動と平成30年度自己点検・評価報告書作成中心に）

令和元年度自己点検・評価委員会における議題等

開催年月日	召集人数		議 題
	出席者	欠席者	
平成 31 年 2 月 14 日	14	1	1. 平成 30 年度自己点検・評価報告書の年間活動計画について 2. 平成 30 年度自己点検・評価報告書の各部会担当箇所の確認について 3. 報告書原稿作成にあたり注意点
令和 元年 5 月 16 日	14	1	1. 平成 30 年度自己点検・評価報告書の各部会提出状況と今後の予定について 2. 「相互評価データ」の提供について
令和 元年 6 月 13 日	13	2	1. 平成 30 年度自己点検・報告書の最終チェックについて

令和 元年 7 月 4 日 (自己点検・評価統括 委員会と合同開催)	14	1	1. 平成 30 年度自己点検・評価報告書の最終校正 による変更点について 2. 校了後の印刷・公開について 3. 令和元年度の取組み開始に向けて
令和 元年 2 月 13 日	14	0	1. 令和元年度自己点検・評価報告書の進捗状況 について 2. 事業計画書・事業報告書作成リスト 3. 今後の予定
令和 2 年 6 月 18 日	15	0	1. 令和元年度自己点検・評価報告書の最終校正 について 2. 今後のスケジュールについて
令和 2 年 7 月 2 日	15	0	1. 令和元年度自己点検・評価報告書の最終チェ ックについて 2. 次回の自己点検・評価統括委員会について 3. 第三者評価の受検について

令和元年度自己点検・評価統括委員会における議題等

開催年月日	召集人数		議 題
	出席者	欠席者	
令和 元年 7 月 4 日 (自己点検・評価委員 会と合同開催)	14	1	1. 平成 30 年度自己点検・評価報告書の最終校正 による変更点について 2. 校了後の印刷・公開について 3. 令和元年度の取組み開始に向けて
令和 2 年 7 月 9 日	13	0	1. 令和元年度自己点検・評価報告書(案)につい て 2. 令和 2 年度事項点検・評価活動 委員会実施 日程(案)について 3. 自己点検・評価委員会に関する規定の一部改 正(案)について

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

## [テーマ 基準 I -A 建学の精神]

## ＜根拠資料＞

提出資料：1 Student Handbook2019、2 大学案内[令和元年度 2019]、3 大学案内[令和2年度 2020]、4 ウェブサイト「大学紹介／建学の精神」

備付資料：1 純美禮学園 100 年史、2 純美禮学園ウェブサイト「ごあいさつ」、3 ウェブサイト「大学紹介／建学の精神」、4 公開講座案内、5 生涯学習講座案内、6 こども講座案内、7 地域移動講座案内、8 図書館連携講座案内、9 平野学区連携教育講座案内、10 滋賀短期大学・滋賀医科大学共催公開講座案内、11 図書館利用案内、12 公開授業募集要項、13 守山市と滋賀短期大学との連携協力に関する協定書、14 幼児教育アカデミー案内、15 地域連携年報第七号、64 高校生手作り絵本コンクール募集要項

## [区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

## ＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

本学は建学の精神を「心技一如」と表し、人格教育と実学教育を両輪とする高等教育の実現に努めている（備付-1）。本学を設置する学校法人純美禮学園の創設者である中野富美は、女性の自立を目指して「松村裁縫速進教授所」を開設するにあたり、「品性と能力は車の両輪の如くであるとの信念に基づき、第一に女性としてのうるわしい精神の涵養に意を注ぎ、此の精神に培われた技能の錬磨をはかり、両者相俟ちて立派な婦人の人格を築き上げることを日頃の念願として居ります」という教育理念を掲げ、学園名を「純美禮（すみれ）」とした。「純」は混じり気のない真心を、「美」は欠けたところのない調和の美しさを、「禮」は人に対する敬いの心を、学園名の中に込め、常にそれを希求してきた。昭和 45 年の本学の開学にあたって、この精神を受け継ぎ、建学の精神を「心技一如」と定めた。「品性を養う人格教育」と「能力を高める実学教育」を両輪とすることによってまことの教育が実現できるという理念は、男女共学となった現在も変わらず通用するものである。

また、この建学の精神は公共的性格を持ち、地域社会に広く受け入れられる開かれた公共性を内在している

「心技一如」の建学の精神は、本学のウェブサイト(備付-3)や Student Handbook2019 (提出-1) や大学案内(提出-2、3) などにも記載し、学内外での周知を図っている。

学内において、建学の精神は、さまざまな機会をとおして共通認識されている。新任教職員は、まず理事長からこの言葉の意味について訓示を受けることになっている。学生には、入学式、卒業式、新入生を対象とした「フレッシュマンセミナー」などでの式辞や挨拶を通じて周知している。

さらに、建学の精神をより明確に示すために、本学入口の玄関ホール正面に「心技一如」のプレートを設置し、これにより登学する学生や来客者に「心技一如」を周知できるようにしている。加えて、説明文を加えたプレートを学生ホール、体育館玄関入口、2号館入口、3号館入口に設置し、学生への周知を図っている。

平成30年度において、短期大学ウェブサイトにて紹介している建学の精神は、次のとおりである(備付-3)。

#### 短期大学のウェブサイトにおける大学紹介(建学の精神)より引用

本学の建学の精神「心技一如」は、母体である学校法人純美禮(すみれ)学園の創設者である中野富美先生の理想とすべき教育方針を四文字で表現した言葉です。「心技一如」の「心」とは心のはたらきとして品性を表し、「技」とは生きる術(すべ)としての能力をさしています。私たちが備えるべき品性と能力は、車の両輪のようなものであり、まことの教育とは、人格教育と実学教育を両輪とすることによって、はじめて実現できることを表しています。

この建学の精神を基に、本学の教育は、豊かな教養と実践的な専門の知識と技術を培い、社会の発展と文化の向上に貢献する人を育成することを目的としています。

建学の精神及びその解釈については、3つのポリシーと合わせて毎年定期的に教授会において確認している。

#### [区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### <区分 基準 I -A-2 の現状>

本学における地域・社会にむけた公開講座として、「公開講座」(備付-4)、「生涯学習講座」(備付-5)、「こども講座」(備付-6)を令和元年度も継続して開講した。公開講座においては、外部講師による講演を開催した。生涯学習講座では、「滋賀の食材を使ってアイデア料理」を新規に開講した。

平成 30 年度、令和元年度と図書館では、広く絵本を高校生に親んでもらうことを目的に、幼児教育保育学科の専門性を生かして「高校生手作り絵本コンクール」を開催した(備付-64)。

学外で行う講座として、平成 26 年度から「地域移動講座」(備付-7)及び「図書館連携講座」(備付-8)を開催している。地域移動講座は地域連携教育研究センターと乳幼児総合研究所による企画運営のもとに、地域の関係諸機関と連携して行い、幼児教育保育学科の教員が担当した。令和元年度は、6 市で開催し、自治体の教職員研修やリカレント教育の一環としての事業を推進することができた。図書館連携講座においては、生活学科とビジネスコミュニケーション学科の教員を中心に講座を担当し、大津市立図書館本館、大津市立和邇図書館、大津市立北図書館の 3 館で 1 回ずつ計 3 回の講座を開催した。

平成 29 年度から始まった学区連携講座では、大津市平野学区自治連合及び平野学区人権生涯学習協議会主催の「第 3 回平野学区連携教育講座」を開催した(備付-9)。本講座は、地域住民に向けた生涯教育の一環として位置づけられている。

これらに加え、滋賀医科大学との共催講座も継続して行っている(備付-10)。平成 21 年度から開催され、11 年目を迎えた令和元年度の共催講座は、8 月 10 日に本学で開催した。午前の「講演の部」では滋賀医科大学の教員及び附属病院の管理栄養士による講演を、午後の「調理実習の部」では本学生活学科の教員及び附属病院の管理栄養士による調理実習を行った。

平成 28 年度から地域住民の利便性がより高まるよう、図書館の環境整備を行い、外部開放を本格化した。外部利用者用の図書館利用案内(備付-11)を配布し、資料の閲覧、貸出しなどの利用を周知した。図書館のサービスのうち、WebOPAC、学術情報リポジトリを公開しており、学外からも利用することができる。

また、正規授業の一部を「公開授業」として地域住民にも開放し、本学のウェブサイトにおいて、その公開情報を周知するとともに、積極的な募集を行った(備付-12)。

令和元年度における行政機関との連携については、平成 29 年度から包括協定を締結している大津市と地域貢献に向けて継続的に協議を行うとともに、本学の公開講座に対しての協力を要請した。平成 29 年度から包括連携協定を締結した守山市とも継続的に協議を行うとともに、連携の協力を要請した。(備付-13)。

滋賀大学との連携による教員免許状更新講習に関しては、令和元年度は幼児教育保育学科の松井典子講師と浜崎由紀講師が講義を担当した。

文化団体などとの協働については、家庭的保育推進事業(基礎研修)講座において、県保育協議会からの依頼が 1 回、甲賀市からの依頼で 1 回あり、前川頼子教授が担当した。また、滋賀県では、保育現場におけるリーダー的な保育士等を育成するため、厚生労働省が定める「滋賀県保育士等キャリアアップ研修」を実施しているが、本学の幼児教育保育学科及び生活学科の教員がその研修の講師を年間 8 回担当した。

また、平成 29 年度から始まった「幼児教育アカデミー in SHIGATAN」を令和元年度も本学主催のもと開催し、滋賀短期大学附属幼稚園教員、幼児教育保育学科の教員による研修講座と「子どもの発達と体験」について外部講師を招聘し講演会を開催し

た（提出-14）。

令和元年度における地域との連携による教育研究活動をまとめると、表1のとおりである。

表1. 地域との連携による教育研究活動

活動内容	活動主体
近鉄リテーリングメニュー開発プロジェクト	生活学科の教員と学生
ZeZe ときめき坂ハロウィン	生活学科の教員と学生
へキセンハウスの制作と展示	生活学科の教員と学生
びわ湖こどもの国チャレンジ合宿	生活学科の教員と学生
滋賀短期大学と「道の駅竜王かがみの里」との連携事業	ビジネスコミュニケーション学科・生活学科の教員と学生
認知症サポーター養成講座とフォローアップ研修	ビジネスコミュニケーション学科の教員と学生
生活衛生対策事業	生活学科の教員
滋賀短期大学と「道の駅アグリパーク竜王」との連携企画型実習	ビジネスコミュニケーション学科の教員と学生
滋賀短期大学と「守山物部スポーツクラブ夏休みキッズ教室」での指導（連携企画型実習）	ビジネスコミュニケーション学科の教員と学生

地域貢献に関する取り組みについては、「地域連携年報」を刊行し活動などをまとめている（提出-15）。

本学は平成27年3月に国土交通省が推進する連携企画型実習に参加することを決定し、国土交通省近畿地方整備局の仲介により、同年5月に「道の駅竜王かがみの里」と実習に関する協定を結んだ。この実習では、学生ならではの視点や専門分野を活かして、道の駅の活性化につながる企画、農産物のブランド化、キャラクターの制作、地元食材を用いた新たな商品の開発を目的としている。平成30年度には、連携協定先として「道の駅アグリパーク竜王」を追加した新たな協定書が締結された。これまでの取り組みに対し、道の駅かがみの里からも高い評価を得ている。

各学科のボランティア活動として、生活学科では、ベーカリー塾が、9年前から膳所駅近辺の商店街活性化を図る「ぜぜときめき坂ハロウィン」で焼き菓子を製造・販売し参加している。大津プリンスホテルとのコラボレーションによるへキセンハウスの制作・展示、病院や福祉施設へのデザート提供、各種イベントでの出店も行っている。

幼児教育保育学科では、乳幼児総合研究所が主催する地域子育て支援活動である「すみれがーでん」に学生が自主的に参加している。「すみれがーでん」は子育て中の母親と子ども（乳幼児）たちを対象として、母親同士のつながりを生み出すとともに、母親のリフレッシュの場を提供することを目的とした保育活動であり、平成12

年度から10年余の実績がある。参加者も毎回20～30組を数えている。学生は各回の保育活動を立案し、保育の実践を担当することで、活動の主要な役割を担っている。この活動は、ボランティア活動としてだけでなく、各種実習にも活かされるものと考えている。学生にとっては、卒業後すぐに現場で働く上で、重要な実践の学びの機会の一つとなっている。

#### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神のわかりやすい解釈について、今後も必要に応じて見直しを行う。令和2年度には 短大創立50周年を迎えるにあたり、再度建学の精神の確認をしていく。また令和2年度には、本年度に引き続き数人の留学生が入学する予定であり、建学の精神及びその解釈の多言語化が必要である。

#### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし。

#### [テーマ 基準 I -B 教育の効果]

#### <根拠資料>

提出資料：1 Student Handbook2019、2 大学案内 [令和元年度2019]、3 大学案内 [令和2年度2020]、5 滋賀短期大学学則 規定集：2-1- (1)、6 ウェブサイト「令和元年度の教育情報の公開/学科・コースの教育目的」、7 ウェブサイト「令和元年度の教育情報の公開/卒業生数、進学者数、就職者数/資格免許取得状況」、8 ウェブサイト「平成30年度の教育情報の公開/卒業生の進学・就職状況」

備付資料：16 授業参観記録用紙

#### [区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に  
えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

#### <区分 基準 I -B-1 の現状>

学則第1条において、建学の精神である「心技一如」に基づく大学の教育目的が定められている(提出-5 規定集2-1-(1))。この第1条を受け、学則第5条第2項に各学科の教育目的を定めている。

教育目的は本学のウェブサイト上で閲覧でき(提出-6)、大学案内では「学びの目標」として各学科のカリキュラムを掲載しているページで紹介している(提出-2、

3)。また、令和元年度の入学生のための「Student Handbook2019」（提出-1）の中にも「各学科・コースの教育目的」として記載している。なお、平成29年度から入学生のための「学生便覧」は、名称が「Student Handbook」に変更となった。

学則に規定されている教育目的は、次のとおりである。

#### 滋賀短期大学の教育目的(学則より一部抜粋)

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにしたがい、心技一如の建学の精神の基に、豊かな教養と実践的な専門の知識と技術を授け、持って社会の発展と文化の向上に貢献する人を育成することを目的とする。

(学科及び学生定員)

第5条 本学に置く学科及び学生定員は、以下のとおりとする。

(略) 2 前項の各学科における人材の育成に関する目的は、次のとおりとする。

- (1) 生活学科は、生活に関する専門の知識と技術を授け、科学的な視点から生活を捉える視点を養い、家庭及び社会でより良い生活を提案できる能力をもった人材の育成を目的とする。
- (2) 幼児教育保育学科は、幼児教育保育に関する専門の知識と技術を授け、時代や社会の要請に応え得る幼稚園教諭や保育士等の人材の育成を目的とする。
- (3) ビジネスコミュニケーション学科は、ビジネスに関する専門の知識とスキルを授け、社会で即戦力となるビジネス実務能力とコミュニケーション能力をもった人材の育成を目的とする。

各学科・コースの教育目的に沿った学習成果として、それぞれの学科・コースの教育課程で取得できる免許・資格がある。本学では、生活学科における栄養士免許、栄養教諭二種免許状について、幼児教育保育学科における幼稚園教諭二種免許状、保育士資格については国家免許・資格の課程認定を受けている。このほか、各種協会団体が認定する免許・資格が取得できるカリキュラムを設定している。これらの免許・資格は、毎年、地域・社会の要請に応じているか点検・検討し、必要があれば廃止又は新設している。ビジネスコミュニケーション学科では、医療秘書系の資格の充実を図るために平成30年度より医療秘書実務士資格並びに医事実務士資格を新設した。幼児教育保育学科では、保育・教育現場での問題などに対する保育者や教諭の対応が急務とされているため、令和元年度より准学校心理士の資格を新設した。

建学の精神や教育目的に沿って設定されるディプロマポリシーとカリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーは、毎年各学科の科会にて検討し、3つのポリシーと教育目的を照らし合わせて横断的に点検しそれらの関連性を確認している。

#### [区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

### <区分 基準 I -B-2 の現状>

本学では、建学の精神である「心技一如」に託された人格教育と実学教育を両輪とする教育を基に、人間性と学問性の相互修養を図ることを理念として、豊かな心と広く深い知識と技術を培い、社会の発展と文化の向上に寄与する人を育成することを目的としている。この教育目的が達成されることは、本学の定めた教育課程を履修して卒業と同時に学位(短期大学士)が授与されることであり、これを一つの学習成果として捉えている。

生活学科では、生活に関する専門の知識と技術を授け、科学的な視点から生活を捉える姿勢を養い、家庭及び社会でより良い生活を提案できる能力を持った人材の育成を目的として、ディプロマポリシーは学科で設定し、カリキュラムポリシーはコースごとに設定して、短期大学士(生活学)が授与できるカリキュラムを編成している。

幼児教育保育学科では、幼児教育保育に関する専門の知識と技術を授け、時代や社会の要請に応え得る幼稚園教諭や保育士などの人材の育成を目的として、学科のディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを設定し、短期大学士(幼児教育保育学)が授与できるカリキュラムを編成している。

ビジネスコミュニケーション学科では、ビジネスに関する専門の知識とスキルを授け、社会で即戦力となるビジネス実務能力とコミュニケーション能力を持った人材の育成を目的として、ディプロマポリシーは学科で設定し、カリキュラムポリシーはコースごとに設定して、短期大学士(ビジネス)が授与できるカリキュラムを編成している。

学習成果は、学位取得率、資格取得率、就職率(専門就職率を含む)を学内で周知し、学外にはホームページ及び大学案内に掲載することにより表明している(提出-2、3、7、8)。学習成果の一つである学位授与、つまり卒業のための単位認定については、適格な教育課程と厳格な成績評価の基に承認されており、学位授与の結果をもって学習成果を査定できている。GPAが算出できる評価方法を取り入れ、その活用によって成績の査定と分析が可能となっている。各種の資格や免許の取得も学習成果の一つであり、これらは卒業生全体に対する取得率によって成果を査定することができる。年度ごとの資料を保存しているので、経年的な点検を行うことができる。就職も学習成果の一つであり、卒業生あるいは就職希望者に対する就職率にて査定することができる。就職状況については、毎月開催の教授会にて報告があり、年度内での就職状況の変化を把握することができる。

各学科・コースにおいては、教育目的に基づく科目を卒業認定単位として定めている科目には全学科の学生を対象として幅広い教養と総合的な判断を養い、豊かな人間性を育てるための「共通科目」がある。共通科目は1群から6群に類型化し、の中にはキャリア教育や他大学との単位互換科目、高校生を履修対象者とした科目を含ん

でいる。また、学科・コースにはそれぞれの専門性に沿った「専門科目」がある。「共通科目」における卒業認定に必要な単位数は全学科共通であるが、「専門科目」における卒業認定に必要な最低単位数や卒業必修科目は、各学科・コースごとの教育目的に則した単位数と科目を定めている。その科目編成については、学校教育法の短期大学の規定に照らして、各学科及び教務委員会において定期的に点検を実施している。

**[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

#### ＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

本学では、三つの方針を常に関連づけて一体的に定めている。毎年、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの順に、各学科において見直し作成された案を基に、学科長を中心に議論を重ね、教授会にて審議し策定している。

アドミッションポリシーは入試説明会、オープンキャンパス、高校訪問において告知説明をしている。学生には、教務オリエンテーション時にシラバスと Student Handbook2019（提出-1）を配付し、三つの方針を周知している。同時に履修系統図（備付-28）を配付している。各教員には、シラバス作成依頼時に、担当科目とポリシーとの関連性を明確にするよう伝えることにより、科目編成と関連性を明らかにした教育活動を行っている。

このように、三つの方針は学内において周知表明され、学外にもウェブサイト（提出-10）、大学案内（提出-2、3）に明記し表明している。

#### ＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題＞

「共通科目」に平成 30 年度から高校生を履修対象者とした科目等履修科目である第 6 群を設置し開講している。これらの科目について、対象となる高校生の受け入の方法や評価に対して、いくつかの課題があることがわかり、実際に高校との協議を重ねて次年度に向けてそれらの課題の改善の検討をしている。

幼児教育保育学科では、令和元年度から教員養成課程の再認定による新カリキュラム及びそれに伴う保育士資格の新カリキュラムが、新入学生から実施された。それに伴い、新カリキュラムによる運営及び評価についての課題があげられ、それらの課題の改善についての検討を実施している。

ビジネスコミュニケーション学科では、令和元年度から新たに 4 コースとなり、各コースのカリキュラムの運営及び評価の円滑な実施が課題となる。

## <テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特になし。

## [テーマ 基準 I -C 内部質保証]

### <根拠資料>

提出資料：9 滋賀短期大学自己点検・評価に関する規程(規程集 32)

備付資料：17 平成 28 年度自己点検・評価報告書 ウェブサイト「平成 29 年度の教育情報の公開／平成 28 年度自己点検・評価報告書」、18 平成 29 年度自己点検・評価報告書 ウェブサイト「平成 30 年度の教育情報の公開／平成 29 年度自己点検・評価報告書」、19 平成 30 年度自己点検・評価報告書 ウェブサイト「令和元年度の教育情報の公開／平成 30 年度自己点検・評価報告書」、20 高校教員対象入試説明会記録、21 外部評価委員会報告書 (2002 年・2003 年)、22 東北文科大学短期大学部・滋賀短期大学相互評価報告書 [平成 25 年 8 月]、23 事業計画書及び事業報告書、24 委員会における自己点検評価に関する議事録

### [区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

### <区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価を行う組織と活動は、「滋賀短期大学自己点検・評価に関する規程」に定めている(提出-9)。

統括委員会は、理事長を委員長、学長を副委員長とし、副学長、各学科長、正・副 ALO、事務局長及び法人の事務局長、総務部長、経理部長を委員とし、自己点検・評価活動を統括する。評価委員会は、学長を委員長とし、副学長、教務部長、学生部長、図書館長、学生募集部長、各学科長、正・副 ALO、事務局長、総務課長及び法人の事務局長、総務部長、経理部長で組織されている。統括委員会が定める自己点検・評価の基本方針に基づき、短期大学の教育理念、教育目標、教育研究の推進に関する基本的事項及び認証評価機関が定める評価基準の評価項目等について検討している。

各部会と主要委員会を連動させることにより、各部会の定期的、日常的な自己点検・評価活動が可能となっている。

自己点検・評価報告書は、平成 23 年度から毎年度作成し、製本している。また、本

学ウェブサイトの「教育情報の公開」において公開している（備付-17、18、19）。

自己点検・評価報告書の作成においては、全教職員から構成される各部会に担当区分の割り当てを行っている。各部会からの報告書を評価委員会にて検討し、統括委員会にて総括している。

教職員は、高等学校訪問・入試説明会時に高等学校関係者から、また併設附属高等学校関係者から意見を聴取し、本学の自己点検・評価活動に活かしている（備付-20）。

自己点検・評価の結果は、教授会等で報告されると同時に、課題への改善の取り組みは、部会と連動した各主要委員会と科会において即時的に取り組める体制となっている。

#### [区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

#### <区分 基準 I -C-2 の現状>

本学では学習成果として、学位授与（卒業）、各学科・コースのカリキュラムで取得できる資格免許、専門就職の3点を挙げている。

現在の本学の学習成果は、建学の精神と3つの方針を体系づけて設定されており、その成果の獲得状況の評価は、各授業の成績評価及び卒業認定、資格取得率、専門分野への就職率及び就職先評価により測定している。専門就職の査定については、本学独自の分類を用いている。各学科・コースでのカリキュラムで取得できる資格免許が就職の採用条件であった就職を「高度専門就職」に、各学科・コースでの修学が専門的な就職に結びついた就職を「専門就職」に分類し、評価している。

学習成果の査定は、次のような方法で行っている。

- ① 科目ごとに、シラバスに明記された「授業の到達目標」の達成度を確認し、厳格に成績評価を行っている。また、「授業評価アンケート」の実施、教員の相互授業参観の実施により、質的評価を行っている。
- ② 各学科においては、カリキュラムマップにより可視化された到達目標に対する評価を行い、資格取得率、単位取得状況等により査定している。学生ポートフォリオを活用して学習成果の把握に努めている。また、各科の修学に結び付いた専門就職率から、学習成果を査定している。
- ③ 全学として、学習成果を社会的ニーズに対応しているか、また社会に通用性のある学習成果であるかを、卒業生アンケートや就職先評価により査定している。

これらの査定の手法は、各学科会議及び各委員会において、セメスターごと及び年度ごとに点検されている。

また、教育の向上・充実のために、次のような PDCA サイクルに基づいた活動に取り

組んでいる。

- ① 科目ごとに、定期試験での成績評価や「授業評価アンケート」結果を教員にフィードバックすることで改善を図り、教員間で学生の学習状況を共有することできめ細やかな指導に繋げている。
- ② 各学科において、資格取得率、単位取得状況等による評価を分析し、カリキュラムマップの点検・見直しを行っている。年度末の学科総括により学習成果における課題の発見・分析につなげ、その情報を各委員会でも共有し活用している。
- ③ 全学的に、定期的なFD研修・SD研修を実施し、その活動をとおして、教育力・支援力の向上を図っている。

教育・支援活動ごとの事業計画書の策定、実践、実施後の事業報告書をとおして、PDCAサイクルを基盤とした日々の意識・行動の定着を図っている。5部会の自己点検・評価活動は、各部会は事業計画書に基づいた事業終了後に遅滞なく点検活動を進め、事業報告書を提出している（備付-23）。点検作業によって、事業の継続または停止を判断し、より良い教育の向上・充実を目指している。自己点検・評価委員会及び各種委員会の委員の任期は2年であるが、このシステムによる日常的かつ即応的な自己点検・評価活動を行うことにより、各活動の引き継ぎも容易になった。これらの自己点検に係る委員会活動は、「委員会における自己点検評価に関する議事録」として記録され可視化されている（備付-24）。

また、これらの活動は、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更等を確認し、法令を順守し行われている。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

学習成果の評価尺度に関して、現在の学位授与、資格免許取得、専門就職の3点から、より具体的に定量的に評価する新たな尺度を検討していきたい。学科ごとに学習の進行段階に応じたアセスメント・ポリシーを定め、学習成果を総合的に評価すること、そして、学習成果を焦点とした教育課程の実践から得られるデータを根拠に分析・評価を行い、継続的な自己点検評価を行うための全学的なシステムの構築が望まれる。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

令和2年度から短大の組織を変更する予定である。変更後の業務分掌、委員会組織に合わせた自己点検・評価の組織整備を行っていく。

#### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

建学の精神のわかりやすい解釈については、教学マネジメント部会で検討し、平成

27年に「心技一如」のプレートを本学の玄関ホール正面に設置した。また、部会で決定した解釈の説明文を加えたプレートを学生ホール、体育館玄関入口、2号館入口、3号館入口に設置し、学生への周知を図っている。また、「フレッシュマンセミナー」で、建学の精神の説明を継続して実施している。

教育の効果については、特に学習成果の継続的な査定と結果の活用とともに、学習成果の定義については教務委員会と高等教育開発センターが連携し検討を行ってきた。教育目的の周知を図るために、成績評価基準及び方法について平成28年度からシラバスに明記するように改善した。また、学生に対しては教務オリエンテーション時に説明をし、新任教員と非常勤講師には教務説明会で説明することにより周知が図られている。シラバス作成において、評価基準の明確化、ポリシーとの関連を求め、令和元年度から成績評価の各項目の割合及びディプロマポリシーと当該授業科目の関連を明記する形式に変更した。

自己点検・評価活動については、5部会と主要委員会を連動させることにより、各部会における定期的・日常的な自己点検・評価活動が行われる体制となり実行されている。

#### **(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

建学の精神及びその解釈については、2020年に創立50周年を迎えるにあたり、担当部署において確認を行っていく。多言語化に関しては、令和2年度に英語を第一段階として進めていく。

教育の効果については、学習成果の継続的な査定と結果の活用を行い、教務委員会と高等教育開発センター、教学マネジメント委員会が連携し検討していく。さらにIR部会の在り方について検討していく。学習成果を焦点とする査定を推進するために、各部会との連携と定期的な自己点検・評価活動のためのシステムを進める必要がある。

学習成果の総合的な評価を行うために、各学科で3つのポリシーに応じたアセスメント・ポリシーを策定し、学習の成果を学生が自己評価できるシステムを検討していく。

共通科目について、平成30年度から高校生対象に開講した6群のすみれ基礎科目は現実に即しているか検討し、内容を変更したが、引き続き検討する。また、幼児教育保育学科、ビジネスコミュニケーション学科のカリキュラム変更が円滑であるか確認を行う。

自己点検・評価活動についてはさらなる改善として、新しい組織・業務分掌に合わせた部会編成と年間活動計画を立て、各委員会と連動して日常かつ即応的な自己点検・評価活動が継続できるよう取り組んでいく。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## 〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

## ＜根拠資料＞

提出資料：1 Student Handbook2019、10 ウェブサイト「大学紹介／3つのポリシー」、3 大学案内 [令和2年度]、11 2020 入試ガイド [令和2年度]、12 2020 総合型選抜事前相談エントリーシート [令和2年度]、13 シラバス [令和元年度]、14 学年暦 [令和元年度]

備付資料：25 卒業判定資料 [令和元年度]、26 就職状況表及び就職一覧 [令和元年度]、27 環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度案内、28 履修系統図、29 マイポートフォリオ（履修の振り返りシート）、30 シラバスチェックシート、31 令和元年度附属高等学校「実践講座」実施計画表、32 令和元年度附属高等学校フレッシュ講座計画表、33 2019 年度版滋賀短期大学出前授業のご案内、34 2019 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座

備付資料 - 規程集：25 滋賀短期大学学則、26 滋賀短期大学学位規程、115 滋賀短期大学授業科目履修に関する内規、116 滋賀短期大学試験及び成績に関する内規、117 滋賀短期大学学生の欠席等に関する内規、58 滋賀短期大学人事委員会規程、59 滋賀短期大学資格審査委員会規程、60 滋賀短期大学教員資格審査基準、61 滋賀短期大学教員資格基準運用内規、20 学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程、63 滋賀短期大学非常勤講師の雇用契約に関する運用内規、62 滋賀短期大学特任教員規程

## 〔区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

## ＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

各学科の学位授与の方針は、「滋賀短期大学学則」（備付-規程集 25）「滋賀短期大学学位規程」（備付-規程集 26）にて規定し、ディプロマポリシーを定めている。ディプロマポリシーは建学の精神及び学科の教育目的に基づいて定め、毎年見直しを行う

ている。

各学科の令和元年度のディプロマポリシーは、以下のとおりである。

## 生活学科

### 食健康コース（栄養士養成課程）

#### 【知識・理解】

- ・豊かな食生活に貢献できる栄養士として、専門的な知識を身につけている。
- ・個人や集団を対象とする栄養学に関する知識を身につけている。
- ・食べ物と人の体に関する知識を深め、健康を育むための生活習慣を認識している。

#### 【技能】

- ・栄養士として現場に必要な専門的スキルと実践技術を修得し、生活の質の向上に積極的な提案ができる。
- ・対象者一人ひとりの状態に応じた献立作成、調理、栄養指導ができる。
- ・地域の食文化を継承できる食の専門家として食育を実践できる。

#### 【思考・判断・表現】

- ・修得した知識・技能・態度等を総合的に活用できる。
- ・自ら課題を立て、その課題の解決に取り組むことができる。
- ・食の現場で活躍するための創造性と判断力を持っている。

#### 【態度・志向性】

- ・地域社会の健康づくりに貢献する姿勢と態度を身につけている。
- ・多様化する現代の食生活に関心を持ち、それらを総合的に捉えることができる。
- ・主体的に判断・行動し、よりよい信頼関係や社会を築くための基本的な態度を身につけている。

### 製菓・製パンコース

#### 【知識・理解】

- ・豊かな食生活に貢献できる製菓衛生師として、専門的な知識を身につけている。
- ・製菓・製パンの専門家として活躍するための知識を身につけている。
- ・食の安全と健康の関わりを理解している。

#### 【技能】

- ・製菓衛生師として現場に必要な専門的スキルと実践技術を修得している。
- ・多様化する食のニーズに対応できる技術を有し、応用能力を修得している。
- ・サービス接遇に活かせる技術やコミュニケーション力、経営感覚を身につけている。

#### 【思考・判断・表現】

- ・修得した知識・技能・態度等を総合的に活用できる。
- ・自ら課題を立て、その課題の解決に取り組むことができる。
- ・製菓の現場で活躍するための創造性と判断力を持っている。

#### 【態度・志向性】

- ・地域社会の食文化の創造に貢献する姿勢と態度を身につけている。
- ・多様化する現代の食生活に関心を持ち、それらを総合的に捉えることができる。

- ・主体的に判断・行動し、よりよい信頼関係や社会を築くための基本的な態度を身につけている。

### 幼児教育保育学科

#### 【知識・理解】

- ・子どもの心身の発育と発達について理解している。
- ・幼児教育保育の本質と目的を理解している。
- ・時代や社会のニーズに応え得る幼児教育保育を理解している。

#### 【技能】

- ・子ども一人ひとりの発達過程や心の動きに応じた援助ができる。
- ・保護者との適切な関わりを築き、相談援助ができる。
- ・保育の基礎技能を身につけ、実践することができる。

#### 【思考・判断・表現】

- ・子ども一人ひとりの育ちを観察し、記録することができる。
- ・子どもの発達過程に即した指導計画を立案することができる。
- ・自らの保育実践を振り返り、評価することができる。

#### 【態度・志向性】

- ・子ども一人ひとりの育ちを尊重することができる。
- ・人との信頼関係を築き、相互に協力することができる。
- ・幼児教育保育に携わる者としての社会的責任を自覚している。

### ビジネスコミュニケーション学科

#### 【知識・理解】

- ・社会におけるマナーを理解し実践できる。

#### 【技能】

- ・相手の話をよく聴き、自らの意見を表現するためのスキルを身につけている。

#### 【思考・判断・表現】

- ・問題点を発見し、自ら考え、解決に向けて積極的に行動できる。

#### 【態度・志向性】

- ・誠実な態度で責任感をもって行動できる。

### 医療事務コース

#### 【知識・理解】

- ・医療機関で活躍するための知識を十分に理解し、活用できる。

#### 【技能】

- ・医療機関で必要とされるコンピュータ操作と事務作業のスキルを身につけ、実務で活用できる。

#### 【思考・判断・表現】

- ・医療機関において適切な対応・処理ができるように、状況を判断し、考え、行動する

ことができる。

**【態度・志向性】**

・医療機関において、患者を思いやる気持ちと倫理観をもち、同僚と積極的にコミュニケーションをとり協働できる。

観光・ホテル・ブライダルコース

**【知識・理解】**

・観光・ホテル・ブライダルの現場で活躍するための知識を十分に理解し、活用できる。

**【技能】**

・観光・ホテル・ブライダルの現場で必要とされるスキルとホスピタリティを身につけ、実務で活用できる。

**【思考・判断・表現】**

・観光・ホテル・ブライダルの現場において適切な対応・処理ができるように、状況を判断し、考え、行動することができる。

**【態度・志向性】**

・観光・ホテル・ブライダルの現場において相手を思いやる気持ちをもち、同僚と積極的にコミュニケーションをとり協働できる。

ビジネス実務コース

**【知識・理解】**

・ビジネスの現場で活躍するための知識を十分に理解し、活用できる。

**【技能】**

・ビジネスの現場で必要とされるコンピュータ操作と事務作業のスキルを身につけ、実務で活用できる。

**【思考・判断・表現】**

・ビジネスの現場において適切な対応・処理ができるように、状況を判断し、考え、行動することができる。

**【態度・志向性】**

・ビジネスの現場において相手を思いやる気持ちをもち、同僚と積極的にコミュニケーションをとり協働できる。

スポーツ健康コース

**【知識・理解】**

・スポーツ、健康づくりの本質と目的について理解している。

**【技能】**

・スポーツ、健康づくりについて指導・支援・助言できるスキルを身につけている。

**【思考・判断・表現】**

・スポーツ、健康づくりの場で、状況を判断し、考え、適切な指導・支援・助言をすることができる。

## 【態度・志向性】

- ・地域社会において、スポーツ、健康づくりに貢献する態度を身につけている。

本学の各学科の卒業要件を満たした者は、短期大学士の学位を取得する。所定の課程を修了して免許・資格を得た卒業生は、その多くが専門職として就職し、就職先において高い評価を得ている。免許・資格としては、生活学科の栄養士免許、栄養教諭二種免許状、幼児教育保育学科の幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、ビジネスコミュニケーション学科の日本医師会認定医療秘書などが挙げられる。これらはいずれも高い専門性を必要とする免許・資格であり、本学の学位授与の方針は社会的通用性が十分にあるといえる。

## [区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

## <区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

教育目的に則したディプロマポリシーに対応し、令和元年度カリキュラムポリシーは、各学科において次のように明示している（提出-10）。

### 生活学科

#### 食健康コース（栄養士養成課程）

・栄養士、栄養教諭関連の専門知識と技術を講義と実験・実習をとおして修得するとともに、地域の食文化を継承できる食の専門家を目指したカリキュラムを編成してい

ます。

#### 製菓・製パンコース

・和菓子、洋菓子、製パンの理論と技術を講義と実習をとおして修得し、菓子や食品製造の現場において活躍できる実践力を身につけることを目指したカリキュラムを編成しています。

#### 幼児教育保育学科

・幼児教育保育に関する基礎的な知識を理解するために卒業必修科目を設置しています。

・幼児教育保育に関する知識をさらに深く理解するために専門科目を設置しています。

・幼児教育保育に関する知識をもとにした実践的な技能を習得するために演習・実習科目を設置しています。

・保育士および幼稚園教諭二種免許取得のための科目を設置しています。

#### ビジネスコミュニケーション学科

##### 医療事務コース

・医療機関の医療事務、医療秘書の部門で活躍するための知識を身につけるための科目を設置しています。

・医療機関の医療事務、医療秘書の部門で必要とされるコンピュータ操作と事務作業のスキルを身につけるための科目を設置しています。

##### 観光・ホテル・ブライダルコース

・観光・ホテル・ブライダルの現場で広く活躍するための知識を身につけ実践するための科目を設置しています。

・観光・ホテル・ブライダルの現場で必要とされるスキルとホスピタリティを身につけるための科目を設置しています。

##### ビジネス実務コース

・ビジネスの現場で広く活躍するための知識を身につけ実践するための科目を設置しています。

・ビジネスの現場で必要とされるコンピュータ操作と事務作業のスキルを身につけるための科目を設置しています。

##### スポーツ健康コース

・スポーツ、健康づくりの本質と目的について理解するための科目を設置しています。

・スポーツ、健康づくりについて指導・支援・助言できるスキルを身につけるための科目を設置しています。

学科・コースの教育課程はカリキュラムポリシーに基づき、学位授与に関する規定（備付-規程集 26）に則した課程を編成しており、かつ文部科学省及び厚生労働省等の各種資格認定機関により定められた教育課程を編成している。授業科目は学科共通の「共通科目」と各学科・コースの特性に応じた「専門科目」により構成されている。

専門科目は、学科ごとにディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに則った科目が編成されている。2年間での修学を目指し、1年次前期から段階的に学びが深まるように科目を編成し、かつ学生にとってわかりやすい科目名となるように設定されている。また、各学科・コースで取得できる資格や免許に必要な専門科目が編成されている。生活学科には、栄養教諭二種免許状の取得のための教職専門科目を設けている。このほかに、幼児教育保育学科には、資格などの取得のために学科の専門科目の枠を超えて設けられた選択自由科目がある。これらの科目と各学科・コースの教育目的との関連づけを明確にするため、履修系統図を作成している（備付-28）。履修系統図は、共通科目と各学科の専門科目を別建てにし、共通科目は6つの群別に、専門科目は科目間の関連をわかりやすく示し、本学ウェブサイトに掲載している。学生は前期と後期の成績交付時にポートフォリオの作成の一環として、単位修得した科目を色付けして修得状況を視覚的にわかりやすく把握できるようにしたマイポートフォリオで半期の履修の振り返りを行っている（備付-29）。

成績評価においては、学則の教育課程及び卒業（第30条～35条）、「滋賀短期大学授業科目履修に関する内規」（備付-規程集115）、「滋賀短期大学試験及び成績に関する内規」（備付-規程集116）及び「滋賀短期大学学生の欠席等に関する内規」（備付-規程集117）に基づき厳格に評価している。各科目の成績評価の基準はシラバスに記載し、学生に周知している。成績は、学期ごとに試験などによって評価し、100点満点に対して60点以上を合格としている。欠席時数が基準授業時数の3分の1を超えた場合は、その科目の評価を受けることができない。遅刻及び早退は3回をもって欠席1回分とみなしている。試験については、病気またはやむを得ない正当な事由のために定期試験が受けられなかった場合は、追試験が受けられる。また、定期試験において不合格となった科目においては、科目担当教員が認めた場合には再試験が受けられる。この他、科目の中には履修条件が定められた科目もある。また、不正行為に対しては厳罰処分としている。なお、定期試験の実施にあたっては、試験監督者の打ち合わせ時間を設け、試験をより厳密に実施できる体制を整えている。

また、履修科目が多くなることで各科目の学習効果が弱まることを防ぐため、2年間でバランスの取れた履修をおこなうために、本学では修得単位の上限を半期30単位までと定めている。令和元年度からは、前学期までの累積GPAが3.0以上の場合は、上限を半期32単位としている（令和2年度から、学外で行う実習科目及び集中講義等の科目の単位数は除外されることとなっている）。

シラバスには、①授業科目、②担当教員、③開講期・年次、④単位、⑤授業の到達目標及びテーマ、⑥授業内容、⑦授業計画、⑧成績評価基準、⑨教室外での学習について（予習・復習等）、⑩教材にかかわる情報（教科書、参考図書）、⑪担当者からのメッセージ、⑫オフィスアワー、⑬教員相互授業参観、⑭担当教員E-mail、⑮課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法、⑯毎回の授業内容の運営方法、⑰学習課題（予習・復習）及び⑱その目安時間を明示している。また、シラバスには上記の記載項目の見方も具体的に示している。シラバスの編集、校正は教務委員が行い、各科目の担当教員が作成した原稿を第三者が確認して不備をなくし、全体としての統一化を図っている（備付-30）。また、生活学科ではコースごとにカリキュラムを掲載するととも

に、全学科のカリキュラム表について科目の順序を履修系統図に合わせ、整合性を持たせている。

教員の配置については、教員の資格及び業績を踏まえ、短期大学設置基準を満たす配置を適切に行っている。生活学科では、栄養士養成施設としての基準、栄養教諭二種免許状の課程認定基準を満たす教員配置を行っている。幼児教育保育学科では、幼稚園教諭二種免許状の課程認定基準及び保育士養成施設としての基準を満たす教員配置を行っている。加えて、平成30年度入学生から、准学校心理士の資格を取得できるようにした。ビジネスコミュニケーション学科では、各種の資格の基準を満たす教員配置を行っている。加えて、令和元年度入学生から、観光ビジネス実務士（令和2年度から観光実務士に名称変更）の資格を取得できるようにした。共通科目の担当は教務委員会において、専門科目の担当は各学科において、それぞれ教員の資格及び業績に照らし合わせて担当が妥当であるかを検討し、担当科目の変更等は教授会にて審議されている。

新たに専任教員を採用する場合は、「滋賀短期大学人事委員会規程」（備付-規程集58）、「滋賀短期大学資格審査委員会規程」（備付-規程集59）、「滋賀短期大学教員資格審査基準」（備付-規程集60）及び「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」（備付-規程集61）に基づき採用が決定される。非常勤講師の採用にあたっては、「滋賀短期大学教員資格審査基準」、「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」、「学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程」（備付-規程集18）及び「滋賀短期大学非常勤講師の雇用契約に関する運用内規」（備付-規程集63）に基づき採用が決定される。このほか、特任教員の採用については、「滋賀短期大学特任教員規程」（備付-規程集62）に定められている。

各学科におけるカリキュラムの見直し、改善状況は次のとおりである。

生活学科については、令和2年度から、暮らしをデザインすることのできる知識と技術を学び、暮らしのエキスパートを養成する「ライフデザインコース」を新設することが決定している。

幼児教育保育学科のカリキュラムについては、学科内にカリキュラムワーキンググループを立ち上げ、適宜見直しを図っている。過密な時間割を見直し、より効果的な学習となるよう、科目の再編・統合も含めた検討を行っている。令和元年度入学生からは再課程認定を受けた新カリキュラムでの教育がスタートした。また令和2年度からは、学生の学びのニーズに応じた教育を可能にするため、学生の興味関心に応じた科目を履修することによって選択することのできる「子どもの発達と心理コース」と「子どものあそびコース」を設ける。さらに、卒業後の進路も見据えたなかで、免許・資格を取得することに加え、四年制大学への進学や公立園への勤務、すなわち公務員として勤務することを希望する学生を対象とした「アドバンスプログラム」と、それ以外の学生を対象とした「プログレッシブプログラム」という2つのプログラムを準備して教育を展開する。この2つのプログラムへの所属は、入学時の希望に沿って選択できるものとし、1回生後期開始時にも所属の見直しが可能なものとしている。

ビジネスコミュニケーション学科のカリキュラムについては、入試段階でのコース選択が難しい学生が多くなっていることから、学生に適切なコース選択を促すため、

平成 29 年度入学生から、従来の 5 コースから 3 コースへ改編し、一括募集のうえで 1 年後期からコース所属としている。これにより、平成 29 年度入学生から、ビジネスコミュニケーション学科は、「ビジネス実務コース」、「医療事務コース」、「スポーツ健康コース」の 3 コースとなった。また、ホテル、ブライダル業界での就職を希望する学生が増えてきたことから、令和元年度からは、これまでビジネス実務コースのゼミであった観光・ブライダルゼミを「観光・ホテル・ブライダルコース」として独立したコースとなった。また、留学生専用科目を設置するなど、留学生の学習のサポートにも力を入れている。

**【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

本学では幅広い教養と総合的な判断力を養い、豊かな人間性を育てることを目的として全学科の学生が選択できる共通科目を設定している。共通科目は群化されており、1 群は「芸術や文化を学ぶ」、「社会や心理を考える」及び「科学でとらえる」で構成している。2 群は「外国語コミュニケーション能力を養う」と留学生のための語学科目で構成している。3 群は「体育について学び体験する」、4 群は「キャリア形成を考える」として、1 年次前期の「キャリア基礎演習」と 2 年次後期の「キャリアデザイン演習」からなり、両科目とも卒業必修科目としている。5 群はびわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換科目である（備付-27）。また、地域・文化を知る科目も設置されている。このように共通科目では幅広い分野の科目を提供しており、教養教育の実施体制は確立しているといえる。

平成 30 年度から高大連携の取り組みの 1 つとして 6 群に「すみれ基礎科目」を設置している。「すみれ基礎科目」は、令和元年度から、短期大学附属高等学校の普通科Ⅰ類と生活デザイン科の 3 年生の生徒を対象に、短期大学の 3 学科のそれぞれの特色ある授業を体験してもらう授業である。短期大学入学後は、修得した単位を認定している。

各学科の専門科目において、社会で即戦力となるための専門的な知識を身につけるためには、上述の教養教育で学んだ、幅広い視点から物事を考える力や、問題を発見し、それを適切な手法によって解決するという力が活かされる。今後は、学生に社会生活を営む上での教養教育の重要性、そしてそれが専門科目を学ぶ基盤となっていることを説いていく必要がある。

なお、上記の共通科目の目的を達成する機会を増やすために、1 群の科目に関しては、平成 29 年度入学生から学年に関係なく履修できるようにカリキュラムを変更した。また、1 群については分野（人文科学・社会科学・自然科学）のバランスや、履修した

学生の人数などを踏まえて、科目の見直し、カリキュラムの改善を年度ごとに行っている。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学の専門科目並びに共通科目は、実務家教員またはその分野の科目を担当するにふさわしい研究業績を有する教員が担当しており、現場での経験を活かした授業や、専門的知識を身につけることを主眼に置いた授業の構成になっている。これによって、学生は仕事をするとはどういうことかをより明確に意識することができ、それぞれが進む専門職への実質的な接続が可能となっている。

また、本学では学外での実習及びインターンシップを単位化しており、現場での仕事の経験を積むことで、卒業後スムーズに仕事に接続できるカリキュラムを整えている。これらの学外実習のカリキュラムは、実施時期、方法などの見直しを年度ごとに実施している。

一方、本学で取得可能な免許・資格には、生活学科の栄養士免許、栄養教諭二種免許状、製菓衛生師試験受験資格、フードスペシャリスト資格、幼児教育保育学科の幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格、准学校心理士資格、レクリエーション・インストラクター資格、ビジネスコミュニケーション学科の上級秘書士資格、上級情報処理士資格、ウェブデザイン実務士資格、上級ビジネス実務士資格、ビジネス実務士資格、観光ビジネス実務士資格、日本医師会認定医療秘書、上級秘書士（メディカル秘書）資格、レクリエーション・インストラクター資格、健康運動実践指導者資格、秘書士資格、情報処理士資格、医療秘書実務士資格、医事実務士資格、社会福祉主事任用資格が挙げられる。これらはいずれも高い専門性を必要とする免許・資格であり、各分野の職業に就くためには必要不可欠なものである。

**[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]**

自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応

している。

- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

### <区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）は、学科ごとの受け入れの方針と入試別の受け入れの方針の二つから成る構成にしている。各学科の入学者受け入れの方針については、3学科ともに2年間で身につける知識や技術、取得をめざす免許や資格が明記され、ディプロマポリシーにある学習成果に対応している。また、入試別入学者受け入れの方針については、入試区分ごとに評価のポイントを明示し、受験者が高校時代に身につけておくべき学力や評価したい能力を示している。令和2年度入学者選抜から、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」と入学者選抜における「評価方法」との関係性をホームページに明記するようにした。

## 令和2年度入学生 アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）

### 生活学科

生活学科では、日常の生活全般を科学的・実践的に探究し、多様化する生活の現場で必要とされる人材を育成するため、社会生活と健康、食品と安全、栄養と健康、食文化、デザイン、専門実験実習分野の科目を配置し、実践的な知識と技術を身につけるためのカリキュラムを編成しています。

このカリキュラムの下で学ぶためには、高校時代までに培った基礎学力が必要となります。また、生活学はあらゆる科目にまたがる総合的な学問です。

高校でしっかり学び、いろいろなことに興味を持てる人、専門的な知識と技術を身に付けようという意欲のある人、健康的で豊かな生活をめざし自ら楽しく実践できる人、自分らしく工夫する喜びや楽しみを学びたい人、他人と協調して物事に取り組むことができる人、地域社会で積極的に活動し、貢献するための知識と技術を学ぶ意欲がある人を求めています。

#### 【食健康コース（栄養士養成課程）】

- ・栄養士免許を取得し、食を通じて健康づくりに貢献したい人
- ・栄養教諭二種免許を取得し、教育現場で食育に関わりたい人
- ・滋賀の豊かな食文化を学びたい人

#### 【製菓・製パンコース】

- ・お菓子やパンづくりの専門知識と技術を学びたい人
- ・製菓衛生師の免許取得をめざし、製菓・製パンの専門家になりたい人

- ・専門知識をいかして食品業界で活躍したい人

#### 【ライフデザインコース】

- ・衣・食・住についてバランスよく学び、豊かな暮らし作りに貢献したい人
- ・ファッションやデザインに携わりたい人
- ・暮らしの専門家として社会で活躍したい人

### 幼児教育保育学科

幼児教育保育学科では、現代の子どもを取り巻く環境の変化に鑑み、子どもの最善の利益を尊重できる保育者を養成するため、一般教養と乳幼児の保育と教育に関する専門知識や技能を身につけるための科目、そして総合的な実習といった科目を配置して、保育士資格と幼稚園教諭二種免許を同時に取得できるカリキュラムを編成しています。

保育者になるための免許・資格取得には、教育、福祉、心理等、さまざまな分野の学びと理解が必要です。また、乳児保育や特別支援教育、領域指導法、保護者支援など、より高い技能を修得していく意欲が求められます。さらに、保育現場では音楽や美術、身体表現など、表現能力が活かされる場面も非常に多くあります。そこで本学科では、より専門的な子どもの発達・心理に関する知識と実践力を身につけるためのコース、子どものあそびに関する知識と実践力を身につけるためのコースを設置しています。また、公務員、四年制大学への編入をめざすという方のために、アドバンスクラスを設置しています。

このようなことから、本学科では、幼児教育、保育、福祉の現場で活躍したいという意欲と情熱を持ち、自分の目標を実現するために努力を惜しまない人を求めています。

### ビジネスコミュニケーション学科

ビジネスコミュニケーション学科では、多様化する現代ビジネスの現場で必要とされる人材を育成するため、一般教養、ビジネス一般、医療事務・医療秘書、観光・ホテル・ブライダル、ビジネス実務、地方公務員、スポーツ健康分野に関わる科目を配置し、実践的な知識とスキルを身につけるためのカリキュラムを編成しています。

このカリキュラムの下で学ぶためには、高校時代までに培った基礎学力が必要となります。

ビジネスコミュニケーション学科では、これらの学習環境のもと、ビジネスの現場で働くために専門的な知識とスキルを身に付けようという意欲のある人、積極的に他者とコミュニケーションを図り、協調して物事に取り組むことをめざす人、地域社会で積極的に活動し、貢献したいと考えている人を求めています。

※1 回生後期よりコース選択（ビジネス実務コース、医療事務コース、観光・ホテル・ブライダルコース、スポーツ健康コース）

令和2年度入学生 各入試別アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）（全学科共通）

総合型選抜（旧 A0 入試）

当該学科をなぜ志望したか、何を学びたいか、将来どのような分野で活躍したいかが明確であり、学ぶ意欲を強く持っていること。

事前面談を行った後、エントリーシートの内容、自己アピール、調査書、模擬授業受講レポートによって評価します。

#### **学校推薦型選抜 A（旧指定校推薦入試）（専門高校・附属高校対象を含む）**

高校時代に取り組んだこと、当該学科をなぜ志望したか、何を学びたいか、将来どのような分野で活躍したいかが明確であり、学ぶ意欲を強く持っていること。

指定校の校長の推薦に基づき、面接・書類審査によって評価します。

#### **学校推薦型選抜 B（旧公募制推薦入試）**

国語の基礎力があり、高校時代に取り組んだこと、当該学科をなぜ志望したか、何を学びたいか、将来どのような分野で活躍したいかが明確であり、学ぶ意欲を強く持っていること。

出身学校長の推薦に基づき、基礎テスト（国語）、調査書、面接によって評価します。

#### **学校推薦型選抜 S（旧スポーツ特技推薦入試）**

特定のスポーツに秀で、本学の部活動においてどのような役割を果たしたいか、当該学科で何を学びたいか、将来どのような分野で活躍したいかが明確であり、学ぶ意欲を強く持っていること。

高校時代の部活動の実績の推薦書をもとにしたセレクションの通過者に対し、調査書、面接によって評価します。

#### **一般選抜（旧一般入試）**

高校時代に学んだ国語の総合力があり、将来、当該学科と関連する分野で活躍できる資質を持っていること。

国語総合テスト、調査書によって評価します。

#### **大学入試センター試験利用選抜（旧大学入試センター試験利用入試）**

高校時代に学んだ学習内容を十分に身につけており、将来、当該学科と関連する分野で活躍できる資質を持っていること。

大学入試センター試験の指定科目によって評価します。

#### **特別選抜（旧特別入試）（社会人特別選抜、海外帰国子女特別選抜、外国人留学生特別選抜）**

当該学科への志望理由、何を学びたいか、将来どのような分野で活躍したいかが明確であり、学ぶ意欲を強く持っていること。

書類審査、小論文、面接（外国人留学生については日本語能力を含む）によって評価します。

この入学者受け入れの方針は、2020 入試ガイド（提出-11）に示し、入学希望者が

大学の教育方針を理解した上で、受験を考えることに役立っている。特に、入試別入学者受け入れの方針は、それぞれの入試における選考基準を明確に設定し、公正かつ適正に実施することを基本としている。

総合型選抜では、高校時代の取り組みや自己アピール、模擬授業レポートなどにより多面的に評価し、学校推薦型選抜では、調査書及び面接の評価に加えて基礎テストを課すなど、各学科の入学者受け入れの方針に対応したものとなっている。

本学の高大連携事業として、令和元年度は、附属高等学校に対して実践講座（共通3コマ、生活学科12コマ、幼児教育保育学科12コマ、ビジネスコミュニケーション学科12コマ）（備付-31）を提供し、46人が参加した。この実践講座については、共通科目にすみれ基礎科目群を設け、生活学科は「生活文化入門（1単位）」、幼児教育保育学科は「子ども理解入門（1単位）」及び「子どもと遊び（1単位）」、ビジネスコミュニケーション学科は「ビジネス入門（1単位）」をそれぞれ講座のなかで開講し、科目等履修生として受入れ単位認定を行った。なお、幼児教育保育学科のフレッシュ講座「保育者講座」は平成30年度を持って事業を終えた（備付-32）。

さらに、滋賀県教育委員会との協定の下、令和元年度も滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座（各学科から1講座・1コマ）（備付-33）を行い、33人の申込みがあり、30人が参加した。そのほかに、個別の高等学校に対して出前授業（備付-34）や学校見学の受入れを実施している。内容については、事前に高校と打合せを行い、受講者が興味関心を持てる講座を提供している。大学連続講座などを受講し、本学の学びに興味関心を持った生徒に対して、入学試験における特別な制度はないが、この講座に参加した入学希望者に対しては、総合型選抜、学校推薦型選抜など面接方法を導入した入試方法で、受験者が講座をとおして学んだ内容や感じたことについて確認している。

入学試験に関する情報は、授業料、その他入学に必要な経費も含めて、2020大学案内、2020入試ガイド及びホームページ上に示している。

入試広報センターは、入試広報課が主管する学生募集委員会の管理の下に運営され、アドミッション・オフィスの機能を果たしている。アドミッション・オフィスでは、毎年学生募集方法について見直しを行い、入学者受け入れの方針やさまざまな入試情報が効果的に伝わるよう検討している。

本学では受験に関する情報発信や問合せについては、入試広報センターが対応をしている。平成30年度は受験生が入手したい情報を的確に発信できるよう、受験生専用サイトを設置し、令和元年度はホームページのトップ画面をリニューアルした。本学の学びや取り組みをより見やすくするために、①大学紹介・社会連携、②学科・コース紹介、③学生生活、④受験生の方への4つのナビゲーションをトップ画面に配置した。大学からの情報発信も見やすい位置に配置し、これまで以上にアクセスしてもらえやすいよう工夫をおこなった。また、各学科・課に情報発信の担当者を置き、大学からの発信を一元的にコントロールするための広報体制を整備した。

入学者受け入れの方針の点検については、教育目的、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーと併せて、PDCAサイクルにより点検を行っている。毎年、学内での点検見直しをするとともに、高校への定期訪問、教員対象入試説明会をとおして、高等学校の

意見を聴取し、受け入れの方針や入試方法の改善に取り組んでいる。平成 29 年度(2017 年)7 月に文部科学省より、令和 3 年度(2021 年)の大学入学者選抜実施要項の変更が通知されたことに伴い、検討を行った。

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教育の効果、とりわけ職業教育の効果及び成果を評価・測定するスケールについては今後見直しが必要である。量的データ・質的データとも、卒業生の就職先から得るアンケート結果のより効果的な利用と分析が求められる。

3 つのポリシーの根幹をなす教育内容に対応できる基礎学力を持ち、知識や技術を積極的に身につける努力を惜しまない学生を確保するために、各入試において、効果的に学力や適性を測る方法を検討していく必要がある。

### [区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

### <区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学の学科・コースの教育課程の学習成果は、学位授与の方針に「～を身につけている」、「～ができる」などの具体的な目標として明示されている。そして、学位授与の方針に対応したカリキュラムの各科目の履修をすることで、学習成果は具現化される。各科目のシラバスにおいて、「授業到達目標」は原則として「～できる」などと、具体的な知識・態度・技能の到達度が記されており(提出-23)、学習成果には具体性がある。

また、栄養士免許、栄養教諭二種免許、製菓衛生師免許、幼稚園教諭二種免許、保育士資格、准学校心理士、上級秘書士、情報処理士、日本医師会認定医療秘書等、免許・資格の取得目標は、学習成果の具体性を示すものといえる。

科目の単位は、そのシラバスに示された「授業到達目標」に沿って厳格に成績評価がなされて取得可能となるが、大多数の学生は 2 年間の在籍期間内に適切に単位を取得して卒業要件を満たしていることから、学習成果は一定期間内に獲得可能であると考えている。

本学の教育課程は、共通科目を 1～6 群、学科・コースごとに専門の授業科目を設定し、シラバスの中の「授業の到達目標」において、その科目の履修によって期待できる学習成果を具体的に示し、「授業の内容」に授業の目的や概要を、「授業計画」に各授業回の学習内容及び運営方法、学習課題を示してある。単位修得の要件は、各授業で「成績評価の方法及び基準」の試験・レポートなどの項目により成績を評価し、合格と判定された場合、所定の単位が与えられる。

この学習成果が一定期間内で獲得可能であるかは、卒業者の割合を調べることで評価することができる。図 1 に平成 26～30 年度の入学生の学位授与率を示す。この結果から、本学の教育課程の学習成果は測定可能であると評価できる。

**[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>**

本学の学科・コースの教育課程の学習成果を測定する仕組みについて、①学位授与（卒業）率、②資格取得率、③専門就職率、④科目別単位認定状況表の 4 点を挙げるることができる。また、学生の業績の集積（ポートフォリオ）は半期ごとに自分の成績を元に評価しているが、平成 29 年度から記述内容がより充実したものになるように、記入項目に関して学生に説明を実施している（備付-29）。これらは、本学の建学の精神、教育理念、教育目的に相応するものであり、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに基づいた教育課程の成果と考えている。平成 29 年度から GPA 学位授与に関する教育課程は教務委員会を中心に毎年見直しを行っている。

**①学位授与（卒業）**

過去 5 年間の入学生数に対する学位授与率を、図 1 に示す。退学（除籍を含む）者や留年者が生じているため、学位授与率の全学平均は 90%前後で推移している。平成 30 年度入学生の学位授与率は、平成 29 年度入学生より上昇した。

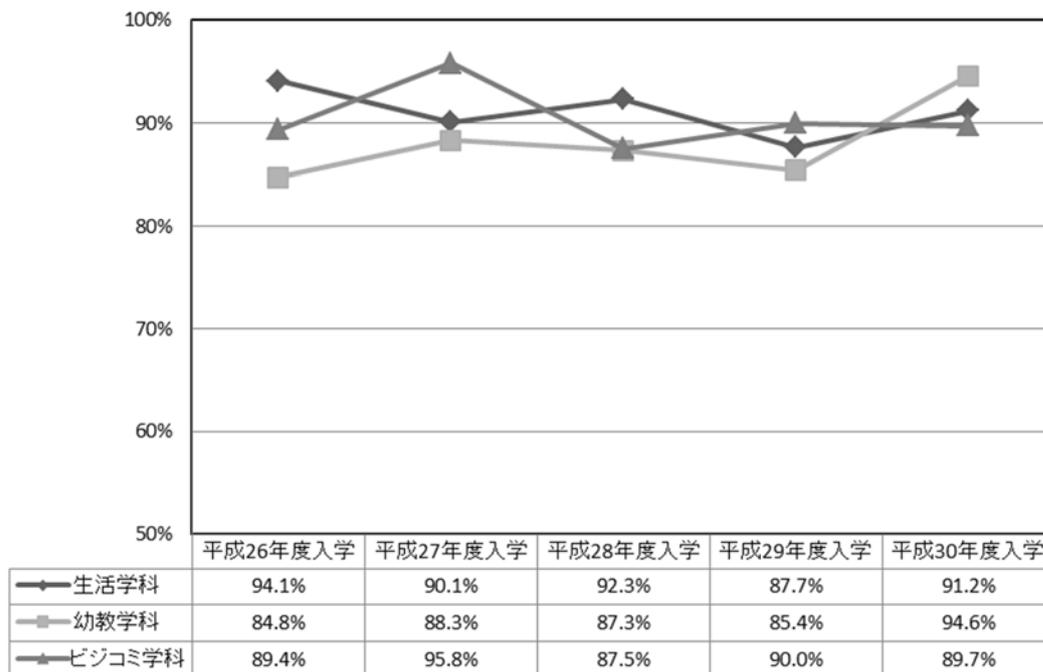


図 1. 入学生数に対する学位授与率の推移

## ②免許・資格の取得

過去 5 年間の学科ごとの免許・資格の取得率を表 1～3 に示す。取得率として、各年度の卒業生のうち、各免許・資格の取得希望者に対する取得者の割合を算出している。各学科の教育目的に則した免許・資格を取得できる教育課程の見直しは毎年実施している。また、社会情勢を踏まえ、学生が就職において有用となる免許・資格が取得できる教育課程の見直しも毎年実施している。

生活学科では、栄養士免許の取得率は、平成 29 年度は 90% を下回っていたが、平成 30 年度、令和元年度は 100% を達成している。栄養教諭二種免許状は、平成 29 年度は 0% であったが、平成 30 年度、令和元年度は 100% を達成した。製菓衛生師受験資格は平成 29 年度を除いて 100% である。フードスペシャリスト資格は、平成 30 年度卒業生から食健康コースが加わり、令和元年度は 100% が取得できた。また、中学教諭二種免許状は平成 29 年度入学生から廃止している。

表 1. 生活学科における免許・資格取得率の推移

卒業年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
栄養士	92.9%	97.4%	89.2%	100.0%	100.0%
栄養教諭二種免許	14.3%	2.6%	0.0%	100.0%	100.0%
製菓衛生師受験資格	100.0%	100.0%	92.3%	100.0%	100.0%
フードスペシャリスト資格	0.0%	20.6%	52.4%	73.3%	100.0%
中学校教諭二種免許（家庭）	0.0%	0.0%	0.0%	—	—

幼児教育保育学科では、幼稚園教諭二種免許の取得率は平成 29 年度までは 90% 前

後で推移していたが、平成 30 年度では 98.5%、令和元年度は 100%であった。保育士資格は年々上昇し、令和元年度は 100%となった。児童厚生二級指導員は取得者減少に伴い、平成 28 年度入学生から廃止している。准学校心理士は平成 30 年度入学生より導入し、希望者全員が取得している。

表 2. 幼児教育保育学科における免許・資格取得率の推移

卒業年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
幼稚園教諭二種免許	89.8%	90.7%	87.6%	98.5%	100.0%
保育士資格	89.1%	94.7%	96.2%	99.2%	100.0%
児童厚生員 2 級指導員	12.0%	20.0%	0.0%	—	—
レクリエーション・インストラクター	—	100.0%	—	—	—
准学校心理士	—	—	—	—	100.0%

ビジネスコミュニケーション学科は平成 29 年度入学生から、コースに関係なくすべての資格を取得できるカリキュラムに変更している。したがって平成 30 年度卒業生より全員が全資格を取得することができる。また、平成 30 年度入学生から、医療秘書実務士、医事実務士資格を取得できる。令和元年度卒業生では、健康運動実践指導者を除き、各資格取得希望者はほぼ全員が取得できた。このほか、社会福祉主事任用資格についても希望者全員が取得している。

表 3. ビジネスコミュニケーション学科における免許・資格取得率の推移

卒業年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
上級秘書士	53.3%	72.4%	6.3%	100.0%	92.6%
上級情報処理士	60.0%	44.8%	23.1%	100.0%	90.0%
ウェブデザイン実務士	42.9%	64.7%	11.1%	83.3%	100.0%
上級ビジネス実務士	—	—	28.6%	90.0%	94.1%
ビジネス実務士	—	—	26.7%	37.5%	100.0%
日本医師会認定医療秘書	14.7%	23.8%	20.0%	71.4%	100.0%
上級秘書士（メディカル秘書）	91.2%	33.3%	4.8%	88.9%	100.0%
レクリエーション・インストラクター	57.1%	73.3%	100.0%	100.0%	100.0%
健康運動実践指導者	0.0%	40.0%	100.0%	100.0%	0.0%
秘書士	66.1%	72.8%	76.9%	78.4%	100.0%
情報処理士	59.3%	83.7%	76.7%	98.4%	100.0%
医療秘書実務士	—	—	—	—	100.0%
医事実務士	—	—	—	—	100.0%

### ③専門就職

卒業生の各学科・コースの専門就職状況については、専門就職を細分化して分類している。各学科・コースでのカリキュラムで取得できる免許・資格が就職の条件となった高度専門就職【SS】と、各学科・コースでの修学が専門的な就職に結びついた専門就職【S】に分けている。一般就職【N】は、学科・コースの専門性に関係なく就職した場合である。

図5は学科別にみた令和元年度卒業生の卒業後の動向を示す。生活学科では高度専門就職率が64.3%、専門就職率が19.6%、一般就職率が5.4%となっている。幼児教育保育学科では高度専門就職率が85.5%、専門就職率が0.8%、一般就職率が5.6%となっている。ビジネスコミュニケーション学科では高度専門就職率が16.5%、専門就職率が35.1%、一般就職率が33.0%となっている。

生活学科の食健康コースでは栄養士免許が卒業と同時に取得可能であり、製菓マイスターコースでは製菓衛生師受験資格を取得後、在学中に免許を取得することができる。幼児教育保育学科でも幼稚園教諭二種免許と保育士資格が卒業と同時に取得可能である。これらのことから、両学科では高度専門就職率が高くなっている。ビジネスコミュニケーション学科では高度専門就職者は多くないが、専門就職者と合わせると51.6%となり、半数が資格やコースの学修を活かした職についている。

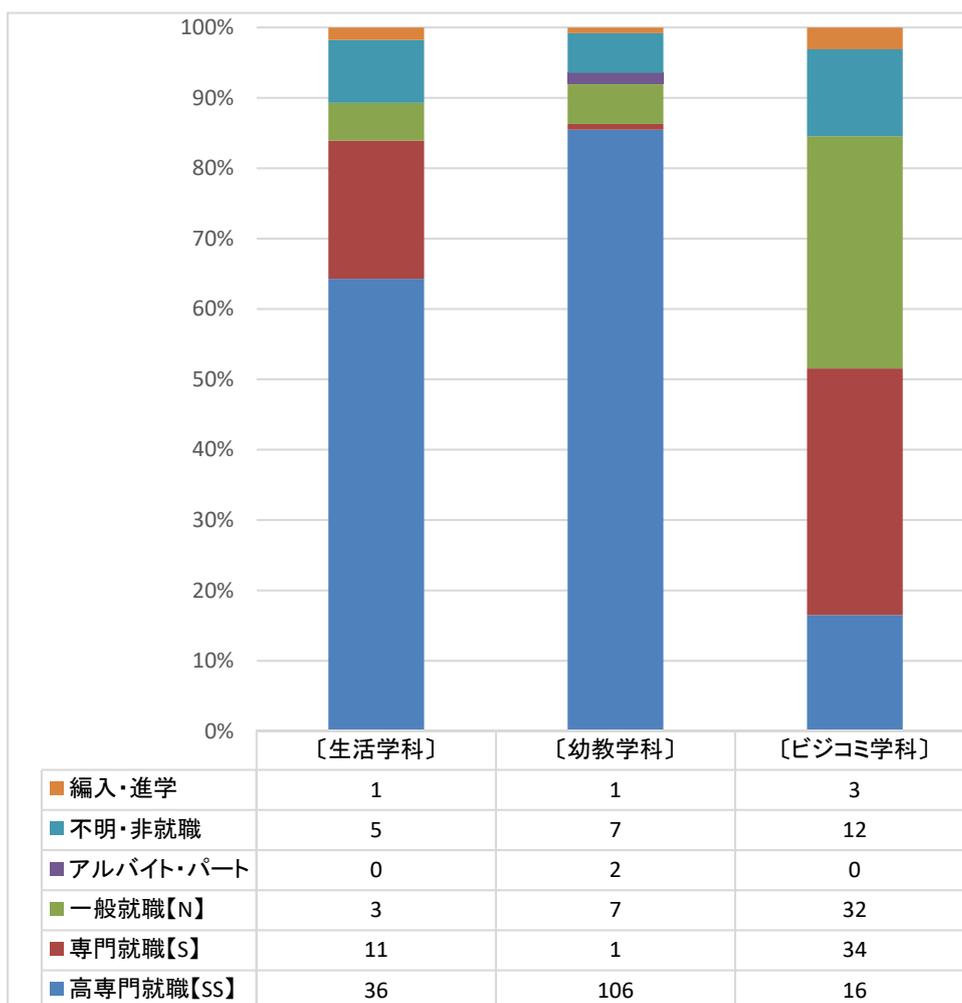


図5. 学科別の卒業生の卒業後の動向

学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査は、教育の質保証に役立っている。また、インターンシップへの参加率、大学編入率、在籍率、卒業率、就職率は毎年データを用いて検証し、学生支援に活かしている。

学習成果は、卒業者数、進学者数、就職者数、卒業者の進学・就職状況、免許・資格取得状況を毎年データとして評価し、ホームページ上で公表している。

#### ④科目別単位認定状況

科目レベルでの見直しについて、昨年度までは授業評価や授業参観、授業成績結果を中心に見直しを行っていたが、平成30年度から科目別単位認定状況表（様式18）を導入した。導入に伴い、科目ごとのGPA分布を確認し、全体的な学習成果の獲得状況をより正確に把握し、PDCAサイクルに基づき見直しを行うことができる。

### [区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

平成26年度から就職先へのアンケート調査「卒業生アンケート」（備付-36）を継続し実施している。調査目的は、就職先（企業、園、施設等）が新卒採用を実施する際にどのような点を重視しているか、本学卒業生に対しての評価を把握すること、また、就職先の求める能力・技術・技能と本学卒業生に対する評価を比較することにより、大学教育の指針を探ることである。

令和元年度における就職先へのアンケート調査の対象は、平成27年度卒業生の就職先である。回答先の内訳は、企業（施設を含む）34か所、幼稚園・保育所38か所、栄養士として採用された施設等12か所、製菓マイスターとして採用された店舗・専門店6か所であった。調査は、令和元年9月から10月にかけて実施した。

アンケート調査とは別途に、従来からさまざまな機会を通じて卒業生に関する状況について確認する努力をしている。学生の卒業後について、キャリア支援課及び教員が、就職先の企業、教育機関等との情報交換を行った際に卒業生の状況を確認し、その結果と評価について学生支援委員会で情報共有に努めている。学外実習時の教員による実習先訪問等の際にも、卒業生の評価を聴取するなど努めている。

各学科における現状は次のとおりである。

生活学科では、卒業生本人より就職先での様子を直接聞くことで就職先が期待することを知るように努め、学外実習時の訪問の際には採用先から就職者の状況を確認している。今のところ、概ね問題なく勤務を継続している。

幼児教育保育学科では、施設実習、保育所実習、幼稚園教育実習に際して教員が行う実習訪問時に、各施設、保育所、幼稚園における卒業生の有無と、卒業生が在籍している場合はその状況と評価についての聞き取り調査に努めている。聞き取り調査による評価は概ね良好である。

ビジネスコミュニケーション学科では、就職後の様子は卒業生本人より得るほか、教員のインターンシップ先訪問・病院実習先訪問や教員と卒業生との接触の中で得ることが多い。概ねよくやっているという評価が得られている。

全学的な取り組みとして、進路先からの評価聴取とは別に、年に一度、卒業生と教員が情報を交換する機会として「ホームカミングデー」（備付-60）を設けている。この取り組みにより、卒業生の就職先や進学先での状況を知ることができ、また卒業生と教員とのネットワーク形成に寄与している。特に就職先からの情報収集が難しい場合には、進路先で苦勞している点や向上したい点などを卒業生から聞くことで、間接的ではあるが、卒業生に求められている内容や置かれている状況を推測できる機会となっている。令和元年度のホームカミングデーは、8月6日（火）・9月8日（日）に生活学科が実施した。また、11月3日（日）に幼児教育保育学科・ビジネスコミュニケーション学科が実施した。参加人数は、幼児教育保育学科では48人、生活学科では22人、ビジネスコミュニケーション学科では2人であった。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教育の効果、とりわけ職業教育の効果及び成果を評価・測定するスケールについては今後見直しが必要である。量的データ・質的データとも、卒業生の就職先から得るアンケート結果の、より効果的な利用と分析が求められる。

取得率が低い免許資格取得について、取得率を上げられるよう、対策講座などの改善を図る。

令和3年度（2021年度）の大学入学者選抜実施要項の変更に伴い、入学前の学習成果を把握し評価する方法を検討して、入学者受け入れの方針及び各入試別受け入れ方針に反映させなければならない。同時に、3つのポリシーの根幹をなす教育内容に対応する基礎学力を持ち、知識や技術を積極的に身につける努力を惜しまない学生を確保するために、各入試において、効果的に学力や適性を測る方法を検討していく必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし。

#### [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

#### <根拠資料>

提出資料：1 Student Handbook2019、2 大学案内 [令和元年度2019]、3 大学案内 [令和元年度2020]、15 学生募集要項・入学願書 [令和元年度]、11 2020 入試ガイド [令和2年度]

備付資料：29 マイポートフォリオ（履修の振り返りシート）、35 短大生調査2019 調査結果、36 卒業生評価アンケート調査結果、54 学生による授業評価マークシート、55 学生

による授業評価結果、56 授業評価アンケート結果に対する教員コメント集、61 非常勤講師予定者教務説明会案内、62 非常勤講師打合せ案内、40 オリエンテーション資料（新入生オリエンテーション、教務オリエンテーション）、38 令和2年度入学手続案内、39 入学前課題一式、59 2020入試ガイド、460 ホームカミングデー案内、63 学園職員研修会案内、66 フレッシュマンセミナー要項、76 学生生活オリエンテーション案内、77 ピアノ基礎講座案内、69 学生団体結成一覧表、70 体育大会プログラム、71 学園祭パンフレット、72 就職支援講座案内、73 資格取得講座案内、41 学生カード、42 就職（進路）登録カード、43 学生動向情報共有用紙、44 健康調査票、45 学生進路一覧表（産業別・職種別）[平成29年度]、46 学生進路一覧表（産業別・職種別）[平成30年度]、47 学生進路一覧表（産業別・職種別）[令和元年度]、48 学生進学一覧[平成29年度]、49 学生進学一覧[平成30年度]、50 学生進学一覧[令和元年度]、51 GPA分布図[平成29年度入学生]、52 GPA分布図[平成30年度入学生]、53 GPA分布図[令和元年度入学生]、57 科目等履修生出願要項、58 公開授業のご案内、64 高校生による手作り絵本コンクール募集要項、65 ウェブ履修の手引き、67 休退学届の学生対応記録票、68 保健室来室状況報告・学生相談室報告書、74 就職のしおり、75 進学ガイダンス案内、78 人権講演会案内、79 人権研修会案内、80 教育懇談会案内、81 インターンシップ実習名簿、82 美しい日本語コンクール募集要項

備付資料-規程集：31 滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程

**[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況の評価している。
  - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

### <区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、ディプロマポリシー並びにカリキュラムポリシーに基づき、学習成果に対応した授業計画を立てている。また、免許・資格の養成課程に該当する科目は、その認定に沿った授業内容を提供している。成績評価は、学則並びに内規に従って厳密に行っており、授業ごとの評価方法は成績評価基準としてシラバスに記載している。

個々の学生の履修及び単位認定情報は、教務課においてコンピュータ管理されている。学生には Semester ごとに、単位修得結果と履修及び卒業と免許・資格取得の見込み状況を配付し、履修系統図を用いて、修得単位の確認と振り返り、今後に向けての取り組みなどをマイポートフォリオ（履修の振り返りシート）にまとめるよう指導している（備付-29）。学生個々の情報と成績及び順位一覧はゼミ担当教員に配付し、ポートフォリオとともに学生の指導に活用している。また、学生が 3 回以上欠席した科目については保護者とゼミ担当教員に通知し、履修状況については各科会にて情報交換を行い、指導に活かしている。就職状況は学生支援課において逐次集計し、教授会にて報告している。このように、学生の単位履修や就職についてはゼミ単位から学科、全学とさまざまなレベルで全学生の状況を把握して指導を行っている。

学期ごとに学生による授業アンケートを実施し（備付-54）、教員は定期的に授業評価を受けている。学生による授業評価の結果は、教務課において集計処理を行い、結果は印刷して速やかに教員にフィードバックしている（備付-55）。アンケート結果は学内ポータルサイトに公表している。教員は集計結果や自由記述の内容から授業評価の結果を認識し、その結果を授業改善のために活用している。具体的には、授業アンケートの実施後、すべての教員はアンケート結果に対するコメントを作成する。アンケートの結果を受けていかなる授業改善をするかなど、授業改善案を具体的に記述している。アンケート結果に対するコメントは教務課で取りまとめ、印刷製本して専任教員に配付している（備付-56）。非常勤講師には、閲覧ができるようにしている。平成 29 年度は、アンケートの実施がより適切に行われるためにアンケート実施要項を改善した。またアンケート項目についても一部修正した。平成 30 年度は、アンケートをより適正に実施できるように、新たに学生が回答する際、ボールペンを使用すること、授業終了後に速やかに教務課に提出するということを教員に徹底した。令和元年度は、学

生がアンケートを記述する際に、教員が退室すること、学生がアンケートを集め封緘するというルールに改めた。

教員は授業担当者間で十分にコミュニケーションをとり、とりわけ関連領域あるいは隣接領域科目については密に連絡協力する体制を構築している。非常勤講師に対しても、毎年3月末には「非常勤講師予定者教務説明会」（備付-61）を午前中に新任のみで実施し、同日の午後には各学科で新任・継続の非常勤講師を対象にした「非常勤講師打ち合わせ会」（備付-62）を開催し、各学科で積極的に授業担当者間の連絡をとっている。すべての授業担当者が学科や学生の現状について情報を得る機会を有しており、それらを活用してより良い教育の実現に向けて努力している。令和2年3月に予定していた令和2年度に向けての非常勤講師打ち合わせ会は、感染症予防のため新任講師及び教員のみ対面で実施した。他の教員については個別に資料を郵送し、打ち合わせを遠隔で実施した。

本学では、高等教育開発センターがFD活動を担当している。学外で実施されるFD研修会の紹介や、FD関連の図書を購入及び回覧などにより学内に授業改善に関わる情報を提供している。平成25年度からは地域連携教育研究センターと共同で「学内研究会」を開催し、高等教育開発センターは其中でFD研修として研究会の企画運営を担当している。令和元年度には11回の学内研究会を開催した。その内訳は、FD研修会が5回、SD研修会が3回、その他が3回であった。

教員は、毎月開催される科会をとおして所属する学科・コースの教育目的の達成状況を把握し、評価している。具体的には、学科・コースの学生の学位授与（卒業）率や、免許・資格の取得の見込み、就職状況について把握し、ゼミ担当教員より個別に指導を行いつつ、学科・コース全体の達成状況を評価している。

履修及び卒業に至る指導の一つとして、教務委員による入学時及び学期開始時の「教務オリエンテーション」（備付-40）がある。教務委員をはじめとして、教員は学生の学習状況を把握し、そのうえで学生の履修相談に応じたり、卒業へ至る道筋を示したりするなど、きめ細やかなサポートを行っている。とりわけ、履修状況や授業の取り組み状況については、ゼミ担当教員同士で積極的に情報共有が図られている。本学では、ゼミ制度をとおして学生への手厚い個別指導を実施している。

本学の事務職員は、「滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程」（備付-規程集31）に則って配置され、各課の事務業務に就いている。事務職員は、それぞれの専門の知識と技能を有しており、学生の学習成果を認識し、その達成に向けて教員と協力しつつ責任を果たしている。教務課には教務係と実習係を置き、学生の履修に関する事務処理と、授業や実習の準備や調整を担っている。学生支援課には学生係、就職支援係及び保健室を置き、学生生活の支援や就職支援を担っている。また、事務職員は各種委員会及びセンター業務を兼務し、教員と連携して事務業務及び学習成果の達成に携わり、学科・コースの教育目的の達成状況を把握している。

各学科には補助職員を配置し、授業準備や授業中の机間巡視などの指導補助、実習の後片付けなどを担っている。補助職員は、必要に応じて学生への助言を行うこともある。教員よりもより身近な存在として学生からの質問を受ける窓口として機能し、学習成果の向上に貢献している。また、科会に出席して議事録を作成するとともに、学

生の状況について情報の共有化がなされている。

事務職員は、能力向上のために学内及び学外の研修会に参加している。学内の研修会においては、平成 11 年から「学園職員研修会」が実施されており、事務職員の資質向上に努めている（備付-63）。学外の研修会としては、日本私立短期大学協会が開催する職員研修会などに出席している。また、FD 活動にも積極的に参加し、教員とともに学生支援の職務を充実させている。

教務課、学生支援課及び総務課の事務職員は、所属部署の職務を通じて、学生の履修及び卒業に至る支援を行っている。本学の学生数であれば、全学生の状況を把握することができ、適切な支援を教員と協力して行うことができている。

図書館業務においては、平成 27 年度からアウトソーシングを導入した。学生の意見を取り上げるための「目安箱」の設置や、開館時間の延長等、サービスの向上を図っている。新入生に対しては、ゼミごとでの図書館オリエンテーションを実施し、学生の図書館利用を促進している。図書館オリエンテーションは図書館職員によって行われるが、ゼミ担当教員も学生とともに図書館オリエンテーションに参加し、協力して学生の図書館利用の向上を図っている。また、教員は学生の学習を支援する資料を図書館に推薦するとともに、図書館の書籍を利用する課題を授業で取り入れるなどの工夫をして、学生が図書館や情報資源を活用して学べるように心がけている。このほか、広報・図書委員会のもと、平成 19 年度から平成 30 年度まで「美しい日本語コンクール」を開催し、学生が図書に親しむ機会を設けた（備付-82）。平成 30 年度、令和元年度には、広く絵本を高校生に親しんでもらうことを目的に、幼児教育保育学科の専門性を生かして「高校生手作り絵本コンクール」を開催した（備付-82）。

また、図書館内にはビデオ・DVD ルームがあり、約 1,400 点のソフトを閲覧することができる。夏及び春の長期休暇には、学外実習に対応して図書の長期貸出を行っている。図書館では、館内コンピュータを使った図書検索が可能であるが、検索サービスの利便性のさらなる向上が望まれるところである。

学習支援室としての役割を担うラーニング・コモンズは、授業時間表と Student Handbook（提出-1）に開室時間などを記載し、学生の利用の促進を図っている。令和元年度 10 月からラーニング・サポートセンターに改称した。運営委員を増員し、また随時運営会議を行うなど、サポート体制を強化した。本学では学生の基礎学力の向上が課題であるが、これに関しては、各学科とも実力テストや入学前課題確認テスト等を年度当初に実施し、指導が必要な学生には個別にラーニング・サポートセンターを活用するよう強く勧めている。また、定期試験の結果、再試験を受験しなければならない学生を対象とした「再試験準備講座」を再試験実施担当者の指導のもとで開催し学習支援を行っている。

学内にはコンピュータ教室が整備され、コンピュータを使った授業が行われているほか、空き時間に学生は自由に利用することができる。学生個人にはパソコンのアカウントとパスワードが与えられ、学内であればコンピュータ教室のいずれのパソコンを使用しても自分専用の画面にログインして利用できる。操作のわからない学生に対しては、担当の教職員が適宜対応している。学生は授業の予習復習及び課題作成に活用するほか、課題の提出に電子メールや学内 LAN を利用できる。また、本学では MOS 検

定などのコンピュータ関連検定の取得を支援するための講座（参照、基準Ⅱ-B-4）を開催し、学内のコンピュータ環境を有効に活用している。

学校運営に関する IT 活用としては、本学のウェブサイトを立て上げ、常に本学に関する最新の情報提供を行っている。学生は学内ポータルサービスである Campusmate-J に学内外より接続して、履修登録、授業時間表の確認、休講や補講の確認等ができることに加え、短期大学に提供された求人情報も閲覧することができる。また、履修登録はウェブ入力を行っている。学生が空き時間を利用して学内のパソコンあるいは自宅のパソコンから入力し、履修登録を行うことができる。その方法は各学科の教務委員が教務オリエンテーションで丁寧に説明すると同時に、「ウェブ履修の手引き」を学生全員に配付し、利用と手続きの説明を行っている。生活学科と幼児教育保育学科の学生が提出する「教職履修カルテ」も同様に、ウェブ入力に切り替えた。学生は多量の情報を手書きしていたが、パソコン入力に替り、記入漏れや提出遅れが改善された。学期末の成績提出も、全教員がウェブでの提出に切り替えた。

情報システム委員会はコンピュータシステムの充実を図り、学生及び教職員のコンピュータ利用技術の向上を図っている。コンピュータシステムのメンテナンスおよび更新に加え、授業教材や学生指導、情報伝達のための新しいツールの使用方法を常に周知させている。

#### **【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

## <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学試験合格者には、入学までにすること、入学後の授業時間、学生番号、学校行事、学生団体など、授業や学生生活についての情報を冊子にした「令和2年度入学手続案内」（備付-38）を配付している。なお、令和元年度は外国人留学生向けの「入学手続案内」にはルビを振るなどの見直しを図った。また、本学では、入学後スムーズに学生生活を始めることができるように、第1次入学手続完了者に対し、入学前課題（備付-39）を課して入学までに取組んでもらっている。幼児教育保育学科では、3月に2日間の日程でピアノ初心者のための基礎講座（備付-77）を行っている（令和2年度入学生のための基礎講座は新型コロナウイルス感染症予防のため不開講）。さらに、入学式に先立ち、「入学前の学生生活オリエンテーション及び学生証写真撮影」を3月下旬に実施し、短大生活2年間を有意義に過ごしていくために大学がどのようなサポートをしているかを説明し、学生として守って欲しいことなどについて説明を行っている（新型コロナウイルス感染症予防のため延期、4月に実施）。また、入学後、特別な配慮の必要な学生については高校と連携してそれまでの支援計画を把握するように努めている。

入学生対象のガイダンスとして、入学式翌日から2日間にわたり「新入生オリエンテーション」（備付-40）を行っている。1日目の午前中には全体オリエンテーションとして、各部長からの講話、受講マナーについての講話、奨学金などの学生支援についての説明を行っている。2日目には、学科別に健康診断とStudent Handbookを使用した学生生活に関するオリエンテーション（備付-76）と大学の講義の受け方に関する指導を行っている。オリエンテーションの空き時間では、個別の履修相談を行っている。3日目には新入生全員を対象に、学外の施設（ホテル）を会場に「フレッシュマンセミナー」を開催している（備付-66）。新しい学生生活を迎えるにあたっての講演、学歌練習、テーブルマナー、学科別のオリエンテーションを開催し、学生と教員または学生同士の親睦を深めるとともに、短期大学生としての意識づけを行っている。

学期中の教務オリエンテーションは、1回生には7月に定期試験についての説明、後期授業の履修手続きなどの説明を行っている。9月には学年・学科別に成績交付後、「履修系統図」（備付-28）と「マイポートフォリオ（履修の振り返りシート）」（備付-29）を使って履修科目の確認をさせるとともに、当該学期の履修について努力した点、反省した点、新学期履修への意気込みを記入させている。平成29年度からは、振り返るための具体的な項目を与え、学生が記入しやすいように配慮した。2回生については、9月に履修単位の確認や後期科目の履修など、卒業や免許・資格の取得に関しての説明を行っている。後期の成績交付後にも、成績の振り返りなどの内容で教務オリエンテーションを開催している。その内容は、1回生については、新年度に向けて2回生時の履修の説明、編入手続き、さらに個別の履修相談である。

学生には、入学時に「Student Handbook」及び「履修の手引き」を、2回生には、「2年次開講シラバス」を配付している。なお、Student Handbookに掲載している内容やシラバスは本学のウェブサイトにおいて開示している。

基礎学力が不足する学生が一部にいることを把握するために、入学時に基礎学力確

認テストを実施して状況の把握を行っている。その結果は学生自身と教員で共有している。そして基礎学力が不足する学生への対応として、必要に応じて個別支援を行っているほか、幼児教育保育学科では基礎学力の不足による再履修者が多い科目について再履修学生のための別クラスを設けている。また、ピアノ実技については経験別に課題のグレード分けを行い、初心者向けの課題も設定している。ビジネスコミュニケーション学科では「特別演習」の中で、基礎学力向上のための時間を組み込んでいる。また、「ビジネス基礎」では基礎学力から初年次教育までを踏まえた内容の授業を能力別クラスに分けて開講している。さらに、基礎学力の底上げを目的に、ラーニング・サポートセンターでは、①基礎学力にかかわる科目(国語・数学・英語・その他理系科目)の補習授業の実施、②総合的リテラシー能力の向上(レポートや小論文の書き方の指導)、③就職試験(SPI)対策、④留学生に対する日本語の指導、⑤自習やグループ学習で使うスペースの提供の5項目について指導している。令和元年度の延べ利用者数は延べ516人(前年度740人)であった。学科別の内訳は、生活学科が134人、幼児教育保育学科が93人、ビジネスコミュニケーション学科が289人であった。来室した学生の主な利用目的別の人数は次のとおりである。テスト勉強23人(4.5%)、就職・編入59人(11.4%)、教養教科の補習85人(16.5%)、SPI・公務員試験対策31人(6.0%)、英検・漢検28人(5.4%)、日本語(留学生)10人(1.9%)、授業内容24人(4.7%)、その他(自習)49.6人(49.6%)。再試験対象者がラーニング・コムズを利用して再試験に向けての学習も行い、その科目の教員が個別指導を行っている。

本学では少人数によるゼミ担当制度を設け、一人の専任教員がゼミ担当教員として学生を入学から卒業まで、履修指導や就職指導を中心に学生生活全般にわたって個別にサポートしている。毎週木曜日に「ゼミアワー」を設け、担当教員と1・2回生の学生がゼミごとに集合する。ゼミ単位で学生の状況を把握するとともに、学生からの相談に応じ、指導援助が行いやすい体制を整えている。平成25年度からは、休退学届に係る指導記録の様式を変更し、学生について履修状況や経済的な状況など十分な情報を基に支援できるように改善した。

学習上の相談を受ける体制として、「オフィスアワー」を設定している。教員は、その時間内であれば相談に来た学生のために時間を確保する体制を整えている。また、授業に関する学生からの相談を受けやすくするために、教員は電子メールアドレスをシラバスに公開している。

生活学科及び幼児教育保育学科では、免許・資格の取得に関わる学外実習が実施される。学外実習の事前事後指導の時間は科目として設定されているが、学生一人ひとりの実情に合わせて、授業時間外にも学外実習担当教員を中心に学科全体で丁寧な指導を行っている。具体的な指導の内容は、実習課題の設定、指導案の作成や実習で使用する教材等の準備、実習ノートの記録の仕方などである。さらに、栄養士学外実習の事前指導では、実習中に提供する献立の計画や試作などを行う。令和元年度の栄養士学外実習は、病院3施設、老健5施設、保育所8園、事業所3カ所、児童施設1カ所、養護学校1カ所の22カ所において35人の学生が実習を行った。栄養教諭教育実習は指導案の作成、教材の準備などを行っている。12人が出身小学校において実習を行った。製菓・製パンコースのインターンシップは製菓衛生師の受験必要科目としており、

洋菓子店、ホテル、パン屋など、17カ所において18人が実習を行った。実習後には、実習先ごとに実習内容や考察を報告書にまとめ、パワーポイントを作成して学外実習報告会を実施している。この報告会には1回生も参加して次年度への参考にしている。また、提出レポートの作成や礼状の作成などについても、個別に指導を行っている。

ビジネスコミュニケーション学科では、企業就業体験をとおして進路選択やキャリアに対する意識を高めることを目的としたインターンシップを実施している。令和元年度は、18社の企業に32人の学生が参加した。株式会社 Re-birth 経由の参加が23人、本学独自のルートで参加したものが9人であった。また、医療事務・医療秘書を目指す学生に対して病院実技実習を実施している。滋賀県医師会と連携し、滋賀県大津地域での拠点病院である大津赤十字病院、大津市民病院、地域医療機能推進機構滋賀病院、さらに平成30年度から湖北の医療を担う彦根中央病院を加えた計4病院の協力を得て、令和元年度は21人の学生が参加した。大津市民病院では、医師の働き方改革に伴い重要な位置づけとなっていくであろう医師事務作業補助者に関する内容も盛り込まれた。インターンシップ・病院実習ともに、6回の事前指導において、実習先企業・施設の業界や体験する職種の理解、接遇・マナーの訓練を行う。インターンシップ・実習中は、日誌を書き、指導者に提出する。実習後には報告書を作成し、報告会でプレゼンテーションを行うことにしている（備付-81）。

進度の速い学生や学業成績の優秀学生に対する学習上の配慮や支援として、免許・資格の必修科目の内容をさらに発展させた上位科目を設けている。生活学科の製菓・製パンコースでは、より高いレベルの技術を身につけることを目指した「製菓応用実習Ⅰ」及び「製菓応用実習Ⅱ」「マイスター・トレーニング」を、幼児教育保育学科では、「音楽Ⅳ」、「造形保育」、「図画工作Ⅲ」及び「図画工作Ⅳ」を設置している。また、生活学科では授業のない時間帯を利用し、食健康コースでは栄養士実力認定試験対策講座、栄養教諭二種免許の取得を目指す学生を対象にした教員採用試験対策講座、その他家庭料理技能検定を、製菓・製パンコースでは製菓衛生師資格試験対策講座を開講している。さらに、両コースにおいてフードスペシャリスト資格試験対策講座も実施している。

全学科を対象に、学業成績の優秀な学生に対して「学長賞」（滋賀短期大学学生表彰実施細則）（備付-規程集136）を授与することとし、学習の意欲向上を図っている。

本学では「外国人留学生特別選抜」（提出-11）を設け、留学生の受け入れを行っている。入試においては、国外居住者と国内居住者に分けて選考を行っている。募集人員は各学科とも若干名であり、「学校法人純美禮学園奨学資金支給等に関する規程」（備付-規程集24）などにより、授業料の減免措置が受けられる。過去5か年の外国人留学生の受け入れは、表4のとおりである。

表 4. 外国人留学生の受け入れ状況（人）

入学年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
〔学科〕					
生活学科	0	1	0	0	5
幼児教育保育学科	0	0	0	0	1
ビジネスコミュニケーション学科	1	0	0	0	9
計	1	1	0	0	15
〔出身国（地域）〕					
中国	1	0	0	0	0
韓国	0	1	0	0	0
ベトナム	0	0	0	0	11
スリランカ	0	0	0	0	4
計	1	1	0	0	15

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

### <区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学では、令和元年12月の組織変更に伴い、「学生支援センター」に代わって「キャンパスライフ・サポートセンター」が新設された。このセンターは、学生の生活支援のための教職員の組織として位置付けている。構成員は、専任教員7名、事務職員2名、保健室職員1名、学生支援コーディネーター1名、学生相談室カウンセラー3名となっている。本センターには、学生生活支援部門、課外活動支援部門、保健管理部門の3つの部門を置き、委員会を毎月1回定期的に開催し、各部門に関するさまざまな事項を協議している。

令和元年度に本学で活動している学生団体は、「学生自治会執行部」「女子バスケットボール部」「バレーボール部」「バドミントン部」「ソフトテニス部」「美術部」「茶道部」「調理部」「バスケットボールサークル」「滋賀短期大学ベーカー塾」「子ども文化アートクラブ」「バレーボールサークル」「ダンスサークル」「フットサルサークル」「Kitchen & kitchen」である(備-69)。学生自治会は全学生が参加する学生自治組織であり、運営は各ゼミから選出された代議員と学生自治会役員(執行部)が中心になって行っている。毎年5月に定期総会を開催し、年間活動を決定した上で、体育大会(備付-70)や学園祭(純美禮祭)(備付-71)などのさまざまな全学的行事の企画運営をしている。学生自治会は学生が有意義な大学生活を送る上で重要な役割を果たしていることから、本学では学生自治会の諸活動に対して所要の補助金を交付するとともに、学生支援委員及び学生支援課職員が中心となって積極的に活動をサポートしている。各クラブ活動に対しても、補助金を交付して、活動をサポートしている。

学生食堂及び学生ホール内の売店運営は、外部業者に委託している。定期的に総務課と打合せを行い、学生等の要望に添えるように取り組んでいる。また、授業の一環として給食経営実習が前・後期でそれぞれ月2回実施され、学生が立案したメニューを食し評価する取り組みも行い、提供する側、受ける側ともに好評を博している。令和元年度には、キャンパス・アメニティにも配慮している。

下宿などの斡旋を希望する学生には、学生課が本学周辺に店舗を有する信頼のおける不動産仲介事業者を紹介している。なお、下宿生に対してはStudent Handbookの下宿生活に関する注意事項(外泊・帰省、防火、騒音防止、転居時の留意点)をオリエンテーション時に説明し、常時注意を喚起しているほか、生活上のトラブルが生じた場合は学生課職員が個別に相談に応じている。

最寄りのJR膳所駅、京阪膳所駅からの徒歩通学が可能であることから、朝夕には国道1号線の通学路に警備員を配置し、学生の安全確保を万全にするとともに、通学路の歩道が狭いため、車道はみだしや行き違いのトラブルなどのないように交通マナー向上にも努めている。また、附属幼稚園が隣接し園児の送迎時の接触事故等が懸念されることから、障がいや疾病のある学生からの申出がある場合を除き、原則として自動車及びバイク(原動機付自転車を含む)での通学を禁止している。今年度から平日のみ時間限定で膳所駅～短大間の往路シャトルバス運行を開始した。

学生への経済的支援を行うため、日本学生支援機構奨学金などの紹介を行っている。本学独自の奨学金制度としては、「学校法人純美禮学園奨学金制度」がある。令和元年度は、スポーツ奨学生が24人、優待奨学生が2人、外国人奨学生が15人の計41人で

ある（表 5）。経済面で学生を支援する取り組みとして、平成 30 年度から、本学が定める入学試験において、学業成績優秀な者を奨学生として選考し、全学の学力向上に寄与することを目的とし、学校法人純美禮学園創立 100 周年を記念して「滋賀短ユメミライ プラチナ 100 とプラチナ 50」を策定・実施した。令和元年度の奨学生はプラチナ 100 が 5 人、プラチナ 50 が 6 人である。合計 52 人が本学園の奨学金制度を利用した。

表 5. 学校法人純美禮学園奨学金制度の利用者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般奨学生	1	1	0	1	0
スポーツ奨学生	18	19	17	23	24
特待生	0	0	1	1	0
優待奨学生	4	4	1	1	2
外国人奨学生	3	2	1	0	15
ユメミライプラチナ 100				3	5
ユメミライプラチナ 50				4	6
合計	26	26	20	33	52

保健室において、入学時に学生から提出のあった健康調査票を基に、学生の健康状態の把握に努めている（備付-30）。また、毎年 4 月に全学生の定期健康診断（以下、「健診」）を外部業者に委託して実施している。健診後は、「要精密検査」及び「要受診」となっている学生には保健室より健診結果を手渡し、医療機関を受診するように指導している。特に胸部 X 線検査が「要精密検査」の場合は、結核の疑いもあることから、早急に受診するように学生に指導するとともに、保護者にもその旨を電話で連絡している。その他の「異常なし」の学生の健診結果については、ゼミ担当教員より本人に配付している。また、平成 20 年度から入学者全員を対象に健診時に麻疹抗体検査を実施し、抗体陰性者には予防接種を受けるように促している。メンタルヘルスケア、カウンセリング体制については、学生相談室を設置し、週 3 日開室・3 人のカウンセラー体制をとっている。また、4 月オリエンテーション時の健康診断時に、全学生を対象に UPI (university personality inventory) 検査を実施し、心身の健康に不安や問題を抱える人たちに対する早期発見・早期治療に向けての対策を講じている。学生の支援において、保健室と学生カウンセラーが連携を密にし、教員及び事務職員に対するコンサルテーションなどを行っている。年度末には、年度評価として、保健室と学生相談室の利用状況について教授会で報告している。

学生生活に関して学生の意見や要望については、5 月の学生自治会総会に向けて各ゼミで大学への要望や意見を話し合い、その結果を学生自治会で集約して聴取する。学生食堂、売店については、食堂と売店のカウンターに意見箱を設置し、それらの意見に対する回答を食堂掲示板に掲載し改善を図っている。

留学生の日本語教育の支援カリキュラムとして、共通科目の 2 群に「日本語 I」（1 年

次前期集中)と「日本語Ⅱ」(1年次後期集中)がある。学習に関しては、授業担当者が留学生の語学力に配慮しながら指導するとともに就職支援にもつなげている。また、留学生及び外国籍の学生に対する国際交流、学術及び教育交流としては異文化研究を主たる目的とした研修会を毎年実施している。生活面に関しては、ゼミ担当教員が中心となって支援している。

社会人の入学希望者に社会人特別入試を実施している。合格者には、既修得単位の認定を行うほか、平成27年度からは入学料の2分の1を奨学金(返還義務なし)として支給している。また、平成30年度から滋賀県の長期高度人材育成コースの教育訓練機関として訓練生を受け入れている。令和元年度は、生活学科(栄養士)に3人、幼児教育保育学科(保育士)に4人を受け入れた。

表6. 社会人入学者数

	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
社会人特別選抜入学者	4	1	2	2	4
長期高度人材育成コース入学者				2	7

平成24年度に構内の段差の一部をスロープに変更したが、バリアフリーに関しては不十分な箇所が残されている。平成29年度は玄関の自動ドアへの改修、前年度に引き続きトイレのバリアフリー化を行った。

学生が地域活動、地域貢献、ボランティア活動などを行うことに対しては、大学として評価している。「学生自治会執行部」「滋賀短期大学ベーカーリー塾」「子ども文化アートクラブ」は、イベント会場、施設、保育所、道の駅などで積極的に活動を実施している。講義や実習科目の中で、竜王道の駅(かがみの里)の商品開発、名神高速大津サービスエリア内のレストランにおけるメニュー開発を行って、地域との連携を奨励し、地域活性化に寄与するべく努力している。活動に対する評価は現在のところ成績や表彰の形には反映していないが、学長賞候補を推薦する際、成績が同等の場合、活動状況を加味して推薦するなど、評価対象としている。生活学科食健康コースの授業の一環として実施している、サービスエリアとのコラボレーションによるメニュー開発コンテストでは、優勝したメニューが実際に提供され、学生たちのモチベーションにつながっている。

**[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の

就職支援に活用している。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

就職支援のため、教職員で「キャリア・サポートセンター」を組織している。キャリア支援課内に就職情報用端末を配置し、ハローワーク草津からジョブサポーターの派遣を得て就職活動の支援を行うとともに、キャリアコンサルタントの資格を保持する職員2名が常時学生の相談に応じ、就職面接の指導や履歴書添削等の支援を行っている。

令和元年10月からラーニング・コモンズをラーニング・サポートセンターと名称変更し、公務員試験対策やエントリーシート・履歴書の書き方など、編入試験対策、学生の就職活動のサポートを行っている。教室を改修し、開室時間帯以外でも、学生の要望に合わせて対応できる体制を整えている。ビジネスコミュニケーション学科はラーニング・サポートセンターの使用状況について毎月の科会で確認し、次月の対策を話し合っている。他の学科でもラーニング・サポートセンターの活用を検討する必要があると考えられる。

全学生を対象に行う就職支援は、Student Handbookにその年間計画を示している。

キャリア教育科目である「キャリア基礎演習」(1回生前期)と「キャリアデザイン演習」(2回生後期)の間に入るように、「就職支援講座」(1回生後期、2回生前期)を木曜日の2限に生活学科とビジネスコミュニケーション学科では1回生後期と2回生前期に各8コマ、幼児教育保育学科では2回生前期8コマ、1回生後期4コマで開催している(備付-72)。就職支援講座では、1回生と2回生の就職活動に即した内容を提供している。すなわち、1回生後期には、業種・職種及び企業研究の仕方、調べ方、自己分析、自己PR、志望動機、履歴書記入方法、身だしなみ、企業へのアプローチ方法を、2回生前期には、就職戦線の現状から始まり実際に就職活動を行うための対策に特化した形で実施している。令和元年度1回生後期最後の講座はさまざまな職種の現役先輩の話聞く機会を持ち、業種・職種選びの参考とした。また就職活動の方法、心構え、活動方法などを経験した先輩たちに聞くことで就職対策につながった。

就職試験対策としては、ビジネスコミュニケーション学科では、教養基礎Ⅱの授業で2回生全員を対象に、複数の教員による就職のための面接やグループ討論などの演習を行っている。幼児教育保育学科を対象にした就職支援講座は、先輩から学ぶ講話などを取り入れ、学生にとって身近に感じられる就職支援を行っている。

資格取得支援としては、全学共通の就職試験対策のための資格取得講座として、マイクロソフトオフィススペシャリスト(MOS)対策講座(Word、Excel、PowerPoint)、ITパスポート受験講座を開講し、就職試験対策として、公務員試験講座を実施している(備付-73)。

各学科での免許・資格の取得支援対策として、生活学科では製菓衛生師、教員採用試験(栄養教諭二種免許状)、栄養士実力認定試験、フードスペシャリスト資格試験、家庭料理技能検定のための対策講座を行い、色彩検定2・3級や、福祉住環境コーディネーターについても、随時、受験に応じて支援を行っている。ビジネスコミュニケーション

ン学科では、秘書技能検定試験、日本医師会認定医療秘書認定試験、医療保険請求事務実技試験、診療報酬請求事務能力認定試験、医事コンピュータ技能検定試験、日商簿記検定試験といった資格の対策講座を実施している。

表 7. 令和元年度免許・資格・検定の試験対策講座一覧

部署	資格免許・検定名・試験名	開講月	担当	回数（総時間）	
生活学科	製菓衛生師	5月	山岡ひとみ	1回（1.5時間）	
		5月	石井明	1回（1.5時間）	
		6月	原知子	1回（1.5時間）	
		6月	清水まゆみ	1回（1.5時間）	
		6月	中平真由巳	1回（1.5時間）	
		7月	石井明	1回（1.5時間）	
	生活学科	教員採用試験 （栄養教諭二種免許状）	4月～7月	灰藤友里子 笹倉千佳弘	9回（13.5時間）
		栄養士実力認定試験	10月～12月	山岡ひとみ	7回（10.5時間）
	10月		清水まゆみ	1回（1.5時間）	
	11月		中平真由巳	1回（1.5時間）	
	生活学科	フードスペシャリスト	9月・12月	中平真由巳	2回（3時間）
			11月・12月	原知子	4回（6時間）
			12月	清水まゆみ	1回（1.5時間）
生活学科	家庭料理技能検定	6月～2月	原 知子	13回（43.5時間）	
ビジネスクミューニケール	秘書技能検定2・3級（筆記）	5月・6月	若生真理子	8回（12時間）	
	秘書技能検定1・準1・2・3級（筆記）	10月・11月	若生真理子	8回（12時間）	
	秘書技能検定準1級（面接）	12月・1月	若生真理子	3回（6時間）	
	秘書技能検定2・3級（筆記）	2月	若生真理子	3回（6時間）	
	医療保険請求事務実技試験	9月～10月	沖山圭子	5回（8時間）	
	日本医師会認定医療秘書試験	11月～1月	沖山圭子	7回（11時間）	
	医事コンピュータ技能検定試験	10月～11月	沖山圭子	7回（11時間）	
	日商簿記検定3級	9月	江見和明	3回（12時間）	
キャリア支援課	Microsoft Office Specialist Word 2016	5～6月・11～12月	モーリス ビジネス 学院	10回（25時間）	
	Microsoft Office Specialist Excel 2016	6～7月・2月		10回（25時間）	
	Microsoft Office Specialist Power Point 2016	9月・2月		10回（25時間）	
	IT パスポート試験	11～12月		12回（42時間）	
	SPI（筆記）	2月		3回（9時間）	

学生の進路状況については、毎月開催される教授会にてその都度報告している。

前年度の就職状況については、5月1日付の最終状況を学生支援課において分析し、6月に開催している保護者対象の教育懇談会において報告するとともに、学生には就職支援講座において就職状況を報告し、学生の就職に対する意識の向上に活用している。

また、各学科では学生の卒業時の就職状況を分析・検討のうえ教員全員で共有し、情報交換を行いながら就職活動も活用している。学生からの要望があれば、教員は個別

に履歴書や個人面接の練習に対応している。

編入や進学、留学を希望する学生に対して、「就職(進路)登録カード」(備付-42)及びゼミ担当の面談などにより提出された「学生動向情報共有用紙」(備付-43)を基に進路に対する希望を把握して個別相談を実施し、さらに学内掲示板を利用して編入学指定校等の情報提供を行っている。

平成27年からは、編入学を希望する学生の不安を解消するため、出願資格、編入学試験の内容、編入学後の単位認定、指定校等を気軽に相談できる「進学ガイダンス」を開催している(備付-75)。編入学を希望する学生には情報提供、指定校推薦の学内手配、証明書等の手配などを行うとともに、専門性とのかかわりでゼミ担当が進路指導を行い、ラーニング・サポートセンターに所属する教員が論文対策などを指導している。

平成29年度卒業生では、進学者は2人であった。その内訳は、4年制大学3年次編入学で1人、専門学校1人である。平成30年度卒業生では4年制大学3年次編入学は5人、4年制大学2年次編入学が1人であった。令和元年度卒業生では4年制大学3年次編入学は3人、専門学校が2人であった。留学に関しては、平成30年度・令和元年度は希望者がいなかったが、留学に関する情報は学生の目にふれるよう掲示をし、希望者が出た場合にはすぐに支援できる体制を整えていく。

## <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

ラーニング・サポートセンターの利用を、より全学的に拡大させ、有効な活用を図っていくことが望まれる。

また、学内LAN環境を整備し、あらゆる授業形態、教室環境においてもICTの活用促進につなげられるように、学内完全Wi-Fi化が望まれる。なお、令和元年度には、2箇所(学生ホール、学生食堂に)にWi-Fiを設置した。

購買部は学生の要望を取り入れ改善しているが、さらなる充実を目指す。

学生食堂や学生ホールの席数を増やし、学生の居場所づくりに努めてきたが、静かに休息できる居場所が必用であり、設置を進めていく。令和元年度には、学生食堂のリフレッシュ工事を実施し、さまざまな学生が利用しやすい環境、空間、メニューにリニューアルした。

また、メンタル面の問題を抱える学生に対するカウンセリング体制を充実させていく必要があることから、学生支援コーディネーターを配置した。

従来であると、学生から保健室をとおしてカウンセラーにつなぐ方法であったが、保健室の負担軽減を図ることから学生支援コーディネーターとともに学生対応に当たる。今後は、留学生、障がいのある学生、問題を抱える学生の対応に学生支援コーディネーターの役割が大きくなるため、指導方針や方法などルールづくりが急務である。

就職支援についてはゼミ担当教員と連携を保ちながら行っているが、教員それぞれのキャリアの違いなどにもより、教員ごとに支援方法や内容が異なり、すべての学生が同様の支援を受けているとは言い切れないところがある。ゼミ担当教員とキャリア・

サポートセンターとの連携の改善が課題である。

生活学科では、学生が履修しない教科担当のゼミ担当者と密接に授業で接するゼミ担当者との間で学生との距離が大きく違い、ゼミの在り方も教員により異なり、ゼミアワー参加へのモチベーションの低い学生も存在する現状では、学生支援が困難になりやすい。ゼミの在り方を検討する必要がある。

ビジネスコミュニケーション学科の学生は就職先が多岐にわたるため、教員が業種や職種によって求められている能力や資質の違いを把握しておかなければならない。キャリア・サポートセンターとの連携により学生に的確なアドバイスができる体制を整えていくことが課題である。

学生相談カウンセラーによる学生本人へのアドバイスのみならず、今後の学生指導に活かす方法を検討する必要がある。

就職後の状況をつぶさに確認できる機会としてホームカミングデーは重要である。同窓会総会の終了後（生活学科）や学園祭の期間中（幼児教育保育学科、ビジネスコミュニケーション学科）に開催しているが、さらに参加者を増やすための検討が必要である。平成 28 年度までは卒業 3 年目までを対象者としていたが、平成 29 年度からは全卒業生を対象として実施しており、幼児教育保育学科では、人数が増加傾向である。年度や開催日時、就職した業種によって参加しやすさが異なるため、実施方法や実施に関する情報の周知をさらに工夫する必要がある。

企業や園などの就職先が求める学生像を把握すべく、卒業 3 年目の卒業生および就職先を対象に「卒業生アンケート」を実施しているが、就職先が求める学生像に沿うように、学習内容やカリキュラムへの反映については充分でない。さらに、結果の解析を深めて、PDCA サイクルに沿って改革の必要がある。また、生活学科卒業生および就職先からのアンケート回収率が低く、協力を求めていく必要がある。

長期履修生を受け入れる体制は整えられてない。整備が今後の検討課題である。

## <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし。

## <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の 実行状況

教育課程の改善は教務委員会で検討し、「キャリア基礎演習」の内容の見直しを行った。また履修系統図を活用し、ディプロマポリシーを学生に周知している。

生活学科は「生活クリエイトコース」を「ライフデザインコース」に改称し、教育課程の見直しに取り組んだが、平成 30 年度でいったん閉鎖し、令和 2 年度から新たなカリキュラムで再開する。ビジネスコミュニケーション学科ではカリキュラムの大幅な改定を行い、令和元年度入学生から 4 コースに改組した。

図書館は平成 27 年度から外部委託となったが、検索システムの改善は広報・図書委員会で計画検討中である。

ラーニング・コモンズの有効な活用の課題については基礎学力の向上も含め、教務

委員会と高等教育開発センターで検討を行った。令和元年度からは「ラーニング・サポートセンター」として独立し、学生の基礎学力の向上や学習支援の体制を強化した。

すみれルームの提供に関しては、前年度に閉鎖し、その場所を利用してラーニング・コモンズが週 5 回開設可能となった。また、すみれルーム閉鎖に伴い、学生ホールや食堂のレイアウトの変更など、必要な改善を行った。

平成 29 年度にすみれルーム閉鎖に伴い、学生の居場所確保のため、学生ホールや食堂のレイアウトの変更などの改善を行った。一人席、ソファ席、食堂内と学生ホールの Wi-Fi 化など機能を重視した環境整備を行った。

就職支援講座の実施と改善、就職支援におけるゼミ担当者との連携について学生支援委員会にて充実改善を進めた。就職支援講座出席率の改善は、教員が出席を確認することでやや改善している。また、学科により就職への意欲喚起のタイミングが異なることから、幼児教育保育学科では、1 回生後期の就職支援講座の開始時期について平成 30 年度より変更を行い、11 月からとなった。生活、ビジネスコミュニケーション学科においては従来どおり後期開始時からスタートした。

就職支援においては、1 か月ごとに作成される「学生動向情報共有用紙」をもとにキャリア支援課とゼミ担当教員との連携・情報共有を図ることにより学生の支援体制がとれるように整えることができた。また、人とのコミュニケーションがとりにくい学生を対象に外部就労支援事業所からアドバイスや指導を頂きながら支援に努めている。

## (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育課程に関する改善は、引き続き教務委員会において計画を進めていく。

ビジネスコミュニケーション学科でのコース改組及びカリキュラムの大幅な改定、また、生活学科での定員の変更及びコース名改称など、これらコース改定後の状況を検証し、さらなる改革に向けて検討していく。

ディプロマポリシー及び学位を学生に周知するために、引き続き改善を図り、履修系統図の有効活用については高等教育開発センターにて取り組んでいく。

授業アンケートがより有用な調査となるように、高等教育開発センターにて質問項目、コメントの分析と活用などについて引き続き検討する。

ゼミアワー及びオフィスアワーの課題改善については、カリキュラムとの関連も鑑みる必要があり、引き続き教務委員会を中心に検討していく。

アドミッションポリシーと学生募集に関する改善、入学前課題については学生募集委員会を中心に進める。

学習成果の定義の見直しなどは、自己点検・評価委員会を軸に関係部署で検討し、免許・資格に関連する事項については、教務委員会が学生募集委員会、学生支援委員会と連携して検討を行う。また、IR 部会において「短大生調査」の結果分析を行い、それらに関係部署で有効に反映させていく。

図書館は外部委託となったが、検索システムの改善については広報・図書委員会において計画的に進める。

コンピュータの設置状況や学内ポータルへの活用。Wi-Fi 環境については、情報システム委員会を中心に改善の検討を進める。

卒業生の就職先へのアンケート調査や卒業生へのアンケート調査は、引き続き学生支援委員会にて継続的に実施し、その結果を就職支援や教育課程に反映できるようにする。平成 29 年度からは、卒業生アンケートの項目として外部からみた滋賀短期大学のイメージを記述してもらっている。この結果から、滋賀短期大学の客観的な特徴を捉えて学生支援に役立てる。

就職後の状況をつぶさに確認できる機会として重要なホームカミングデーの実施方法や実施に関する情報の周知をさらに工夫していく。

学生食堂や学生ホール、売店の利便性とアメニティーを充実していく。また、学生相談室の充実に向けて学生支援コーディネーターを配置し保健室の負担軽減とより学生の身近に立ったフォローを充実する。

就職支援はゼミ担当教員との連携を強める目的で、月に一度「学生動向情報共有用紙」で情報共有を図る。

ビジネスコミュニケーション学科の特徴として就職先が多岐にわたるため、教員が業種や職種によって求められている能力や資質の違いを把握しておかなければならず、キャリア・サポートセンターとの連携により学生に的確なアドバイスができる体制を整えていく。

ゼミ学生の月毎の就職状況をキャリア支援課が承知している情報をゼミ担当教員に提供し、教員からの情報をキャリア支援課へと、個別学生ごとの情報共有ができ、綿密に学生指導が行える。教育（学修）と人格形成の両面で小規模短期大学の特徴を生かした学生指導を目指す。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## 〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

## ＜根拠資料＞

備付資料：83 専任教員個人調書、84 専任教員教育研究業績書、85 ウェブサイト「大学紹介／教員紹介」、86 非常勤教員一覧表、87 滋賀短期大学地域連携年報 [平成 29 年度]、88 滋賀短期大学地域連携年報 [平成 30 年度]、89 滋賀短期大学地域連携年報 [令和元年度]、90 学報 [平成 29 年度]、91 学報 [平成 30 年度]、92 学報 [令和元年度]、93 専任教員の年齢構成表、94 専任教員の研究活動状況表、95 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表、96 滋賀短期大学研究紀要 [平成 29 年度]、97 滋賀短期大学研究紀要 [平成 30 年度]、98 滋賀短期大学研究紀要 [令和元年度]、99 教員以外の専任職員の一覧表、100 FD 活動の記録、101 SD 活動の記録、102 学長裁量経費資料、103 教務必携、104 滋賀短期大学危機管理ガイドライン、105 自衛消防編成表・火元取締責任区分表・火災（緊急）電話連絡網、8106 防災訓練要項、107 新任教職員ガイダンス案内

備付資料-規程集：58 滋賀短期大学人事委員会規程、59 滋賀短期大学資格審査委員会規程、60 滋賀短期大学教員資格審査基準、61 滋賀短期大学教員資格基準運用内規、18 学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程、19 学校法人純美禮学園の嘱託職員及び嘱託講師の雇用等に関する規程、62 滋賀短期大学特任教員規程、85 滋賀短期大学全学的研究推進部会規程 87 滋賀短期大学研究支援室設置要綱 88 滋賀短期大学研究プロジェクトチーム設置要綱 89 滋賀短期大学全学的研究における点検・評価規程 90 滋賀短期大学研究ブランディング事業における外部評価委員会要綱 3 学校法人純美禮学園個人情報保護に関する規則 6 学校法人純美禮学園文書取扱規程、7 学校法人純美禮学園公印取扱規程、31 滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程 41 滋賀短期大学危機管理規程 43 滋賀短期大学旅費支給内規 75 滋賀短期大学研究倫理審査委員会規程 78 滋賀短期大学国際交流委員会規程 82 滋賀短期大学 SD 委員会規程、83 滋賀短期大学マネジメント部会規程 93 滋賀短期大学国内・国外研究員に関する規程 94 滋賀短期大学松原武夫研究補助基金運用規程 96 滋賀短期大学研究紀要投稿内規 8 学校法人純美禮学園就業規則、9 学校法人純美禮学園職員の育児休業等に関する規程、13 学校法人純美禮学園職員の介護休業等に関する規程、63 滋賀短期大学非常勤講師の雇用契約に関する運用内規、65 滋賀短期大学出張及び研修に関する申合せ、17 滋賀短期大学定年規程、118 滋賀短期大学授業等の休開講に関する内規 131 滋賀短期大学防火管理規程

## 〔区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

### <区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

短期大学の専任教員は32人（うち教授17人）であり、短期大学設置基準に定める教員数に基づいて編成されており、学科の種類に応じて定める教員数（28人）、入学定員に応じて定める専任教員数（5人）、設置基準で定める教授数（11人）を満たしている（参照、基礎資料：1.教員組織の概要）。

専任教員の職位は短期大学設置基準の規定を踏まえ、「滋賀短期大学教員資格審査基準」（備付-規程集60）及び「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」（備付-規程集61）を基に審査を行っている。また、教員の経歴、業績などはホームページで公表している。

学科・コースの教育課程の編成・実施の方針に基づいて、必要な専任教員、非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

非常勤教員の採用は、短期大学設置基準の規定を踏まえ、学位、研究業績その他経歴等「滋賀短期大学教員資格審査基準」及び「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」を基に審査を行っている。

補助の必要な授業においては、生活学科の特任助手4人と補助事務職員1人、幼児教育保育学科の補助事務職員3人、ビジネスコミュニケーション学科の補助事務職員1人が補助にあたっている。

教員の採用と昇任は「滋賀短期大学人事委員会規程」（備付-規程集58）、「滋賀短期大学資格審査委員会規程」（備付-規程集59）、「滋賀短期大学教員資格審査基準」、「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」（備付-規程集61）、「学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程」（備付-規程集18）、「学校法人純美禮学園の嘱託職員及び嘱託講師の雇用等に関する規程」（備付-規程集19）及び「滋賀短期大学特任教員規程」（備付-規程集62）に基づいて行っている。上記の規程に従い、教員の採用と昇任の手続きは、資格審査委員会、人事委員会及び教授会で審議を行っている。

各種委員会及びセンターの委員には、各学科より専任教員が選出され、関連する事務職員も委員として参画している。そのため、各種委員会やセンターの活動は、科会でも共有されることになり、学習の改善や学習成果の向上に向けての取り組みについて関係部署との連携が迅速にできる体制にある。また、各種委員会には、特任助手も委員として参画して助手層の意見も反映されるようにしている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) **FD** 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、**FD** 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

令和元年度の専任教員の研究実績は、表 8、表 9、表 10 及び表 11 に示すように、著書は 19 件、学術論文は 31 件、研究ノート 1 件、学会発表 20 件と、熱心に研究活動を行っている。

表 8. 令和元年度専任教員の著書

著者名	題 名	出版社	出版月
原 知子	(単) 月刊「保育とカリキュラム」 食育等コラム	光のくに	4～3月
原 知子	(共) シードブック乳児保育Ⅰ・Ⅱ 科学的観察力と優しい力	建帛社	5月
原 知子	(共) 別冊うかたま 次世代に伝え次ぐ家庭料理 汁物	農文協	12月
笹倉千佳弘	(共) はじめて保育・教育を学ぶ人のために〈わかちあい〉の共育学【基礎編】 教職課程コアカリキュラムに基づく教員養成テキスト	明石書店	9月
荻田 純久	(共) 乳児保育Ⅰ, Ⅱ	建帛社	7月

荻田 純久	(共) 教育のアイデア 改訂版	昭和堂	1月
前川 頼子 荻田 純久 原 知子	(共) 乳児保育Ⅰ・Ⅱ —科学的観察力と優しい心— 初版	建帛社	7月
柚木たまみ	(共) 表現者を育てるための保育内容「音楽表現」— 音遊びから音楽表現へ—	教育情報出版	3月
李 霞	(共) マンガとアクティブ・ラーニングで学ぶ保育内 容総論〔第3版〕	教育情報出版	3月
久米 央也	(共) たのしいさんすう1年～6年(文部科学省検定 済教科書) 大日本図書	大日本図書	3月
松木 宏史	(共) 救護施設からの風	クリエイツ かもがわ	9月
松木 宏史	(共) 子どもと社会の未来を拓く 社会福祉	青踏社	3月
松木 宏史	(共) みらい×子どもの福祉ボックス 社会福祉	みらい	3月
松木 宏史	(共) みらい×子どもの福祉ボックス 子ども家庭福 祉	みらい	3月
松井 典子	(共) 表現者を育てるための保育内容「音楽表現」— 音遊びから音楽表現へ—	教育情報出版	3月
林 幸範	(共) よくわかる! 教職エキササイズ5 特別支援教 育	ミネルヴァ 書房	4月
林 幸範	(共) 新訂 知りたいときにすぐわかる 幼稚園・保 育所・指導福祉施設等実習ガイド 第2版2刷	同文書院	2月
三上 佳子	(共) マンガとアクティブ・ラーニングで学ぶ保育内 容総論	教育情報 出版社	12月
若生真理子	(共) よくわかる社会人の基礎知識～マナー・文書・ 仕事のキホン～	ぎょうせい	4月

表9. 令和元年度専任教員の本学研究紀要第45号掲載学術論文・研究ノート

著者名	題名
原 知子	(単) 若年層の野菜摂取における効果的な食育手法のための一考察
笹倉千佳弘	(共) 「不登校」児童の家庭・学校間「行き来」駆動をめぐる促進要因と抑制 要因
北尾 岳夫	(共) 乳幼児の造形活動を対象とした運動学的分析Ⅰ—描画動作の数量化に関 する方法論を中心に—

深尾 秀一	(単) 幼児期における粘土遊びと環境構成について—教材である素材の状態の変化と子どもの表現遊びの広がりを見点にて—
深尾 秀一	(単) 領域「表現」における造形表現の専門的事項とは何か—滋賀短期大学の講義概要とシラバスの変遷を手掛かりにて—
前川 頼子 浜崎 由紀 松井 典子 松井 瑞季	(共) 短期大学における子育て支援の取り組み—SHIGATAN 乳幼児ふれあい・保育体験事業を通して—
李 霞	(単) 高等教育の「講義」におけるアクティブラーニング導入の試み
久米 央也	(単) 領域「環境」における栽培活動と小学校生活科における栽培活動の教育的効果についての研究
久米 央也	(共) 領域「環境」における数量・図形の関心, 感覚を育てる研究 (2)
松井 典子	(単) 乳幼児のための音のでるおもちゃ制作プロジェクトを通して (共) ピアノ初学者のコード奏指導の実践
永久 欣也	(単) 異文化間教育研究: 多文化共生の保育と方法
林 幸範	(共) 特別支援教育における教員の役割に関する研究 (1)
三上 佳子	(単) 養成校における保育実践力につながる子どもの心の動きや育ちを読み取る実践事例による演習の検討
三上 佳子	(共) 保育者養成校における主体的・対話的な学びにつながる指導案作成の指導過程の検討
柚木たまみ	(単) 絵本を用いた音楽表現活動—専門演習 I・II における学生の実践活動報告から vol. 1—

表 10. 令和元年度専任教員の学術論文 (その他の雑誌)

著者名	題 名	掲載誌	出版月
秋山 元秀	(単) 短期大学らしい教育を実現するために—4年制大学と比較して—	短期大学教育 75 (日本私立短期大学会)	10 月
秋山 元秀	(単) 裁縫学校から短期大学へ—純美禮学園の歴史から考える短期大学の意義—	私学経営 No. 537 (私学経営研究会)	11 月
秋山 元秀	(単) 江門市の歴史遺産と文化景観 小野寺 淳編『中国華南の地域構造の再編に関する地理学的調査研究—江門調査報告—』	横浜市立大学都市社会研究科	1 月
笹倉千佳弘	(共) 「不登校」児童の家庭・学校間「行き来」 駆動促進要因	関西教育学会年報第 43 号	8 月
笹倉千佳弘	(共) 生きづらさのある人と共に歩む「支援」者の姿勢	大阪大谷大学紀要第 54 号	2 月
笹倉千佳弘	(共) 里親によるレスパイト・ケア利用促進に向けた里親支援専門相談員の役割	幼児教育実践研究センター紀要第 10 号	3 月

北尾 岳夫	(共)光と影を素材とした造形表現が幼児の身体動作に与える影響－3～5歳児への指導場面におけるエピソードを中心に－	奈良教育大学次世代教員養成センター研究紀要	3月
柚木たまみ	(共) 特別記事「第九の架け橋」	近畿音楽療法誌 Vol.17	4月
松井 典子	(共) バラード第4番：手の小さな奏者のための演奏法研究（査読付き）	奈良教育大学紀要第68巻 第1号	10月
松井 典子	(共)音と身体運動に着目した子育て支援プログラムの開発	大阪商業大学共同参画研究所紀要第1号	2月
浜崎 由紀	(共) 乳幼児向け絵本に関する考察	大阪商業大学共同参画研究所	3月
李 霞	(単) 李霞編「グローバル人材育成と国際バカロレア－アジア諸国のIB導入実態」	比較教育学研究第59号 日本比較教育学会	8月
李 霞	(単) 李霞編「グローバル人材育成と国際バカロレア－アジア諸国のIB導入実態」	日本教育社会学紀要第105号 日本教育社会学学会	12月
金澤 雄介	(単) Uno studio contrastivo del raddoppiamento clítico nel sardo e nello spagnolo dal punto di vista del grado della grammaticalizzazione Eva Lavric, Christine Konecny, Carmen Konzett-Firth, Wolfgang Pöckl, Monika Messner und Eduardo Jacinto García (eds.)	Comparatio delectat III Peter Lang	11月
金澤 雄介	(単) La correlazione tra il raddoppiamento clítico e il cambiamento dell'ordine delle parole nel sardo Adam Alvah Catt, Ronald I. Kim, and Brent Vine (eds.) QAZZU warrai, Anatolian and Indo-European Studies in Honor of Kazuhiko Yoshida,	Beech Stave Press.	12月
江見 和明	(単)介護旅行サービスの普及に関する現状と課題	消費経済研究	7月
伊澤 亮介	(単) 伝統民間劇台本『長山遺禄』とそのチュノムの使用状況について	日本漢字學會報 第1号	6月

表 11. 学会発表

氏名	題名	発表学会	発表月
中平真由巳	(共) 滋賀県の大学・短大・専門学校に通う学生の朝食摂取状況に関する実態調査	栄養改善学会	3月
中平真由巳 原 知子	(共) 野菜の炒め調理におけるおいしさに関わる要素－たまねぎの場合－	日本調理科学会	8月

中平真由巳 山岡ひとみ	(共) 滋賀県の家庭料理 副菜の特徴 - 在 来野菜を主として-	日本調理科学会	8月
原 知子	(共) 大阪府の家庭料理 副菜-地場産食材 の活用-	日本調理科学会	8月
原 知子	(共) 兵庫県の家庭料理 副菜の特徴 - 旬の 食材を使用した日常の食卓	日本調理科学会	8月
笹倉千佳弘	(共) 生きづらさのある人と共に歩む「支援」 者の姿勢	日本社会福祉学会	9月
笹倉千佳弘	(共) 社会的養護児童の「不登校」をめぐる 研究の動向	関西教育学会	11月
笹倉千佳弘	(共) 里親によるレスパイト・ケア利用促進 に向けた里親支援専門相談員の役割	日本子ども虐待防止 学会	12月
金澤 雄介	(単) La costruzione causativa nel sardo antico	29e Congrès international de linguistique et philologie romanes (コペンハーゲン)	7月
深尾 秀一	(共) 領域「表現」の専門的教授内容とは何 か -領域「表現」の教科書目次のテキスト マイニング分析から見る専門的事項の変遷	保育教諭養成課程研 究会	9月
李 霞	(単) シンガポールの幼児教育課程編成に おける「地域資源利用」の構想と実際	教育目標・評価学会	12月
浜崎 由紀	(単) 絵本の人形劇化に関する考察-「し ょうぼうじどうしゃじぶた」を中心に-	日本保育学会	5月
浜崎 由紀	(共) 京都市図書館における乳幼児サービ ス事業の歴史-事業報告を中心に-	日本保育学会	5月
林 幸範	(共) 特別支援教育における対象の拡大に 関する研究 (1) 日本応用心理学会 8月	日本応用心理学会	8月
林 幸範	(共) 特別支援教育における対象の拡大に 関する研究 (2)	日本特殊教育学会	9月
林 幸範	(共) 特別支援教育における対象の拡大に 関する研究 (3)	日本子ども虐待防止 学会	12月
林 幸範	(共) 特別支援教育における対象の拡大に 関する研究 (4)	日本発達心理学会	3月
江見 和明	(単) 旅行介助人材育成に関する考察 - 地域トラベルサポーター養成研修の内容を 中心として-	日本消費経済学会西 日本大会	10月

伊澤 亮介	(単) The Composition of non-Standard Nôm Forms in Some Documents of Vietnamese Folk Literatures International	International Symposium "Culture, Religion, and Politics in Southeast Asia"	10 月
伊澤 亮介	(単) ベトナムの民族文字チュノムの造字と正字・俗字意識について	日本漢字学会第 2 回研究大会	11 月

研究業績については、年度ごとに総務課へ「教員個人調書」(備付-83)及び「教育研究業績書」(備付-84)を提出し、主な研究実績は「学報」にて公開している。

令和元年度には科学研究費助成事業(科研費)などの補助金を受けた研究が6件ある(表12)。

表12. 令和元年度専任教員の外部資金獲得状況

(1) 科学研究費助成事業(科研費): 文部科学省・日本学術振興会

教員名	研究課題	研究期間	令和元年度交付決定額	研究種目
小山内幸治	学習指導要領と親和性の高い金融教育プログラムの構築と教員養成へのアプローチ	平成30年度 ～ 令和2年度	1,054千円 うち間接経費243千円	基盤研究(C) 研究代表者
小山内幸治	金融リテラシー高度化プログラムの実施と期待形成効果の検証	平成28年度 ～ 令和元年度	260千円 うち間接経費60千円	基盤研究(C) 研究分担者
笹倉千佳弘	里親支援専門相談員を活用した委託児の権利擁護を視野に入れた里親養育支援システム	令和元年度 ～ 令和3年度	572千円 うち間接経費132千円	基盤研究(C) 研究分担者
李 霞	グローバル化に対応する「社会に開かれた」幼児教育課程の開発的研究	平成30年度 ～ 令和3年度	780千円 うち間接経費180千円	若手研究 研究代表者
金澤 雄介	未記述方言の形態統語論から見たサルデーニャ語の歴史的・類型論的研究	令和元年度 ～ 令和4年度	780千円 うち間接経費180千円	基盤研究(C) 研究代表者
北尾 岳夫	主体的な美術科学習における言語的・身体的活動を通じた思考の促進に関する実証的研究	平成29年度 ～ 令和元年度	65千円 うち間接経費15千円	基盤研究(C) 研究分担者

(2) 民間福祉団体等が行う地域福祉活動振興基金(内藤基金)助成: 滋賀県社会福祉協議会

教員名	事業名	令和元年度助成金額
荻田 純久	指向性保育士養成カリキュラムの検討と実践に関する研究	340千円

(3) 栄養士養成施設社会貢献活動助成金 助成：全国栄養士養成施設協会

学科名	事業名	令和元年度 助成金額
生活学科	みそ作りや大豆料理の親子体験講座	70 千円

専任教員の全学的研究活動については、「滋賀短期大学全学的研究推進部会規程」(備付-規程集 85)、「滋賀短期大学研究支援室設置要綱」(備付-規程集 87)、「滋賀短期大学研究プロジェクトチーム設置要綱」(備付-規程集 88)、「滋賀短期大学全学的研究における点検・評価規程」(備付-規程集 89)、「滋賀短期大学研究ブランディング事業における外部評価委員会要綱」(備付-規程集 90)の規程を整備している。

また、「学長裁量経費」を設け、研究の発展的高度化に向けて支援を行っている。令和元年度の申請型学長裁量経費の枠組みは、以下のとおりである。

- I 型-1 教育改革支援
- II 型-1 地域に根ざした教育研究支援
- II 型-2-1 国際学会等の発表支援
- II 型-2-2 学術雑誌への投稿支援
- II 型-2-3 書籍の出版支援
- II 型-3-1 科学研究費連動型支援
- II 型-3-2 外部資金による研究支援

令和元年度は、学長裁量経費 I 型-1 に 4 件、学長裁量経費 II 型-1 に 7 件、学長裁量経費 II 型-2-1 に 1 件、それぞれ支援を行った。令和 2 年 3 月に「学長裁量経費支援による教育研究報告会」を書面により開催し、それぞれの成果を報告した。(備付-102)

専任教員の研究倫理遵守は「滋賀短期大学研究倫理審査委員会規程」(備付-規程集 75)で規定し、倫理的及び科学的妥当性の観点から審査を行ない、令和元年度は、9 件の申請があり承認及び修正後承認を行った。また、FD 研修の一環として研究倫理教育を毎年 1 回行っている。令和元年度は 2 月に行った。

専任教員の研究成果を発表する機会として、「滋賀短期大学研究紀要」(備付-96、備付-97、備付-98)を広報・図書委員会によって年 1 回発行している(「滋賀短期大学研究紀要投稿内規」備付-規程集 96)。また、地域連携教育研究センターによって「地域連携年報」が年 1 回発行されており、第七号を令和 2 年 3 月に刊行した(備付-87、備付-88、備付-89)。地域連携年報では、本学の教員が携わった地域における調査研究プロジェクト、地域との連携による教育研究活動、地域に向けた公開講座、大学及び自治体との連携事業、高大連携事業などの報告を行っている。このほか、「学報」において主な教員の研究活動を報告している(備付-90、備付-91、備付-92)。

すべての専任教員には、個人研究室があるほか、音楽共同研究室、非常勤研究室、体育非常勤講師室がある。実験室及び実習室等は、研究活動と授業に兼用されている(製菓実習室、食品学実験室、解剖生理学実験室、心理学実験室、デザイン実習室、アパレ

ル構成実習室、美術教室 2 室、陶芸室、給食実習室、調理実習室、試食室、音楽教室 3 室、子育て支援教育プレイルーム、コンピュータ教室 3 室、医療秘書実習室、秘書実習室、ホテル・ブライダル実習室)。

専任教員には、「滋賀短期大学教員研修日並びに他大学出講等申合せ」(備付-規程集 66)により、土曜日を含む週 2 日が研修日となっている。これ以外の研修については、「学校法人純美禮学園就業規則」(備付-規程集 8) 第 36 条から 38 条に規定されている。また、「滋賀短期大学国内・国外研究員に関する規程」(備付-規程集 93) 及び「滋賀短期大学松原武夫研修補助基金運用規程」(備付-規程集 94) による研究費の補助を受け、同一年度につき教員 1 人を国内または国外で研究できる制度がある。令和元年度は該当者がなく、実施されなかった。

FD 活動は「滋賀短期大学教学マネジメント部会規程第 4 条」(備付-規程集 83) に含まれ、学内研究会として行っている(表 13)。新任教員の研究内容紹介のほか、授業時の工夫、ICT 教育利用、シラバスの作成方法などの講習をとおして、授業・教育方法の改善を行っている。(備付-100)

専任教員はじめ授業を担当する教員は全員が、受講学生の受講態度を確認している。欠席時数が基準授業時数の 3 分の 1 を超えた者は、当該科目の評価を受けられない。そのため、担当教員は欠席時数が 5 分の 1 となった時点で教務課に連絡し、教務課から本人及びゼミ担当教員に伝え、指導を行っている。

表 13. 令和元年度 FD 研修

開催日	内 容
7 月 4 日	授業づくりの工夫や向上に向けての取り組みについて 1. 山岡ひとみ講師「給食経営計画管理論」 2. 林 幸範特任教授 「大学での授業における「参加型授業」の実践例ー協同学習を参考にしたアクティブラーニングの実例ー」 3. 中村吉弘特任教授「観光・ホテル・ブライダルコース」
7 月 18 日	新任教員による研究・実践の紹介 1. 三上佳子特任准教授「主体的・対話的な学びにつながる指導案ー学生と教員がともに創る指導案ー」 2. 石井 明教授「私の学んできたこと」 3. 永久欣也特任教授「多文化共生の保育研究～保育の国際性を考える～」 4. 松村都子准教授「附属保育園の開園に向けて」
7 月 18 日	科研費申請について 1. 金澤雄介准教授「私はこう書いた！科研費申請書類」 2. 李 霞准教授「科研費申請について」
9 月 5 日	倉茂好匡(滋賀県立大学理事・副学長) 「授業評価アンケート結果の分析・検討」
12 月 5 日	シラバス作成方法についての FD 清水まゆみ教務部長
3 月 11 日	本学における ICT の利用について 小山内幸治副学長

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

本学の事務組織は、「滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程」（備付-規程集 31）に基づいて責任体制が明確にされている。教務部は高等教育開発センターと教務委員会を所管し、教務課が事務を処理している。学生部は学生支援センターと学生支援委員会を所管し、学生支援課が事務を処理している。学生募集部は、入試広報センターと学生募集委員会を所管し、入試広報課が事務を処理している。図書館は、地域連携教育研究センターと広報・図書委員会を所管し、図書館事務室と総務課が事務を処理している。短期大学の事務局には、総務課、教務課、学生支援課、入試広報課、図書館事務室及び学科事務室が置かれている。学習成果の向上に関係する事務として、教務課は学生の入学から卒業に至るまでの履修届・授業・試験・単位認定に関する事務、転科・休学・復学・退学・除籍などの学生の身分に関する事務、教員免許、保育士等の資格認定に関する事務、及び学生の(栄養教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、栄養士免許、保育士資格など)に係る連絡調整を担当し、学生支援課は、学生の修学指導に関すること、就職、進学、健康、生活面の相談に関すること、日本学生支援機構の奨学生に関することなどを担当している。ただし、令和元年12月の組織改正により、就職関係は新設されたキャリア支援課が担当している。

本学の教育課程は、資格や免許が多岐にわたり、学生から事務職員に修学上の相談が数多く持ちかけられることから、本学独自の「教務必携」を作成して対応している（備付-103）。教務必携は、毎年点検して改訂している。学生支援を担当する職員は、日本学生支援機構や日本私立短期大学協会主催の研修などに参加し、必要な職務能力を修得して対応している。就職支援においては、キャリアコンサルタントの資格を有する職員を中心に学生の希望と適性を勘案した支援に努めている。保健室には、看護師の資格をもつ職員を配置している。図書館事務室の業務については、附属高校図書館と同一の業者に外部委託し、運営している。このように、事務職員の能力や適性をよ

り一層に発揮できるよう、業務研修への参加や資格者の配置により職員の能力や適性を発揮できる環境を整えている。

令和 2 年度の管理職（教務・学生・学生募集部長及び図書館長）及び各種委員会委員の改選を控え、学生支援をより効果的に実現することをめざして組織変更に取り組んでいる。具体的には、ラーニング・サポートセンター、高等教育開発センター、キャンパスライフ・サポートセンター、キャリア・サポートセンターに改編（新設置）し、サポートセンターと事務組織が有機的に連携して、学生目線で学生支援をより効果的に実現することをめざしている。

事務関係諸規程は、「学校法人純美禮学園就業規則」（備付-規程集 8）、「滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程」（備付-規程集 31）、「滋賀短期大学旅費支給内規」（備付-規程集 43）、「学校法人純美禮学園個人情報保護に関する規則」（備付-規程集 3）、「学校法人純美禮学園文書取扱規程」（備付-規程集 6）及び「学校法人純美禮学園公印取扱規程」（備付-規程集 7）のほか、法人本部及び短期大学に係る組織、勤務、人事、経理及び福利厚生等に関する規程を整備している。

事務部署は、1 号館エントランスを入って右側に総務課と入試広報課を、左側に教務課、学生支援課、印刷室及び学生相談室を配置している。保健室は教務課及び学生支援課の部屋の近くに配置し、図書館事務室は 2 号館の図書館内に配置している。また、生活学科には準備室を配置し、幼児教育保育学科には学科事務室と準備室を配置し、ビジネスコミュニケーション学科には学科事務室を配置している。各学科事務室及び準備室には、業務遂行に必要なパソコンやプリンターなどの OA 機器を整備している。

防災対策としては、学生、教員及び事務職員が危険事象から生命・身体を守るための「滋賀短期大学危機管理規程」（備付-規程集 41）と、火災発生による人的・物的被害の軽減を図るための「滋賀短期大学防火管理規程」（備付-規程集 131）を整備している。「滋賀短期大学危機管理ガイドライン」（備付-104）では、想定できる危機事象のフローチャートを作成し、危機対応への準備を整備している。防災用品については、学生支援課が計画的に備蓄している。防火管理では、「滋賀短期大学防火管理規程」に基づいて、教員と事務職員による自衛消防組織を編成し、火災（緊急）電話連絡網と休日の緊急連絡電子メール体制を整備し、敏速に対応できるようにしている。令和元年度も、学生参加による防災訓練を実施し、終了後には事務職員（課長以上）による機械警備解除方法の指導を実施した。また、構内には防犯監視カメラを設置し、不審者の侵入を防ぐための入構管理として、正門に守衛詰所を置き、警備員を配置している。平日の夜間は機械警備により対応しているが、クラブの合宿で学内に宿泊する場合や授業などで窯を使用する場合は、従来どおりの宿直警備で対応している。台風などにより警報が発令された際の取扱いは、「滋賀短期大学授業等の休開講に関する内規」（備付-規程集 118）により対応している。情報セキュリティ対策は、「学校法人純美禮学園個人情報保護に関する規則」（備付-規程集 3）により対応している（参照、基準Ⅲ-B-2）。事務組織のネットワークシステムは令和元年 9 月に更新し、情報セキュリティ対策も講じられ、また、Windows7 サポート終了により令和元年度中に Windows10 に更新を終えている。

SD 活動に関しては、「滋賀短期大学 SD 委員会規程」（備付-規程集 82）に基づいて

いる。職員の資質の向上に向け、学内でのSD研修の充実を図るとともに、学外講座やセミナーの参加等について積極的に参加させ、教育研究活動などの支援を行っている。令和元年度は、SD研修会を3回、SD関連報告会（事務職員による研修参加報告）を3回開催した（表14、15）。（備付-101）

表 14. 令和元年度 SD 研修会

	開催日時	テーマ	講師
第1回	6月6日(木)	外国人留学生の対応について	滋賀大学国際交流課長 森 勇造氏
第2回	8月29日(木)	1. 学園財務から健全な危機意識 2. 「2021年度入学生からの大学入試改ポイント」	辰巳勝則経理部長代理（法人本部） 横山宏治氏 （株）進研アド大阪支社 支社長
第3回	2月6日(木)	研究倫理eラーニングコース （研究者向け）	深尾秀一地域連携教育研究センター長
第4回	3月11日(水)	ICTを活用した教育内容の改善	小山内幸治教授

表 15. 令和元年度 SD 関連報告会

	開催日時	テーマ	講師
第1回	6月25日(火)	1. 滋賀県の高校事情について 2. 学生募集セミナーに参加して	吉澤松美室長 （入試広報課） 市原淳美主事 （入試広報課）
第2回	11月21日(木)	1. 高等教育修学支援新制度について 概要と手続き 2. 高等教育修学支援新制度について 本学の対応	松岡佑樹主任 （学生支援課） 吉田英史課長 （総務課）
第3回	1月31日(金)	1. 学生主体広報の可能性について 戸板女子短期大学、龍谷大学の学生組織から学ぶ戦略 2. 「私立短期大学教務担当者研修会」に参加して	池田貴彦主任 （入試広報課） 松田美枝主任 （学生支援課）

日常的な業務の見直しや事務処理の改善については、職務記述書を書式化し、一人ひとりが作成することによって、各自の仕事の改善とレベルアップを図ることができるように、職務記述書をもとに検討し業務の定型化と効率化の改善や業務引継ぎ時に

活用している。

関係部署との連携は、原則的に毎週月曜日に事務局長と各部署の課長が「課長会議」を開き、学生の学習成果の獲得の向上のため、業務の連携や確認、調整、業務改善のための検討を行い改善している。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

**<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>**

教職員の就業に関する諸規程は、「学校法人純美禮学園就業規則」（備付-規程集 8）、「学校法人純美禮学園職員の育児休業等に関する規程」（備付-規程集 9）、「学校法人純美禮学園職員の介護休業等に関する規程」（備付-規程集 13）、「滋賀短期大学教員資格審査基準」（備付-規程集 60）、「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」（備付-規程集 61）、「学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程」（備付-規程集 18）、「滋賀短期大学非常勤講師の雇用契約に関する運用内規」（備付-規程集 63）、「滋賀短期大学特任教員規程」（備付-規程集 62）、「滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程」（備付-規程集 31）、「滋賀短期大学出張及び研修に関する申合せ」（備付-規程集 65）及び「滋賀短期大学定年規程」（備付-規程集 17）を整備している。

教職員の就業に関する諸規程の教職員への周知については、採用時に「例規集」を一人ひとりに配付し、規則改正などがあった場合は教授会で報告し、遺漏のないよう周知している。また、諸規程は本学の学内ウェブサイト上で提示している。新任教職員には、「新任教職員ガイダンス制度」による会を設け、採用時に説明している。

諸規程に基づいた教職員の就業管理については、上記の諸規程の運用により、適正な人事管理が行われている。新任の教員採用は、人事委員会を経て教授会の審議のうえで手続きを進めている。平成 31 年 4 月から働き方改革関連法の施行に伴い、労働時間の状況を事業主が把握するため、タイムレコーダーによる労働時間の把握が行なわれた。また、年間 5 日の年次休暇取得も計画的に取得するように徹底され、業務の偏りや働き過ぎを防止し、健康で快活な職場環境の実現をめざしている。非常勤講師の採用は、教務委員会を経て教授会で審議し手続きを進めている。免許・資格関係の教員採用については、関係機関などと協議を行った上で進めており、適正な人事管理に努めている。また、事務職員の異動については、在籍年数、経験等を考慮して適正に職員の配置換えを行っている。今後も必要に応じて行う計画である。

### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学の研究紀要に関して、査読のシステムを整えていくことが課題であったが、達成することができなかった。今後、査読のシステムをどのように整えていくかが課題である。

危機事象のフローチャートは社会情勢の変化にともない、手直しをする必要がある。フローチャートを定期的に見直し、事務組織の対応の適正化を図っていく。大学が地域に開かれた施設となることが求められている現在、施設内で受け入れる利用者の対象が広がってきている。不測の事態に対応するべく対策を具体化しなければならない。

### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

生活学科の製菓・製パンコースの教育を充実させるため、特任助手1人を採用した。

専任教員の研究倫理遵守に関しては「滋賀短期大学倫理規定」（備付-規程集 40）に組み込まれていたが、これより分離し、新たに「滋賀短期大学研究倫理審査委員会規程」（備付-規程集 75）を制定した。

本学の研究紀要には、「滋賀短期大学研究紀要投稿内規」（備付-規程集 96）に従って投稿することになっている。平成 29 年度に内規を改正して書式を統一し、さらに抄録を掲載することとした。

また、社会情勢の変化にともない、危機事象のフローチャートを見直した。

### [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

#### <根拠資料>

備付資料：108 学舎配置図、109 滋賀短期大学図書館利用案内、104 滋賀短期大学危機管理ガイドライン

備付資料-規程集：22 学校法人純美禮学園経理規程、139 滋賀短期大学寄贈資料受入れに関する申合せ、30 滋賀短期大学図書館除籍内規、131 滋賀短期大学防火管理規程、41 滋賀短期大学危機管理規程、2 学校法人純美禮学園個人情報保護基本方針、3 学校法人純美禮学園個人情報の保護に関する規則、4 学校法人純美禮学園特定個人情報の取扱に関する基本方針、5 学校法人純美禮学園個人番号及び特定個人情報取扱規則、6 学校法人純美禮学園文書取扱規程

### [区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。

- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

#### <区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地面積は 20,753 m<sup>2</sup>であり、短期大学設置基準で定められた 6,800 m<sup>2</sup>（令和元年度から学生収容定員を 700 人から 680 人に変更）を上回っている。また、運動施設としては、運動場（テニスコート 2 面含む）2,836 m<sup>2</sup>と体育館（バレーボールコート 2 面）1,336 m<sup>2</sup>を有している。校舎面積は 12,813 m<sup>2</sup>であり、短期大学設置基準で定められた 5,950 m<sup>2</sup>を上回っている。校舎建物は 1 号館、2 号館（図書館を含む）、3 号館に分かれ、1 号館と 2 号館は短期大学開学時の昭和 45 年に、体育館は昭和 49 年に、図書館は昭和 51 年に建築した。3 号館は昭和 58 年に建築し、平成 5 年に増築した。その後は必要に応じて改装を行い、現在に至っている（備付-108）。

障がい者への対応に関して、本学は「天津市バリアフリー基本構想」に定める重点整備地区に指定され、3 号館（4 階建）にエレベーターを、1 号館及び 3 号館に身体障がい者用トイレを設置している。3 号館入口、1 号館と 2 号館をつなぐ通路部分のスロープ化（平成 25 年度）、障がい者専用駐車場確保（平成 27 年度）など、順次整備を行ってきた。平成 29 年度においては、1 号館内階段に手摺の取り付け、玄関出入口の自動ドア化、校門から本学玄関前と本学玄関前から幼稚園玄関前までの導線の凹凸修繕・点字鋸の設置を完了し、大きくバリアフリー化を推進している。

学科の方針に基づいた教室として、生活学科ではアパレル構成室、製菓実習室、食品学実験室、解剖生理学実験室、調理実習室、給食実習室、試食室を用意し、幼児教育保育学科では、ピアノ指導室（5 室）、ピアノ練習室（13 室）、音楽教室（3 室）、美術教室（2 室）、陶芸室、子育て支援教育プレイルームを用意し、ビジネスコミュニケーション学科では、コンピュータ教室（3 室）、秘書実習室、医療秘書実習室を用意している。そのほか PBL（課題解決型学習）ルーム、ラーニング・サポートセンター、多目的ホール（すみれホール）を設置している。平成 28 年度に、222 教室を無線 LAN 環境とそれに対応するノートパソコンやタブレットを一体的に整備した最新のアクティブ・ラーニングスタジオ型教室として改修するとともに、授業のない時間帯を学生に開放

し、準備学習にも使用できる「工房」的な役割を持たせる教室として整備した。

機器・備品の整備に関しては、耐用年数を考えて計画的に更新を行っている。平成 28 年度は調理実習室の冷蔵庫更新、収納棚設置、製菓実習室のオープン更新、解剖生理学実験室に生物顕微鏡を購入した。平成 29 年度は試食室の照明を改修した。冷暖房設備の改修に関しては、毎年計画的に更新を行なっている。平成 30 年には授業用パソコンの全面更新を行なった。

授業を行うための機器・備品として、各講義室に放送設備、プロジェクター、VHS、DVD、スクリーンを備えている。また、教務課にノートパソコン 6 台、モバイル Wi-Fi 3 台、CD ラジカセ 3 台、OHC1 台、レーザーポインター 2 つを常備し、必要時には教室に運んで使用できる。

トイレに関しては、平成 27 年度に 3 号館 1 階女子、男子トイレ及び 2 号館教 2 階男子トイレを、平成 28 年度に 1 号館 121 教室前女子、男子トイレ及び 3 号館 2 階 321 教室横女子トイレと 1 号館 1 階学生ホール前女子トイレと続き、平成 29 年には 3 号館 3 階女子トイレと 1 号館 1 階職員トイレの改修工事を行なった。

図書館に関して、令和元年度末の蔵書数は 85,284 冊(内国書 81,074 冊、外国書 4,750 冊)、学術雑誌数は 103 種、AV 資料数は 1,466 点である。座席数は 62 席である。他には、DVD が鑑賞できる機器を 5 台設置し、参考図書や関連図書も整備している。パソコンは平成 30 年度に 5 台追加し、現在 10 台を設置している。図書館運営については、広報・図書委員会が担当し、図書館長は広報・図書委員長を兼ねている。日常業務は株式会社リブネットに業務委託契約し、厳格な運営を行っている。購入図書選定に関しては、年度始めに教員(非常勤講師含む)に授業に関連する基本図書の選書を依頼し、カリキュラムに沿った備品図書の充実を図るなど、図書館備品図書選書基準を確立している。また、平成 27 年度には「滋賀短期大学寄贈資料受入れに関する申合せ」(備付-規程集 139)を定め、受入れについては適宜進めている。廃棄システムは、「滋賀短期大学図書館除籍内規」(備付-規程集 30)を整備し、備付図書の管理をしている。

体育館(バレーボールコート 2 面)は、1,336 m<sup>2</sup>を有している。

#### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

### ＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

物品（消耗品、貯蔵品等）に関する固定資産台帳や備品台帳、貯蔵品台帳などを整備し、適正に維持管理を行っている。平成 26 年度末には、固定資産システムの導入を行い、施設設備、物品の正確な管理に努めている。

火災・地震対策、防犯対策に関しては、「滋賀短期大学防火管理規程」（備付-規程集 131）、「滋賀短期大学危機管理規程」（備付-規程集 41）を整備している。

平成 25 年度には「滋賀短期大学危機管理ガイドライン」（備付-104）を策定した。また、防犯対策の強化を図るために、警備員の正門立哨による人的警備と構内の要所に防犯監視カメラを設置する機械警備を併用し、夜間においては全館（全研究室含む）に機械警備システムを導入している。さらに、消防法の規定に基づいて消防設備の定期点検を年 2 回実施し、学生や教職員に対しては防災訓練（通報訓練・避難訓練・初期消火訓練）を年 1 回実施している。

校舎の耐震診断は平成 26 年度に 2 号館教室棟に行い、IS 値において一般基準（IS 値 0.6 以上）をクリアーしているが、0.7 をクリアーすべく令和 2 年度に耐震補強工事を計画している。平成 27 年度は、2 号館図書館棟及び 1 号館棟で耐震診断を実施し、すべてが完了した。診断の結果、2 号館図書館棟、教室棟は補強を必要とする数値であり対策を検討中である。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、システム管理者を中心に対策を講じている。教職員及び学生にはパスワードを設定し、ファイアウォールやウィルス駆除ソフトの導入、アクセス権限の設定、シンクライアントシステムの導入等により、外部からの不正アクセスを防御するとともに、コンピュータウイルスの侵入に対処している。また、他の大学等で情報流出が生じた状況においては、情報システム委員会委員長が迅速に関連情報と警告を促す E メールを全教職員に配信することにより対応している。現在、コンピュータシステム上のデータの管理については、個人情報保護基本方針及び個人情報保護に関する規則により管理している（備付-規程集 2、3、4、5、6）。平成 30 年度に教育用システムを、令和元年度には事務用システムを刷新し、セキュリティ対策の強化を行っている。

省エネルギー・省資源対策については、教授会ではもとより、学内掲示、学内 E メール、本学のウェブサイトなどにより、教職員及び学生に省エネ協力を依頼・周知している。また、LED 照明器具への計画的更新、不要な照明の消灯、デマンド監視装置の設置、遮熱フィルムの貼付などを行っている。ほかにも、地球環境保全の一環としてゴミの分別収集、リサイクル物品の回収などを行っている。平成 26 年度に経済産業省の「エネルギー使用合理化事業者支援事業」として、CO<sub>2</sub>の排出が多いボイラーによる暖房から電気式空調設備に変更し、さらに LED 照明器具の設置を促進して、従来のエネルギー消費量を 18%節電する事業に取り組んでいる。

### ＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

残すところのバリアフリー化対応が必要な箇所は、1 号館内の 1 階から 2 階への移動及び 2 号館内の 1 階から 2 階、2 階から 3 階への移動のみとなった。いずれも大規模改修が必要なことから、計画的改修が課題である。

校舎の耐震診断は、令和 2 年度の 2 号館図書館棟、教室棟の耐震補強工事の実施後は、2 号館図書館棟 3 階の 231 教室（大講堂）を残すのみとなるが、同教室はアスベストが一部残存しておりアスベスト除去と合わせて改修するという課題がある。

3 号館 4 階と 3 階の一部女子トイレは和式から洋式への改修が課題である。

学生を含む定期的な火災訓練は、年 1 回のみであり、訓練の充実が課題である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

#### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

#### <根拠資料>

備付資料：110 学内 LAN 敷設状況、111 コンピュータ教室の配置図、112 Campusmate-J 教員マニュアル

#### [区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

#### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学生は、コンピュータ教室計 3 室のパソコンを、授業時間以外にも活用することができる。近年は課題をウェブ上で提出することを求める科目が増えており、利用は活

発化している。平成 28 年度末には Windows10 へのアップデートを行った。事務職員にはひとり 1 台のパソコンを供用している。

ICT 環境の更新に合わせ、教務系のシステムも刷新してきた。成績の提出は専任教員、非常勤講師ともにウェブで行うことが可能である（備付-112）。

加えて、授業や学習支援で必要とされる ICT 環境の充実を図ってきており、学生用学内ポータルシステム、電子メールシステム、教員へのモバイル Wi-Fi の貸出なども行っている。また 222 教室、327 教室、328 教室には電子黒板を配置した。加えて、222 教室や学生食堂、学生ホールでも Wi-Fi 環境を整えた。こうした取り組みにより本学の ICT 環境はこの数年で飛躍的に向上した。

各学科では、入学当初にコンピュータ利用法に関して教育課程の編成と実施の方針に基づいてコンピュータ教室 3 室を有効に活用し（備付-111）、以下のように学生のコンピュータ技術を向上させている。

生活学科では、「情報処理基礎Ⅰ」「情報処理基礎Ⅱ」を開講しており、Word、Excel、PowerPoint による文書作成・表計算・プレゼンテーションに関する基礎から実践までの技術が修得されるようになっている。

幼児教育保育学科では、「情報処理基礎Ⅰ」「情報処理基礎Ⅱ」は幼稚園教諭二種免許状取得のための必修科目である。保育士資格を取得する学生にもこれらの科目を履修するよう指導している。

ビジネスコミュニケーション学科では、コース別必修を廃止し、OA 機器関連科目ではワードプロセッシング技術を中心とする「コンピュータ実務演習」、Excel の実践的技術を身につけるための「OA 機器演習Ⅰ」、「OA 機器演習Ⅱ」、Visual Basic とマクロを学ぶ「情報処理演習Ⅰ」、コンピュータシステムの仕組みを理解する「情報システム概論」を全コースで必修としている。また、「データベース演習」、「インターネット演習」、「CG 演習」、「デザイン論」、「ウェブデザインⅠ」、「ウェブデザインⅡ」、「ウェブデザイン演習」、「CG 演習」「マルチメディア演習」、「医療事務コンピュータ」、「電子カルテ演習」など、学生の目的に合わせた OA 機器に関する多様な知識と技術を修得できる科目を配置している。これらは上級秘書士、上級情報処理士、ウェブデザイン実務士、日本医師会認定医療秘書、上級秘書士（メディカル秘書）、秘書士、情報処理士などの資格を取得する上で必要な科目であり、多くの学生が履修している。

教員は、「ICT を活用した教育内容改善」をテーマとした FD 研究会を毎年行っており、情報技術向上に努めている。事務職員は、日常業務の中で Word、Excel などを使用することにより、パソコンの技術を向上させている。法人本部では事務職員のパソコン技術向上のための講習会を開催している。

コンピュータシステムの更新や保守に関しては、学内に情報システム委員会を設け、新規システムの導入や保守管理について適宜検討を行っている。

学内は LAN で接続されており、特にコンピュータ教室にはマルチメディア機能を備えた CAI システムが整備されている（備付-110）。しかし、学内無線 LAN は未整備となっている。

教員は、学内ポータルシステムから講義連絡や課題登録などの教務掲示を行える。学生は自宅のパソコンやスマートホンから本学の学内ポータルにアクセスすることで、

履修登録を始め、授業時間割の確認、休開講の情報、求人検索などができるようになっていいる。また、授業に Google Classroom を活用することができる。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

ICT は日進月歩であり、授業での活用について最新技術を駆使した教育方法などの講習会を定期的開催する必要がある。加えて、どの教室でも利用できるよう、学内無線 LAN の拡張が課題である。将来的には、ウェブ上でレポートや小テストの実施、授業資料のアップロードなどができる環境を整備する方向で計画を策定していくことが求められる。

また、学内ポータルサイトの活用については、入学後のガイダンスで学生に伝えているが、十分に活用されているとは言い難い。学内の Wi-Fi を整備することで、いつでもどこでもサイトにアクセスできるようにし、学生への効率的な情報提供を図らなければならない。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

#### [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

##### <根拠資料>

提出資料：16 平成 29 年度計算書類、17 平成 30 年度計算書類、18 令和元年度計算書類、19 中長期経営計画「すみれ 2030」ウェブサイト、20 決算概要報告(令和元年度事業報告について)ウェブサイト

備付資料：113 滋賀短期大学教育研究充実基金募集趣意書・募集要項、114 財産目録及び計算書類(平成 29 年度)、115 財産目録及び計算書類(平成 30 年度)、116 財産目録及び計算書類(令和元年度)

備付資料-規程集：22 学校法人純美禮学園経理規程、23 学校法人純美禮学園資金運用規程

#### [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

- ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学園全体の財務状況は、資金収支及び事業活動収支において直近 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）、収支均衡な状態となっている。ただ、事業活動収支においては、経常収支での悪化が見られる。

直近 3 年間での資金収入・支出の合計は 24～32 億円程度で推移し、翌年度繰越支払資金も 3～6 億円程度で安定的に推移しており、前受金収入を上回る額となっている。

事業活動収支計算書の経常収支差額において、平成 30 年度は収入超過（黒字）であったが、平成 29 年度は 100 周年記念事業としての高等学校校舎建替に伴う建設費関

係、保全改修等、令和元年度は新設の附属保育園建屋建設費・施設設備関係の大型経費支出により支出超過（赤字）となった。また、支出増加だけでなく収入においては学生生徒納付金などの伸び悩みがその要因となっている。補助金関係は、令和元年度の短期大学の経常費特別補助金は私立大学等改革総合支援事業（タイプ1・3）に採択されたことから補助金収入が前年度比、若干増加した。

貸借対照表では、令和2年3月31日現在、資産の部合計は6,292,191千円となり、前年度末より378,189千円の増加となった。その主な要因は「有形固定資産」として、新たな学園の付随事業として保育所を令和2年4月から開設することになり、その保育所の新園舎建屋と構築物などで407,322千円の増加とそれに伴う「特定資産」減価償却引当特定資産の取崩（70,000千円）などによるものである。負債の部合計は1,441,542千円となり、前年度末より211,427千円の増加となった。その主な要因は保育所の新園舎建設に伴う長期借入金200,000千円や退職給与引当金などによるものである。純資産の部合計は4,850,649千円で、前年度末より166,762千円の増加となった。いずれも令和元年度は保育所開設準備に係る事業であり、全般的に概ね健全に推移している。

私学事業団の基準「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」から見る経営判断指標では、事業活動収支計算書における経常収支差額の悪化の影響により、当学園は「B0」（イエローゾーンの予備的段階）に区分される。

また、財政に大きな影響を与える退職給与引当金は、文部科学省の通知（平成23年2月17日付 22高私参第1号）に従い、平成23年度から経過措置を適用して10年間で100%計上することとしており計画的に積増を行っている。

資産運用は、「学校法人純美禮学園経理規程」（備付-規程集22）及び「学校法人純美禮学園資金運用規程」（備付-規程集23）に基づき、保有資金の安全性を確保しつつ効果的に運用した結果、令和元年度の運用利回りは2.06%（昨年度1.93%）となった。ただ、年度末からは新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世界的に経済市場が混乱しているため、来年度は市況を注視する必要があると考える。また、現在、学校債の発行はしていない。

本業である教育活動に関して、教育研究経費比率は過去3年間、法人全体では25～37%程度で推移している。短期大学では過去3年間、27～30%程度で推移し、令和元年度は29.59%となった。また、教育研究用の施設設備及び教育資源の活用計画については、各科会及び短期大学事務局が予算案を作成し、法人本部事務局のヒアリングを経て編成している。図書は、図書館長を委員長とする広報・図書委員会が予算案を作成し、同様の過程を経て予算編成をしている。

公認会計士による監査状況は、年6回程度実施をしている。うち決算監査は2日間実施し、学園の監事や理事との意見聴取などを行い、双方間のコミュニケーションを図っている。令和元年度においては、重大な指摘事項はなく、計算書類等において経営状況及び現在の財政状態など、適正に処理・開示しているものと評価し監査報告書を受理している。

寄付金募集は、募集目的を明確にしつつ、特定公益増進法人の証明及び受配者指定寄付金の手続きを行い、法令に従い適切に行っている。また、入学者に関連する寄付金

は、任意の寄付であることを申し添え、趣意書を配付している(備付-113)。特に令和2年度は短期大学創設50周年を迎えるため、寄付金についてはさらに積極的に募集していく方針である。

短期大学の最重要課題である入学定員の確保において、令和元年度の入学定員充足率は、80.6%となった。これは全国私立短期大学の87.2%を下回った水準となる。また、令和2年度の入学定員充足率は87.2%となり、全体平均レベルまで回復することができた。しかし、18歳人口の減少や高校生の四大への志向が強く、全体的に入学者数が減少傾向となっていることは変わらず、今後の大きな課題として改善を図る必要がある。

また、令和2年度の学科別収容定員充足率をみると、生活学科で71.8%、幼児教育保育学科で73.3%、ビジネスコミュニケーション学科で105.5%となった。今後、収容定員充足率が80%を割込むことになれば学園全体として大きな課題を抱えることになるため、早期の改善を図っていきたい。

財務的な指標において「経常収支差額比率」を重点的な目標とし、支出超過の状態を改善するため、収入の安定化、収容定員の確保を最大の課題としてその比率を向上させたい。

学園の事業計画においては、中長期経営計画「すみれ2030」(2018年度から2030年度)の実行に基づき、期間を3段階(第1弾:2018年度から2020年度、第2弾:2021年度から2025年度、第3弾:2026年度から2030年度)に区分して進捗を計画的に実施し、2030年度には学園のあるべき姿を想像できるよう、計画実行を追求することとしている(提出-19)。

また、予算においては、その中長期経営計画に基づき単年度の予算計画とし、法人本部において各部門の所属長(学長・校長・園長)とのヒアリングに基づき、理事長と協議したうえで予算編成基本方針並びに予算内容を常任理事会、評議員会及び理事会の審議を経て毎年2~3月に決定している。これら決定事項は、定期的開催される事務連絡会(各部門の課長等)において徹底し、また、教授会・職員会議などで周知徹底され、PDCAサイクルを運用する仕組みとしている。予算執行は、学園経理規程に則り、経理責任者を経て理事長に報告している。

日常的な出納業務は、学校法人会計システムによる日々の経理伝票処理により、経理責任者の決裁を経て理事長に毎月報告している。資産及び資金の出納状況は、適宜出納帳を作成して厳格に管理し、一定額以上の大口支出及び当初予算に計上されていない支出については、法人本部と協議し妥当性の可否の判断を受け、安全かつ適正に管理している。

資金運用管理は、学園資金運用規程に則り、安全かつ有効な方法で理事長の決裁を受け運用している。

これらに基づいた経理関係書類は、月次試算表として毎月作成され、経理責任者を経て理事長に報告を行っている。

下記の比較表(表-16)は、直近5年間の主要財務指標の推移である。

表 16 主要財務指標の経年比較表

(単位 %)

主要比率	算式(×100)	評価基準	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	60%以下	62.2%	61.2%	64.1%	64.9%	69.8%
人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	100%以下	97.0%	98.2%	96.1%	100.4%	106.9%
教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	25%以上	24.4%	24.6%	36.5%	25.1%	26.8%
管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$	低い方が良 (10%程度)	4.8%	4.5%	6.1%	8.0%	8.3%
経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	高い方が良 マイナス回避	8.4%	9.5%	△6.8%	1.8%	△5.2%
教育活動資金収支差額比率	$\frac{\text{教育活動資金収支差額}}{\text{教育活動資金収入計}}$	高い方が良	12.2%	13.0%	0.7%	5.1%	3.4%
積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{要積立率}}$	75%以上	75.4%	78.1%	72.4%	61.8%	50.4%
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	200%以上	226.2%	221.4%	214.5%	195.9%	195.7%

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

#### <区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

短期大学の独自計画としての中期計画(平成26年～令和5年)に基づき、第5次中期目標・計画(平成30年～令和2年)を実施中である。その骨子は、これまでの伝統と実績を引き継ぎ堅実な教育研究のもとに、地域との連携を深めながら、地域に根差した短期大学づくりをめざすとして、下記4つを主要なテーマとしている。①公開講座などによる地域貢献活動、②自治体などとの地域連携教育活動、③学長裁量経費による地域連携研究活動、④地域に信頼される短期大学づくりである。

平成27年度に実施したSWOT分析に基づき、各学科の強みや弱みを分析し、短期大学全体の経営戦略を策定している。また、毎年、学園の中長期経営計画を検証し改善に取り組んでいる。

学園創立 90 周年(平成 20 年度)には「学園総合改革」が実施され、男子学生を受け入れる共学校に移行した。移行後は一時的に総収容定員(在籍者数)を確保できていたが、ここ数年は収容充足率 80%を少し超える程度の推移となっている。学園として定員の確保が最大の課題となる中、学生・生徒・園児数の確保が計画とおり達成できておらず、学生生徒等納付金や補助金などの収入源は減少傾向となっており、今後は安定的な収入の観点から改善策を講じる必要がある。

令和元年度の学園全体の活動区分資金収支計算書において、教育活動資金収支差額は 54,237 千円の収入超過となった。事業活動収支計算書における事業活動収支差額は 166,762 千円の収入超過となった。主な要因としては、収入では学納金などの収入は減少するも、短期大学の経常費補助金の特別補助金「私立大学等改革総合支援事業(タイプ 1・3)」が 14,155 千円により予算対比 12,396 千円の増加、雑収入として退職者の退職金財団交付金の 15,075 千円により予算対比 14,132 千円の増加、その他特別収入として保育所の新築園舎に伴う施設設備補助金収入等 270,346 千円により予算対比 1,156 千円の増加となったことが挙げられる。支出では、人件費で退職給与引当金繰入額 13,190 千円と退職金 6,108 千円により予算対比 13,073 千円の増加、管理経費では保育所関係の什器用具費 21,682 千円により予算対比 12,082 千円の増加となった。また、教育研究経費の節約効果もあり全体的に支出は減少した(▲34,527 千円)。特に消耗品費(▲11,990 千円)、光熱水費(▲4,994 千円)、旅費交通費(▲4,712 千円)、業務委託費(▲5,923 千円)の減少が大きい。

また、支出の大半を占める人件費における短期大学の人件費率は、短期大学 1 法人あたりの全国平均は 60%程度(平成 30 年度)となっているが、本学では 71.06%(令和元年度)と高く、さらなる人件費負担の軽減を図る必要がある。人事採用計画では中期計画により退職者の補充分を基本とし、現場の状況に応じた期限付き採用(特任)を併用して教育内容の充実に努めている。

事業活動収支計算書において、令和元年度経常収支差額は▲84,551 千円と支出超過(赤字)となった。そのうち短期大学において▲70,534 千円と赤字の大半を占めている。要因は上記にあるように学納金等の収入源の減少と人件費の高止まりにあり、直近 3 ヶ年は不安定な収益状況となっているため、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は「B0」のイエローゾーンの予備的段階にあると言える。早期の改善対策が必要と考えている(提出-18)。

外部負債では、前年度の高等学校の校舎新築工事に伴う借入金 600,000 千円と今年度の保育所新園舎の建設費や構築物などの経費に伴う借入金 200,000 千円が嵩み、888,648 千円となっている。ただ、借入金においては約定年数の中では十分に返済できる計画となっている。また、運用資産では、現金預金 310,912 千円と特定資産 1,337,674 千円の合計で 1,648,586 千円保有しており、外部負債に十分対応できる範囲である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

財的資源の基本は、安定した収入源の確保にある。その重点課題は以下の 3 つである。

- ①入学定員の確保。

18歳人口の減少や四年制大学への志願者増加の傾向等がある中、短期大学の課題は入学者の安定的な定員確保にある。近年の学生募集の取り組み状況や短期大学の教学面での魅力づくりを再検証し、具体的な施策を講じる必要がある。

②留年・除籍・退学率の増加。

全国平均から見ても当学園の留年・除籍・退学率は高く推移している。令和元年度では全体で4.0%となった。特に留学生への対応には十分注意・配慮を払う必要がある。各学生の将来設計や学園の財政上の機会損失とならないよう、学生一人ひとりと向き合い個別相談など、面倒見の良い短期大学と評価されるよう取り組みを進めている。

③競争的補助金の確保推進。

短期大学の教育的取り組みが学生にとって魅力的なものとなり、社会との連携・協働が効果的かつ活動内容が第三者から評価される取り組みとなるよう、競争的に勝ち取る補助金においては積極的に推進しなければならない。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

学生の退学者減少への取り組みについては、ゼミアワーの改善によるきめ細やかな指導体制の確保や退学・休学届出用紙の改善などを行い詳細な原因究明を行うなど対策を図った。

平成29、30年度に学生募集からコンサルタントの導入を行い積極的に学生募集活動に取り組んだ。その結果、ビジネスコミュニケーション学科の定員確保において成果が見られたが他の学科においては減少する結果となり、学納金収入の減少となっている。成果の検証や業務内容の検証を行った結果期待できる結果が得られず、令和元年度においては契約を解除することとなった。これらの検証を整理し、コンサルタントからの指導助言等を考慮した学生募集に取り組むこととしている。今後は、広報活動についてプロジェクトを立ち上げ取り組み、定員確保に繋げ安定的な財源確保を図っていきたい。また、退学者等による学納金の機会損失にならないようきめ細やかな学生指導を行う必要があり、シラバスにおけるオフィスアワーの厳格明示などの改革を行った。

FD研究会の一環としてICT利用の講習会を行い、授業内での活用につなげた。

令和元年度からは、学長のリーダーシップのもと若手教職員による「企画戦略チーム」を立ち上げ、魅力ある短期大学として生き残るために滋賀短期大学の今後のあり方について検討し改革に取り組んでいる

##### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

ICTは情報化社会では必須であり、全学科で関連科目を卒業必修とする。ビジネスコ

コミュニケーション学科ではすでに卒業必修にしており、生活、幼児教育保育学科で「情報処理基礎Ⅰ・Ⅱ」を卒業必修科目にする。また、学内無線 LAN、Wi-Fi 環境を整備し、ポータルシステムを効率よく利用できるよう改善する。

予算編成については、平成 29 年度に導入した会計システムの目的別予算編成を活用することによって精度の高い予算編成ができ、実績把握も瞬時に行うことができることから予算編成の改善につながっている。財務改善については、短期大学 50 周年を視野に入れた中期計画の新たな策定に取り組むこととしている。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## &lt;根拠資料&gt;

提出資料：21 寄付行為

備付資料：117 理事長の履歴書、118 学校法人実態調査表(写し)(平成 29 年度)、119 学校法人実態調査表(写し)(平成 30 年度)、120 学校法人実態調査表(写し)(令和元年度)、121 理事会議事録(平成 29 年度)、122 理事会議事録(平成 30 年度)、123 理事会議事録(令和元年度)

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

### <区分 基準IV-A-1の現状>

理事長は、建学の精神及び教育目的を十分に理解し、教育に深い見識を有しており、附属高等学校、附属幼稚園及び地域との連携の重要性を認識している。また、常任理事会及び理事会などにおいてリーダーシップを発揮するとともに、他の理事の意見を踏まえて学園の方向性を決定している。これまでの経歴及び経験に裏づけされた理事長の言動は、学園の全教職員から大いなる信頼を得ている。

学園運営の基本となる「財政改善中期計画（学園財政中期計画）」及び予算の策定にあたっては、自らの考えを保持しながらも、法人本部が各部門からヒアリングした結果の報告を聞いたうえで、適宜指示を出している。このように、理事長は学校法人の業務を総理している。

理事長は、決算及び事業報告について、監事の監査を経て、5月に開催する理事会において議決を得た後、評議員会に報告して意見を求めている。

理事会は学校法人の最高議決機関として位置づけ、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事長は、学校法人純美禮学園寄附行為第15条の規定に基づいて理事会を開催している。理事会は理事長が招集し、議長を務めている。学園の重要事項については各部門で検討を重ねた後、常任理事会及び理事会で審議することにより最終意思決定を行っている。

短期大学の自己点検・評価においては、自己点検評価部会が個別に自己点検・評価を行い、自己点検・評価委員会で検討を重ねた結果を、理事長が委員長を務める自己点検・評価統括委員会において総括している。この統括委員会は報告を統括整理し、短期大学全体の自己点検・評価報告書として取りまとめている。さらに、理事会で審議することにより最終意思決定を行っている。

理事長及び理事会は、短期大学の発展のために学園運営に必要な情報の収集を行っている。日本私立短期大学協会の総会及び日本私立学校振興・共済事業団のリーダーズセミナーなどへ参加し、他の短期大学と交流を図るとともに、情報収集を行っている。また、学園内においても短期大学から学内の状況及び周辺地域の情報を収集し、理事会へ適宜提供するとともに、学園の意思決定に必要なと思われる事項については、理事長がその旨の指示を出して情報収集に努めている。

理事会は学校法人の最高意思決定機関であることを念頭に、短期大学の運営に関する責任主体は理事会（理事長）にあることを認識し、法人運営に携わっている。また、理事会における議論及び報告などを通じて、理事の職務執行状況を監督している。

学校運営の基本となる学則の改正及び理事会の承認が必要とされている重要な規程の改正については、理事会での審議を経て整備されている。また、その他の運営に必要な規程の整備についても、教授会資料により理事長へ適宜報告されている。

理事就任者には、理事長及び法人本部事務局から短期大学案内、附属高等学校要覧及び附属幼稚園要覧等の資料により、建学の精神をはじめとして学園の経営方針及び短期大学の運営状況などを説明している。理事就任者はこれらを十分に理解した上で、自らの学識及び見識に基づいて法人運営に携わっている。理事の退任については、学

学校教育法第9条を寄附行為第10条で準用している。

理事の選任にあたっては、学長経験者、校長経験者及び学識経験者を中心に候補者を選任し、私立学校法第38条の規定に基づく寄附行為第6条の規定を基に適切に選任されている。校長及び教員の欠格事由は、寄附行為に規定されていないが就業規則により学校教育法の欠格事由による解雇規定が定められている。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

課題としては、学園が直面している学生・生徒の入学定員確保などについて、教職員の意識をさらに高める必要がある。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

#### [テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

#### <根拠資料>

備付資料：124 学長の履歴書、125 学長の教育研究業績書、126 教授会議事録(平成29年度)、127 教授会議事録(平成30年度)、128 教授会議事録(令和元年度)、129 各種委員会議事録(令和元年度)

備付資料-規程集：25 滋賀短期大学学則、27 滋賀短期大学教授会規程、45 滋賀短期大学学長選考規程、68 滋賀短期大学企画委員会規程、69 滋賀短期大学入学試験委員会規程、70 滋賀短期大学教務委員会規程、71 滋賀短期大学学生支援委員会規程、72 滋賀短期大学広報・図書委員会規程、73 滋賀短期大学学生募集委員会規程、74 滋賀短期大学倫理委員会規程、75 滋賀短期大学研究倫理審査委員会規程、76 滋賀短期大学人権委員会規程、77 滋賀短期大学実習委員会規程、78 滋賀短期大学国際交流委員会規程、79 滋賀短期大学衛生委員会規程、80 滋賀短期大学施設整備委員会規程、81 滋賀短期大学情報システム委員会規程、82 滋賀短期大学SD委員会規程、83 滋賀短期大学、教学マネジメント部会規程、84 滋賀短期大学IR部会規程

#### [区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

- ② 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ③ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
  - ④ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑤ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑥ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑦ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑧ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

#### <区分 基準IV-B-1の現状>

本学において、教育研究に関する重要な事項は「滋賀短期大学学則」（備付-規定集 22）及び「滋賀短期大学教授会規程」（備付-規定集 23）に基づき、学長が教授会を召集し、議長として適切に会議の運営を行い、そこでの議論を踏まえて最終的に判断し決定している。

現学長は、平成 30 年 4 月に本学に学長として赴任したが、長年にわたる大学教員としての教育・研究の実績に加え、他大学で副学長として大学経営に携わった経験を有している。さらに平成 30 年度から日本私立短期大学協会の副会長に就任しており、新時代の短期大学運営に対する確かな見識と広い視野をもって、本学の改革全般に対して優れたリーダーシップを発揮している（備付-124、備付-125）。また、学園創設者の足跡を自ら調べて披露するなど、建学の精神について、その背景を含め学内で共有化する取り組みを熱心に行い、教授会、各種委員会などでは、教育方針、短期大学の運営方針についての議論を主導するなどして、建学の精神を活かした本学の向上、発展に尽力している。

学生に対する懲戒（退学・停学及び訓告処分）については、学則第 55 条第 1 項により教授会の議を経る必要があり、また、処分にあたって学長は教授会規程第 3 条第 5 号により事前に教授会の意見を聞くこととなっている。令和元年度の処分は訓告が 1 件であった（備付-規程集 25, 27）。

短期大学経営に関する問題に関しては、学長が迅速に判断し意思決定ができるよう、

平成 27 年度の学校教育法改正を受け、学内の関係規定を見直すとともに、平成 30 年度には副学長を増員して 2 名とし、学長を助ける体制を強化した。また、教務だけでなく短期大学運営全般にわたる学長の統括を担保するよう、学長、副学長、事務局長及び総務課長が議論する場を毎週設定し、さらに、短期大学の重要事項を理事長と協議するために「企画調整会議」を設け、定例的に理事長と意見の調整を図っている。

本学の学長選考については、「滋賀短期大学学長選考規程」（備付-規定集 45）に基づき、学長候補者選考委員会が学長候補者を選考して理事会に報告し、理事会は教授会及び評議員会の意見を聞いて学長を選任し、理事長が任命することとなっている。

本学の教授会は、毎月、教授会規程に基づき学長が開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している（備付-規程集 27）。教授だけでなく、准教授、講師、助教の職にある常勤の教員全員で組織し、事務局の各部長・課長の出席のもと、学生の入学・卒業・学位授与・学修評価・賞罰に関する事項、教育課程の編成に関する事項、学則その他規定に関する事項及び学長がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、意見を取りまとめている。なお、審議事項については、開催通知に明記し、事前に出席予定者全員に学内メールを配信して周知しており、すべての教授会の審議内容は、議事録として適正に作成し事務局に保管している（備付-126、127、128）。

毎年、年度末に開催する教授会においては、学位授与（卒業）状況、資格取得状況、専門就職状況といったその年度の学修成果を報告している。また、3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）については、各科での点検を経て企画委員会で協議し、翌年度の教授会で審議し、全教員がその内容を確認し認識している。さらに、毎年度の開始にあたり開催する「非常勤講師予定者教務説明会」においても 3つのポリシーと教育の充実に向けての説明を行い、全教員の意識統一を図っている。

教授会のほか、教育上の委員会として、企画委員会、入学試験委員会、教務委員会、学生支援委員会、広報・図書委員会、学生募集委員会、倫理委員会、研究倫理審査委員会、人権委員会、実習委員会、国際交流委員会、衛生委員会、施設整備委員会、情報システム委員会、SD 委員会を設置している。それぞれ関係規程に基づき設置され、所管事項の企画・審議を担い、適切に運営されている（備付-規程集 68～82）。さらに、企画委員会のもとには、教学に関わる重要事項の企画調整を図り関連事業を推進する教学マネジメント部会を設けるとともに、学内外の教育研究等に関する情報の収集、分析、評価を行う IR 部会を設置し、教学分野の全般に関わる情報の共有、意見交換、協議及び調整を行い、学長のリーダーシップを補佐している（備付-規程集 83、84）。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

課題としては、学長のリーダーシップのもと、副学長と協働して、意思決定のさらなる迅速化と効率化を図ることが挙げられる。そのため、企画委員会をはじめ、学内にあらゆる各種委員会の企画力を上げていく必要がある。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

平成 29 年度までは、毎月、学長と副学長が教務部長、学生募集部長及び学生支援部

長から、順番にそれぞれ所管する委員会での審議状況の報告を受けていたが、平成 30 年度後期からは、部長会議と変更し、一堂に会して学長・副学長だけでなく、各部長間でも情報共有と意見交換が行えるようにしている。

## [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

### <根拠資料>

備付資料：130 監査報告書、ウェブサイト「平成 29 年度の教育情報の公開/平成 28 年度事業報告及び決算概要報告」、131 監査報告書、ウェブサイト「平成 30 年度の教育情報の公開/平成 29 年度事業報告及び決算概要報告」、132 監査報告書、ウェブサイト「令和元年度の教育情報の公開/平成 30 年度事業報告及び決算概要報告」、133 評議員会議事録(平成 29 年度)、134 評議員会議事録(平成 30 年度)、135 評議員会議事録(令和元年度)

### [区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

### <区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、理事会に毎回出席して理事の職務執行状況を監督するとともに、法人本部事務局職員などから説明を受け、必要に応じて学校法人の業務または財産について意見を述べるなどして、業務監査を実施している。また、私立学校振興助成法に基づいて会計監査を委託している公認会計士による会計監査のうち、決算監査時には立ち合い、意見聴取を実施している。また、決算理事会や評議員会に出席をし、監査報告等を報告している。

毎会計年度の監査報告書は、会計年度終了後 2 ヶ月以内の 5 月末までに開催される理事会及び評議員会へ提出している。この報告書は、法人のウェブサイトで公表している(備付 130、131、132)。また、監事は、文部科学省が開催する監事研修会に積極的に参加し、私学行政の課題や現状について認識を深めている。監事の監査項目が多岐にわたっており、短期大学を取り巻く状況などについての情報を得るため、平成 27 年度から教学面の監査を充実させるための教学担当者等との 12 項目にわたる内容について、質疑応答等の面談による積極的な監査を実施している。

**[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

#### **<区分 基準IV-C-2の現状>**

寄附行為の規定に基づき、評議員の定数は17人から23人（平成31年4月1日現在の現員は21人）であり、理事定数の8人から11人（平成31年4月1日現在の現員は10人）の2倍を超えている。

私立学校法第42条に規定されている予算、借入金及び重要な資産処分に関する事項などについては、寄附行為第20条（諮問事項）の規定に基づいて理事長があらかじめ評議員会の意見を聞き、その後理事会で議決している。評議員は、寄附行為第22条の規定に基づく選任区分にしたがった数により組織している。

**[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

#### **<区分 基準IV-C-3の現状>**

平成19年に学校教育法が改正され、大学は、教育研究成果の普及や活用の促進に資するため、教育研究活動の状況を公表するものとされており、平成22年には学校教育法施行規則の改正により、教育研究活動等の状況として公表すべき事項については、ウェブサイトを通じて詳細な公表を行っている。

財務情報は、①法人の概要、②法人会議及び監査の実施状況、③各部門の教育推進の概要（事業報告）、④決算概要及び決算書類と主要な財務指標・グラフ等を公開するとともに、1. 財産目録、2. 貸借対照表、3. 収支計算書、4. 事業報告書、5. 監事による監査報告書等の閲覧にも供している。また、「大学ポートレート」（日本私立学校振興・共済事業団）にも公表している。さらに、学報を通じての財務情報の公開も行っている。

#### **<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>**

学園の課題は、財政改善を中心とした中長期経営計画「すみれ2030」に基づいた各部門の事業計画を毎年度厳格に検証し改善していくことにある。しかし、その検証結果が次期度以降の計画に十分反映することができているとはいえない。教職員全員がその計画に則り、一丸となってPDCAサイクルを稼働させる必要がある。

また、財務情報の公開は、学校法人会計基準の改正により、「第三者にもわかりやす

く」、「学校経営の改善に役立つ」などの観点から、計算書類等の大幅な書式変更が行われ、学校法人の経営状態や財務状況の透明性の充実が図られた。よって、学園としては財務情報の公開により、さらなる財務の健全性を追求し、財務体質の強化に努める必要がある。

#### ＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

令和元年5月に私立学校法の一部改正があった(令和元年5月24日公布、令和2年4月1日より施行)。主な改正内容は、①役員の職務と責任の明確化等、②経営力の強化(中期的な計画の作成)、③情報公開の充実、④破綻処理手続きの円滑化等である。

本学においては全て対応ができています。

#### ＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

##### (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

平成27年に受けた認証(第三者)評価において、理事会及び評議員会の議決の取扱い方法について「欠席者への議決は、書面により議案に対する賛否を表現する方法で取ることが望ましい」との指摘を受けた。それ以降の理事会及び評議員会では、欠席者への議決については適正に対応している。

##### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

監事監査は、理事会などへの出席と理事の職務執行監査及び決算に係る財務監査のほか、教学に関する教学監査を実施している。また、適宜理事長と個別懇談を行い、さらに充実した監査内容となるよう改善を図っている。

今後も、外部の目を意識した理事会機能の充実、教育の質保障・教職員の質向上に努め、理事長・学長等の強いリーダーシップを通じた経営力の強化に取り組むことが重要である。

2018年度からは中長期経営計画「すみれ2030」として2030年度に向けて、学園のあるべき姿を追求し、毎年度検証を繰り返し、改善計画を立案している。

教育及び財務情報などのガバナンスでは、迅速かつ適切な対応と取り組みを実施している。「一般行動計画」ではウェブサイトへの掲載も図っている。今後もガバナンスの強化を図るため、ウェブサイトを活用した取り組みを実施していく。

監事監査においては、年間計画を作成し、監査内容の充実に取り組む。特に学園の公認会計士や内部監査室との連携や対話を強化し、理事の職務執行への牽制、ガバナンスの強化に努める。